

履修要項は再配付しません。大切に保管してください。

2025年度
履修要項

履修要項

(2025年度 入学者用)

人間福祉学部

Faculty of Human Welfare

社会福祉学科

Department of Social Welfare

共生社会学科

Department of Social Inclusion

子ども教育学部

Faculty of Child Education

子ども教育学科

Department of Child Education

人間科学部

Faculty of Human Sciences

心理学科

Department of Psychology

田園調布学園大学

Den-en Chofu University

〒215-8542

神奈川県川崎市麻生区東百合丘 3-4-1

TEL.044(966)1306(教学支援課) TEL.044(966)9211(代表)

田園調布学園大学

DCU

田園調布学園大学

Den-en Chofu University

2025 年度

履修要項

目 次

【教育課程】

田園調布学園大学 デイプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー	3
人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻	5
デイプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー	
人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻	7
デイプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー	
人間福祉学部 共生社会学科	9
デイプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー	
子ども教育学部 子ども教育学科	11
デイプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー	
人間科学部 心理学科	13
デイプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー	
社会福祉学科 社会福祉専攻	15
(1) 社会福祉学科の概要	15
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	16
社会福祉学科 社会福祉専攻 開設授業科目 (カリキュラム・マップ)	17
人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 カリキュラム・ツリー	20
社会福祉学科 介護福祉専攻	22
(1) 社会福祉学科の概要	22
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	22
社会福祉学科 介護福祉専攻 開設授業科目 (カリキュラム・マップ)	23
人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻 カリキュラム・ツリー	26
共生社会学科	28
(1) 共生社会学科の概要	28
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	28
(3) 専門演習Ⅰ・Ⅱ	28
(4) 卒業研究	28
共生社会学科 開設授業科目 (カリキュラム・マップ)	29
人間福祉学部 共生社会学科 カリキュラム・ツリー	34
共生社会学科における資格取得と「コース」について	36
(1) 1年次の履修について	36
(2) 2年次以降の履修と「コース」の選択について	36
(3) 卒業までに同時に取得を目指すことができる免許・資格とできない免許・資格	36
子ども教育学科	37
(1) 卒業に必要な単位数と授業科目	37
子ども教育学科 開設授業科目 (カリキュラム・マップ)	38
子ども教育学部 子ども教育学科 カリキュラム・ツリー	42
子ども教育学科 2025年度以降入学者対象 学年別開講科目	44
履修上の注意	46
令和7年度 幼保コース履修モデル①「社会の課題に向き合い、実践に活かせる教育・保育者」	48
令和7年度 幼保コース履修モデル②「表現分野に強い教育・保育者」	49
令和7年度 幼保コース履修モデル③「スポーツ健康分野に強い教育・保育者」	50
令和7年度 幼小コース履修モデル④「幼小接続への理解をもった教育・保育者」	51
心理学科	52
(1) 心理学科の概要	52
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	52

心理学科 開設授業科目 (カリキュラム・マップ)	53
人間科学部 心理学科 カリキュラム・ツリー	56
履修上の注意	58
(1) 「基礎演習」と「人間科学マインド」について	58
(2) 実習について	58
(3) 資格取得	58
(4) 専門演習 (ゼミ) の選択について	58
履修の案内	59
科目の区分と単位制について	59
履修登録について	60
授業について	61
成績評価と単位の認定について	64
試験について	66
GPA について	67
単位互換について (放送大学)	68
実習について (社会福祉学科、共生社会学科)	69
実習の概要 (福祉関係)	69
実習の流れ (福祉関係)	69
実習スケジュール	69
1. ソーシャルワーク実習 (社会福祉専攻、介護福祉専攻、共生社会学科)	70
2. 精神保健福祉援助実習 (社会福祉専攻)	72
3. 介護実習 (介護福祉専攻)	73
4. スクールソーシャルワーク実習 (社会福祉専攻)	74
5. 医療ソーシャルワーク実習 (社会福祉専攻)	75
実習について (子ども教育学科)	76
実習の概要	76
実習の流れ	76
資格取得のための実習スケジュール	76
1. 保育所実習・施設実習	77
2. 幼稚園教育実習	78
3. 小学校教育実習	79
実習について (心理学科)	80
1. 公認心理師	80
2. 社会教育士 (養成課程)	81
資格取得について	82
資格一覧表	82
1. 社会福祉士国家試験受験資格 (社会福祉専攻、介護福祉専攻、共生社会学科)	84
田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程	85
2. 介護福祉士国家試験受験資格 (介護福祉専攻)	95
田園調布学園大学 人間福祉学部社会福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格取得履修規程	96
3. 精神保健福祉士国家試験受験資格 (社会福祉専攻)	102
田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程	104
4. 保育士資格 (子ども教育学科)	114
田園調布学園大学 子ども教育学部子ども教育学科保育士資格取得履修規程	115
5. 公認心理師国家試験受験資格 [学部課程] (心理学科)	118
田園調布学園大学 人間科学部心理学科 公認心理師国家試験受験資格 [学部課程] 取得履修規程	119
6. 幼稚園教諭一種免許 (子ども教育学科)	123
7. 小学校教諭一種免許 (子ども教育学科)	124

8. 介護等体験	125
田園調布学園大学 子ども教育学部子ども教育学科 教職課程履修規程	126
9. 教職課程（共生社会学科）	133
田園調布学園大学 人間福祉学部共生社会学科 教職課程履修規程	137
10. 社会教育士（心理学科）	144
田園調布学園大学 人間科学部心理学科 社会教育主事任用資格及び社会教育士(養成課程)取得履修規程	145
11. ビアヘルパー（社会福祉専攻、介護福祉専攻、共生社会学科、子ども教育学科）	148
12. スクールソーシャルワーク教育課程修了者（社会福祉専攻）	149
13. アクティビティ・ワーカー（介護福祉専攻）	151
14. 准学校心理士（共生社会学科・子ども教育学科）	152
15. ジュニアスポーツ指導員（子ども教育学科）	153
16. キャンプインストラクター（子ども教育学科）	154
17. 認定心理士資格（心理学科）	155
18. 社会福祉主事任用資格	158
19. 児童指導員任用資格	159
田園調布学園大学 履修規程	160
田園調布学園大学 授業に関する規程	164
田園調布学園大学 試験規程	167
田園調布学園大学「卒業研究（卒業論文）」倫理指針	170
2025年度 授業担当教員一覧	171

教育課程

〈人間福祉学部〉

- 社会福祉学科
 - ・社会福祉専攻
 - ・介護福祉専攻
- 共生社会学科

〈子ども教育学部〉

- 子ども教育学科

〈人間科学部〉

- 心理学科

田園調布学園大学

【教育目標】

田園調布学園大学は、建学の精神である「捨我精進」を教育理念の基盤とし、社会に貢献しうる、質の高い「実践力」を有する人材を育成することを教育目標とする。

【卒業認定・学位授与の方針】（ディプロマ・ポリシー）

田園調布学園大学は、建学の精神並びに教育目標に基づき、「DCU 学士力（基礎力）」に掲げる各能力を修得するとともに、それぞれの学部・学科・専攻で求められる「DCU 学士力（専門性）」を身につけ、所定の単位を修得した者に対して卒業を認定し、学位を授与する。

【DCU 学士力（基礎力）】

1. 知識・技能

学びや生活に必要な基本的な知識・技能が身についている。

2. 思考力

知識・技能を基本として、物事に対して問いをもち、柔軟な思考をすることができる。

3. コミュニケーション力

自分の考えを他者に伝え、また、他者を理解しようとする姿勢をもって協力することができる。

4. 意欲・姿勢

他者を尊重し自己を律する姿勢と意欲をもち、目標をもって行動することができる。

5. 問題解決力

課題を発見し解決するまでのプロセスにおいて、学修した知識・技能、柔軟な思考力、コミュニケーション力と意欲をもって行動することができる。

【教育課程編成・実施の方針】（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程編成・実施の方針及び学修内容】

田園調布学園大学は、教育目標並びに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、「総合教育科目」「専門基礎科目」「専門発展科目」を相互に順序性・関連性をもたせ、教育課程全体として体系的に編成する。

総合教育科目

各学部の専門領域とは異なる幅広い知識や方法論を学ぶことによって、自らの専門性と関連させ、総合的・多角的な視野を身につけるための科目群。「人間」、「社会」、「自然」、「言語」、「スポーツ」、「学びの基礎」、「地域探究」からなる。

専門基礎科目

各学科専攻の専門領域において基本的な理解を築き、より高度な専門分野への知識やスキルを学ぶための土台となる科目群。

専門発展科目

各学科専攻の特徴を示す科目群で、高度な専門領域の知識やスキルをより深く研究し、教育目標に近づくための科目群。

【学修方法】

総合教育科目及び専門科目を構成する各科目の授業形態は、授業の到達目標や教育方法、クラスサイズにより、講義、演習、実習・実技及び卒業研究に区分する。また、学生の能動的な学修を促し教育効果を高めるため、演習科目を中心にグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション、課題発見・解決型学習及びディスカッション等を取り入れた授業と遠隔科目を配置する。特に、実践的な演習授業、学外研修、学外実習、地域連携による協働プログラムへの参加等、体験を通じた学びとその振り返りを重視する。

【学修成果の評価】

○総合教育科目及び専門科目群を構成する各授業科目の科目担当者による学修評価は、当該授業科目のねらい、到達目

標に対し、各科目の評価方法、評価基準に照らして学生個々の達成度を測って行う。

- 各学年における学修評価は、当該年度の履修科目における GPA に集約し、アドバイザーが修得単位数とともに学修状況に応じた指導、助言を行う。
- 成績評価基準による評価、これに基づく GPA、学修支援シート、DCU 学士力の自己評価などを行い、学生自ら目標を設定し計画を立てて学び、学修の達成度を確認し評価することにより、不断の振り返りと新たな目標及び課題への取り組みを行う。これらを通して、4年間の学びの連続性と蓄積を自覚できるように示す。

【入学者受入れの方針】（アドミッション・ポリシー）

田園調布学園大学は、建学の精神である「捨我精進」に基づき、社会に貢献しうる、質の高い「実践力」を有する人材を育成することを教育目標とし、次のような資質・能力を有する学生を求める。

1. 知識・技能
高等学校で学ぶ各教科における基礎的な知識や技能がある。
2. 思考力
社会の問題に関心を持ち、その背景や要因について考えることができる。
3. コミュニケーション力
自分の考えを持ちながら、他者と良好なコミュニケーションを図ることができる。
4. 意欲・姿勢
目標を持ち、計画的に学業に取り組む姿勢がある。
5. 問題解決力
課題を発見し、解決するまでの方法を考えることができる。

【入学者選抜方法】

1. 総合型選抜
強い目的意識や深く考える力、コミュニケーション能力などを持つ人、または学校内外で多様な活動をしてきた人を求める選抜方法。
2. 学校推薦型選抜
学業および人物が優れ、学校長が推薦する人を対象とする選抜方法。
3. 一般選抜
書類審査と学力試験で判定する選抜方法。
4. その他の選抜
社会で培ってきた社会人基礎力と学修に対する主体的な姿勢を求める社会人選抜や、本学の建学の精神および教育理念・伝統を継承し発展させることを目的とした調布学園卒業生子女等選抜、その他、入学者の多様性を確保する観点から、入学志願者の努力プロセス、意欲、目的意識等を重視した選抜を実施する。

人間福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻

【卒業認定・学位授与の方針】（ディプロマ・ポリシー）

人間福祉学部社会福祉学科は、人間理解を基礎として、共感性をもったコミュニケーションを通じて支援対象の課題を把握し、計画的に他者と連携・協働しながら課題解決を行い、誰もが安心して暮らせる社会の幸福を追求する高い専門性と福祉マインドを身につけた専門職の養成を目的とする。そのため、全学共通のディプロマ・ポリシーを基盤として、以下に掲げるDCU 学士力（専門性）を身につけ、所定の単位を修得した者に対して卒業を認定し、学位（学士「社会福祉学」）を授与する。

【DCU 学士力（専門性）】

1. 社会問題への関心
少子高齢化、貧困、差別問題など、直面する社会問題を解決する専門家として高い関心と責任感を持ち多様な課題に対して支援することができる。
2. 多様性への理解と包括的な視点
多様な背景を持つ人々の価値や経験を尊重し、包括的視点に基づき、多様なニーズを理解することができる。
3. 権利擁護
制度的な障壁を越えて、個人の権利を保障するために、適切な情報提供、アドボカシーなど、公正で平等なサービス提供を実現する方法について考えることができる。
4. 連携協働とネットワーク
多様な機関や専門職、地域社会と連携・協働し、支援を必要とする人への総合的な支援を実現させるためのネットワークづくりについて考えることができる。
5. 地域での実践
実習やフィールドワーク、インターンシップなどを通して、社会及び地域の課題解決に必要な実践力が身についている。
6. 高齢者福祉
高齢者の心身の健康、生活の質の向上、自立支援をめざし、ニーズに応じたサービスを考え、家族やコミュニティとの連携を通じて、安全かつ安心できる支援方法が身についている。
7. 障害者福祉
障害のある人の基礎的な知識を修得し、地域での生活を理解することができる。また、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境へ適切な支援をするための方法が身についている。
8. 児童・家庭福祉
児童と家庭の生活実態とそれを取り巻く社会環境について理解し、児童のみならず家庭や地域を含めた周囲の環境へ適切な支援をするための知識が身についている。
9. 多様なソーシャルワーク
精神保健福祉・医療・教育など多様な分野でのソーシャルワークについての基本的な知識と実践力が身についている。
10. 福祉デザイン
複雑化する福祉課題に対して、これまでの福祉の枠組みを超える多様な領域と連携・協働して新しい福祉サービスについて考え、実践することができる。

【教育課程編成・実施の方針】（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程編成・実施の方針及び学修内容】

人間福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻における教育課程は、大きく「総合教育科目」と専門科目である「専門基礎科目」・「専門発展科目」に区分し、それぞれ構成する授業科目は、学位授与方針に基づく社会福祉に関わる人材として、課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。

総合教育科目

総合教育科目では、専門的な知識・技術を深めていく上で必要となる基本的な学修姿勢や学修方法を修得し、総合的・多角的な視野を身につけるため、「人間」、「社会」、「自然」、「言語」、「スポーツ」、「学びの基礎」、「地域探究」という区

分で科目を配置する。

専門基礎科目

専門基礎科目では、総合教育科目で身につけた基本的な学修姿勢や学修方法を基盤として、より専門性の高い科目を配置する。ここでは、対人援助に必要となる福祉マインドを養うとともに、社会福祉領域に関する専門知識ならびに学際的知識の修得をめざした科目を配置する。

専門発展科目

専門発展科目では、卒業後の具体的な進路を意識し、職業を通じて地域社会に働きかけるための実践的な専門知識と専門技術を修得するための科目を配置する。また、4年間の学修を振り返り、教育及び研究機関である4年制大学の学生として個々の知的関心事についての更なる探究を通じて、社会福祉現場での実践につながる科目を配置する。

【入学者受入の方針】（アドミッション・ポリシー）

[求める学生像]

社会問題に関心を持ち、他者および多機関と連携し、高い倫理観をもって問題解決に向き合うソーシャルワーク専門職を目指す学生。

人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻

【卒業認定・学位授与の方針】（ディプロマ・ポリシー）

人間福祉学部社会福祉学科は、人間理解を基礎として、共感性をもったコミュニケーションを通じて支援対象の課題を把握し、計画的に他者と連携・協働しながら課題解決を行い、誰もが安心して暮らせる社会の幸福を追求する高い専門性と福祉マインドを身につけた専門職の養成を目的とする。そのため、全学共通のディプロマ・ポリシーを基盤として、以下に掲げるDCU 学士力（専門性）を身につけ、所定の単位を修得した者に対して卒業を認定し、学位（学士「社会福祉学」）を授与する。

【DCU 学士力（専門性）】

1. 生活支援（自立・自律）
本人主体の自立・自律した生活が継続できるよう根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術が身についている。
2. ことごとからだ
介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間＋心理、人体の構造や機能についての基礎的な知識が身についている。
3. 生活環境
住まいを中心とした住環境が、あらゆる人々の一生を通じて、安全で安心できる安定した生活を営むことができる空間的拠点であり続けるために、どのような居住環境整備が必要なのかについて理解し、適切に助言・援助できる知識や技術が身についている。
4. 多職種連携
高齢者、障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職など他の職種と連携し支援を行うための、障害や疾病の基礎的な知識が身についている。
5. アクティビティ
高齢者、障害のある人が生涯にわたって、自分の意志で、自分の身体で、多くの人と交流し、自己実現ができるよう積極的な活動についての知識・技術が身についている。
6. チームマネジメント
利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解することができる。
7. 高齢者福祉
高齢者の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を修得し、高齢者の地域での生活を理解することができる。また、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境へ適切な支援をするための知識が身についている。
8. 障害者福祉
障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を修得し、障害のある人の地域での生活を理解することができる。また、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境へ適切な支援をするための知識が身についている。
9. ソーシャルワーク
ソーシャルワークに関する基礎的な知識と技術を修得し、支援を必要とする人との援助関係の形成やニーズの掘り起こしを行うための知識と技術が身についている。
10. 児童・家庭福祉
児童と家庭の生活実態とそれを取り巻く社会環境について理解し、児童のみならず家庭や地域を含めた周囲の環境へ適切な支援をするための知識が身についている。

【教育課程編成・実施の方針】（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程編成・実施の方針及び学修内容】

人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻における教育課程は、大きく「総合教育科目」と専門科目である「専門基礎科目」・「専門発展科目」に区分し、それぞれ構成する授業科目は、学位授与方針に基づく社会福祉に関わる人材として、課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。

総合教育科目

総合教育科目では、専門的な知識・技術を深めていく上で必要となる基本的な学修姿勢や学修方法を修得し、総合的・多角的な視野を身につけるため、「人間」、「社会」、「自然」、「言語」、「スポーツ」、「学びの基礎」、「地域探究」という区分で科目を配置する。

専門基礎科目

専門基礎科目では、総合教育科目で身につけた基本的な学修姿勢や学修方法を基盤として、より専門性の高い科目を配置する。ここでは、対人援助に必要となる福祉マインドを養うとともに、社会福祉領域に関する専門知識ならびに学際的知識の修得をめざした科目を配置する。

専門発展科目

専門発展科目では、介護福祉士の領域に関する専門知識と実践的な技能等を修得し、介護を必要とする人の個別のニーズに対応できる知識や技術を学び、マネジメント能力を身につけるための科目を配置する。

【入学者受入の方針】（アドミッション・ポリシー）

[求める学生像]

歳をとっても障害があっても、すべての人が命ある限り幸せに生きるために支援していきたいと考え、多様な視点を尊重しながら協力し合い、主体的に行動できる学生。

人間福祉学部共生社会学科

【卒業認定・学位授与の方針】（ディプロマ・ポリシー）

人間福祉学部共生社会学科は、共生社会の実現に向けて高い共生社会マインドを修得した専門職の養成を目的とする。そのため、全学共通のディプロマ・ポリシーを基盤として、以下に掲げる DCU 学士力（専門性）を身につけ、所定の単位を修得した者に対して卒業を認定し、学位（学士「社会福祉学」）を授与する。

【DCU 学士力（専門性）】

1. 共生社会の理念

人種、年齢、性別（性自認）、国籍、障害の有無、宗教などの違いにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い安心して暮らせるという共生社会の理念を理解し、その実現のために貢献する意欲・姿勢を有している。

2. 多様性の尊重

人々の違いを認め差別や偏見をなくすとともに、異なる人々の価値観を相互に認め合い、尊重し合うことを意識的に努力することができる。

3. 異文化理解

自身の文化的背景や価値観を理解するとともに、自身とは異なる文化や価値観を持つ人々を理解し、受け入れて、共感する姿勢を有している。

4. 多職種連携

共生社会実現のために、福祉・心理・教育その他の専門職との連携について十分に理解した上で、実行することができる。

5. 高齢者福祉

高齢者の心理や身体機能の特性を理解し、その尊厳を守りながら、地域社会で自立した生活を送れるように本人及び家族への適切な支援をするための知識が身についている。

6. 障害者福祉

障害のある人の心理や身体機能の特性及び生涯発達過程を把握し、障害のある人の地域での生活を理解することができる。そのうえで、本人及び家族への適切な支援を行うための基本的な知識が身についている。

7. 児童・家庭福祉

児童やその家庭及びそれを取り巻く社会環境についての知識や支援技術を修得したうえで、児童やその家庭及び地域への適切な働きかけをするための知識を身につけ、実践することができる。

8. 心理支援技法の獲得

人々の心の健康を促進することや悩み事を解決し、生きづらさを解消するために、心理支援に必要な知識と支援スキルを理解している。

9. インクルーシブ教育

出自や障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学べる教育環境を整備し、個々のニーズに応じた教育・支援のための知識が身についている。

10. 特別支援教育

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育ニーズを理解し、それに応じた適切な教育・支援を行う知識が身についている。

【教育課程編成・実施の方針】（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程編成・実施の方針及び学修内容】

人間福祉学部共生社会学科における教育課程は、大きく「総合教育科目」と専門科目である「専門基礎科目」・「専門発展科目」に区分し、それぞれ構成する授業科目は、学位授与方針に基づく共生社会の実現に資する人材として、課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。

総合教育科目

総合教育科目では、共生社会実現のために必要となる基本的な学修姿勢や学修方法を修得し、総合的・多角的な視野

を身につけるため、「人間」、「社会」、「自然」、「言語」、「スポーツ」、「学びの基礎」、「地域探究」という区分で科目を配置する。

専門基礎科目

専門基礎科目では、総合教育科目で身につけた共生社会マインド、および基本的な学修姿勢や学修方法を基盤として、より専門性の高い科目を学ぶために必要となる福祉、心理その他の基礎的知識の修得、ならびに知識の活用法を身につけるための科目を配置する。

専門発展科目

専門発展科目では、共生社会実現のための専門的人材を養成すべく、福祉に関するより専門的な知識を学修・修得するとともに、心理または教育に関する専門知識及び実践的な技能を学修・修得した上で、各領域を横断できるような幅広い視野を身につけるための科目を配置する。

【入学者受入の方針】（アドミッション・ポリシー）

【求める学生像】

現代社会についての基礎的な知識を持ち、共生社会の実現に向けて、多様な人々と協働して学び、実践していく意欲を持った学生。

子ども教育学部子ども教育学科

【卒業認定・学位授与の方針】（ディプロマ・ポリシー）

子ども教育学部子ども教育学科は、子どもの最善の利益のために、高い専門性と教育・保育マインドをそなえた専門職を担う人材養成を目的とする。そのため、全学共通のディプロマ・ポリシーを基盤として、以下に掲げる DCU 学士力（専門性）を身につけ、所定の単位を修得した者に対して卒業を認定し、学位（学士「子ども教育学」）を授与する。

【DCU 学士力（専門性）】

1. 子ども理解

子ども理解のための知識や方法を身につけ、一人ひとりの子どもの発達や育ちを考慮し、子どもの内面を捉え、必要な援助の検討に活かすことができる。

2. 教育・保育の制度と体系

教育・保育を取り巻く社会とその法的、制度的仕組みについて理解し、教育・保育施設の目的とその実現方法について考えることができる。

3. 幼保小連携

0歳からの学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が、円滑に小学校教育へ接続するための理論および具体的な方法を考えることができる。

4. 教育・保育実践

教育・保育に関する理論と実践を結びつけ、教育者・保育者の職務内容の理解や ICT 活用、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることができる。

5. 子育て支援・保護者支援と地域連携

子育て家庭を支援する制度や地域の社会資源を整理し、子どもの育ちが、地域の多様なつながりの中で育まれることを理解し、その支援の方法について具体的に検討することができる。

6. 教育・保育の多様性

多文化共生社会（異文化、多様化する家族）について理解し、支援制度についての知識を身につけ、課題解決の方法を思考、検討することができる。

7. アート表現

子どもの表現世界（アート）を総合的に捉え、支援し、創造的に教育・保育を構想する力を身につけるとともに、表現者としての自己を探求し続けることができる。

8. スポーツ健康

子どもの健康の保持・増進を図るため、スポーツ、健康、自然環境に関する知識・技能を身につけ、子どものスポーツ活動や健康活動を支援することができる。

9. 教科の指導法

各教科の教育目標、育成をめざす資質・能力について理解し、その指導と評価方法について探求し、実践することができる。

10. 保育内容の指導法

各領域のねらい及び内容について理解を深め、乳幼児の発達に即して教育・保育を構想する方法を探求し、実践することができる。

【教育課程編成・実施の方針】（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程編成・実施の方針及び学修内容】

子ども教育学部子ども教育学科における教育課程は、大きく「総合教育科目」と専門科目である「専門基礎科目」・「専門発展科目」に区分し、それぞれ構成する授業科目は、学位授与方針に基づく教育・保育に関わる人材として、課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。

総合教育科目

総合教育科目では、幅広い知識と方法論を学ぶことによって、専門的な知識・技術を深めていく上で必要となる基本

的な学修姿勢や学修方法を修得し、総合的・多角的な視野を身につけるため、「人間」、「社会」、「自然」、「言語」、「スポーツ」、「学びの基礎」という区分で科目を配置する。

専門基礎科目

専門基礎科目では、教育・保育を学ぶ者として必要とされる基礎的な知識や技能を修得する。また、教育・保育・子育てをめぐる社会の動向に対応できる力を養うために、課題の発見やその解決策を具体的に思考、計画し、他者と連携・協働しながら取り組む姿勢と行動力を身につけるための科目を配置する。

専門発展科目

専門発展科目では、教育・保育実践を学ぶ実習と、教育・保育を取り巻く多様な領域からその課題や方法をより具体的に学び、教育・保育の理念と実践をつなぎ、積極的に活用するための力を身につける。また、自らが、教育・保育を探究し、深く思考しながら行動できる実践力や人間理解を深めるための科目を配置する。

【入学者受入の方針】（アドミッション・ポリシー）

[求める学生像]

子どもや子どもを取り巻く社会の問題に興味・関心を持ち、家庭や地域等と連携して、子どもの成長・発達にふさわしい教育・保育を実践したいと考える学生。

人間科学部心理学科

【卒業認定・学位授与の方針】（ディプロマ・ポリシー）

人間科学部心理学科は、様々な心理的困難に直面している人々の支援や心理的健康の保持増進に寄与するため、高い専門性と心理・生涯教育マインドをそなえた人材の養成を目的とする。そのため、全学共通のディプロマ・ポリシーを基盤として、以下に掲げる DCU 学士力（専門性）を身につけ、所定の単位を修得した者に対して卒業を認定し、学位（学士「心理学」）を授与する。

[DCU 学士力（専門性）]

1. 人間共生課題探求
人間共生に関する課題について考え、課題解決の方策を考えることができる。
2. 心理学基礎知識
心理学の基礎的知識が身につけており、現実場面での問題解決に活用することができる。
3. 心理学関連領域知識
心理学関連領域の知識が身につけており、広い視野で心理学的思考ができる。
4. 心理学的思考
様々な心理学関連領域の知識が身につけており、多角的に心理学的思考ができる。
5. 心理支援の理論・技法
心理支援の理論・技法を学び、心理支援を行う姿勢が身につけている。
6. 領域別心理支援実践
領域別心理支援を学び、各領域の特徴を理解し、思考することができる。
7. 生涯学習の理論と知識
生涯学習、社会教育の概念を理解し、それを実践するために必要な知識が身につけている。
8. 生涯学習関連領域知識
生涯学習、社会教育の知識を踏まえ、生涯学習社会の担い手として積極的な思考ができる。
9. 生涯学習支援活動
子どもから高齢者まで、多様な人々が展開する幅広い生涯学習活動への理解を深め、その実践に向けて取り組むことができる。
10. 研究・支援の倫理と態度
研究や支援の実践における倫理性と、それを反映した態度が身につけている。

【教育課程編成・実施の方針】（カリキュラム・ポリシー）

[教育課程編成・実施の方針及び学修内容]

人間科学部心理学科における教育課程は、大きく「総合教育科目」と専門科目である「専門基礎科目」・「専門発展科目」に区分し、それぞれ構成する授業科目は、学位授与方針に基づく心理学・生涯教育に関わる人材として、課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。

総合教育科目

総合教育科目では、幅広い知識と方法論を学ぶことによって、専門的な知識・技術を深めていく上で必要となる基本的な学修姿勢や学修方法を修得し、総合的・多角的な視野を身につけるため、「人間」、「社会」、「自然」、「言語」、「スポーツ」、「学びの基礎」、「地域探究」という区分で科目を配置する。

専門基礎科目

専門基礎科目では、高学年次に開講される心理学・生涯教育に関する、より専門性の高い科目を学ぶために必要とされる基礎的な知識や技能を習得するための科目を配置する。

専門発展科目

専門発展科目では、心理学・生涯教育に関する知識や技能を深め、心理的健康の保持増進に寄与できるよう、深く思考しながら行動できる実践力や人間理解を深めるための科目を配置する。

【入学者受入の方針】（アドミッション・ポリシー）

【求める学生像】

人の心や行動に興味関心を持ち、心理学という視点からの学びを深めることによって、自分も他者も大切にする心を育て社会で活躍できる学生。

社会福祉学科 社会福祉専攻

(1) 社会福祉学科の概要

社会福祉学科では、人の誕生から死まで福祉や介護を必要とする方々の自立と自己実現をサポートし、また、人の幸せを実現する社会づくりのために働く専門職を育成する。現代社会は個人の価値観が多様化し、社会環境も大きく変化している。専門職として、個々の人々がおかれた状況について深く理解し、多様な福祉ニーズに柔軟に対応できる福祉の担い手を育てることを目指している。

将来において、福祉のみでなく保健・医療・教育などの多様な分野において対人援助からマネジメントまでの幅広い実践を行うために、基礎教養を学び、豊かな人間性を養い、福祉の基本理念や制度・政策などに関する多様な知識と専門技術を習得し、専門職としての総合的力を養う。

本学科は「社会福祉専攻」と「介護福祉専攻」の2専攻を置き、社会福祉専攻では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得を、希望者が精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。介護福祉専攻では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得および介護福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。また、両専攻とも希望者がピアヘルパーの受験資格を取得することができる。

〈専攻説明〉

◎社会福祉専攻

ソーシャルワーク専門職として、社会福祉士の国家試験受験資格取得を目指すとともに、学生一人ひとりが将来選択したい領域について学びを深め、その分野の専門性を高めることを教育目標とする。そのために、以下の3コースが設定され、各コースには推奨する科目が用意されている。学生は3年生になる時点で、各コースを担当する教員のゼミナールを選択する。どのコースを選択しても、希望する学生は精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指すことができる。

児童・障害者・高齢者相談支援コース

社会福祉士として、児童・障害者から高齢者まで、人の一生に関わる相談支援をしたいという志望者に向けたコース。

児童・家庭福祉、スクールソーシャルワーク、障害者福祉、高齢者福祉、成年後見などの学びを深め、支援者としての資質、実践力を高める。

卒業後は、高い専門性を持った社会福祉士として、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、福祉関連企業、公的機関、教育機関などで働くことを目指す。

医療・精神保健相談支援コース

社会福祉士資格をベースに、病院等で働く医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉分野のソーシャルワーカーをはじめ、「保健医療分野に強いソーシャルワーカー」を育成するコース。

医療福祉などを基盤に、精神障害リハビリテーション、精神保健など精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための専門分野を学ぶとともに、社会福祉と保健医療とのかかわりに関する学びを深め、実践力を身につける。

卒業後は医療ソーシャルワーカーとして、または、精神保健福祉士として、一般病院、精神科病院、リハビリテーション機関、精神保健福祉関係機関（公的機関含む）で働くことを目指す。

地域デザイン・福祉マネジメントコース

社会福祉士として、地域デザインや福祉施設におけるマネジメント（管理・運営）を学びたい、福祉行政（福祉職公務員）に携わりたい、福祉関係の起業・運営をしたい、企業の福祉分野で働きたいという志望者に向けたコース。

地域福祉、福祉計画、災害福祉、福祉経営、福祉工学、福祉情報などの専門分野を学び、福祉マネジメントや福祉行政に携わる人材としての資質を高める。

卒業後は、高い専門性を持った社会福祉士として、国および地方の福祉行政や社会福祉協議会の福祉計画、福祉施設の管理・運営などに携わることを目指す。また、企業の福祉部門における活躍や社会福祉法人ならびにNPO法人の起業・運営も期待されている。

(2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	16単位
	選択	10単位以上
	小計	26単位以上
専門基礎科目	必修	38単位
	選択	12単位以上
	小計	50単位以上
専門発展科目	必修	18単位
	選択	20単位以上
	小計	38単位以上
(自由選択履修) 各科目区分の要件を超えて修得した単位 (余剰単位) および他学部他学科開講科目 から修得した単位		10単位以上
合計		124単位以上

社会福祉学科社会福祉専攻 開設授業科目

区分	授業科目 (2025年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学 年	開 講 期	単 位	授 業 形 態	他 学 科 履 修 ※1	資格 ※2				DCU学士力 (基礎力) ※3					DCU学士力 (専門性) ※4										備 考												
								社会福祉士	精神保健福祉士	スクールソーシャルワーカー	社会福祉主事任用	ピアヘルパー	知識・技能	思考力	コミュニケーション力	意欲・姿勢	問題解決力	社会問題への関心	多様性への理解と包摂的な視点	権利擁護	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10								
																																1	2	3	4	5	6	7	8
専門 発 展 科 目	社会保障論II	必修	2	後期	2	講義	●	●			○	○	○	○	●																					●			
	地域福祉論II	必修	2	後期	2	講義	●	●							○	○																					●	●	
	専門演習I	必修	3	通年	4	演習					◎	◎	◎	◎	◎	◎																							
	社会福祉の原理と政策II	必修	3	前期	2	講義	●	●			○	◎				●																						●	
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)II	必修	3	後期	2	講義	●				○	○	○	○																								●	
	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	必修	3	後期	2	講義	●				○	◎	○	○																								●	
	専門演習II	必修	4	通年	4	演習					◎	◎	◎	◎	◎	◎																							
	ソーシャルワーク実習指導I	選択	2	前期	2	演習	●						◎	◎																									
	ソーシャルワーク実習指導II	選択	2	後期	2	演習	●							◎	◎																								
	福祉とICT	選択	2	後期	2	演習	○				○	○	○	○	○	●	●																						●
	ソーシャルワーク実習指導III	選択	3	通年	4	演習	●				◎	◎	◎	◎	◎																								
	精神保健福祉援助演習I	選択	3	通年	4	演習		●			○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	精神保健福祉援助実習指導I	選択	3	通年	4	演習		●			○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	精神保健福祉制度論	選択	3	前期	2	講義		●			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	精神保健福祉援助論I	選択	3	前期	2	講義		●			○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	スクールソーシャルワーク論	選択	3	前期	2	講義	○		●		○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	福祉情報マネジメント論	選択	3	前期	2	講義	○				○	○	◎				●																						
	災害福祉論	選択	3	前期	2	講義	○				○	○	○	○	○																								
	ソーシャルワーク演習(専門)II	選択	3	前期	2	演習	●				◎			○	○																								
	スクールソーシャルワーク演習	選択	3	前期	2	演習		●				○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	精神障害リハビリテーション論	選択	3	後期	2	講義	○	●			○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	精神保健福祉援助論II	選択	3	後期	2	講義		●			○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	医療福祉論	選択	3	後期	2	講義	○				○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	発達障害福祉論	選択	3	後期	2	講義	○				○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	起業経営論	選択	3	後期	2	講義	○					◎			○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ソーシャルワーク演習(専門)III	選択	3	後期	2	演習	●							◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	社会福祉総合演習	選択	4	通年	2	演習						◎			○																								
	社会福祉総合講座I	選択	4	前期	2	講義									◎	◎																							
	ソーシャルワーク演習(専門)IV	選択	4	前期	2	演習	●								◎																								
	精神保健福祉援助演習II	選択	4	前期	2	演習		●					○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	精神保健福祉援助実習指導II	選択	4	前期	2	演習		●					○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	医療ソーシャルワーク実習指導	選択	4	前期	2	演習							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	スクールソーシャルワーク実習指導	選択	4	前期	2	演習		●						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	社会福祉総合講座II	選択	4	後期	2	講義									◎	◎																							
地域探究VI(地域イノベーション実践)	選択	4	集中	2	演習								○	○	◎																								
ソーシャルワーク実習I	選択	2	集中	2	実習	●						○	◎	◎																									
ソーシャルワーク実習II	選択	3	集中	6	実習	●						○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
精神保健福祉援助実習I	選択	3	集中	3	実習		●					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
精神保健福祉援助実習II	選択	3	集中	3	実習		●					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
医療ソーシャルワーク実習	選択	4	集中	2	実習							○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
スクールソーシャルワーク実習	選択	4	集中	2	実習		●					○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
卒業研究	選択	4	集中	4	-							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 「○」の付された科目は所属する学科・専攻以外の学生も履修ができる科目（子ども教育学部子ども教育学科は除く）。
 ※2 ●：資格を取得するための必修科目。
 ※3 ◎：課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる。
 ○：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる。
 ※4 ●：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる。

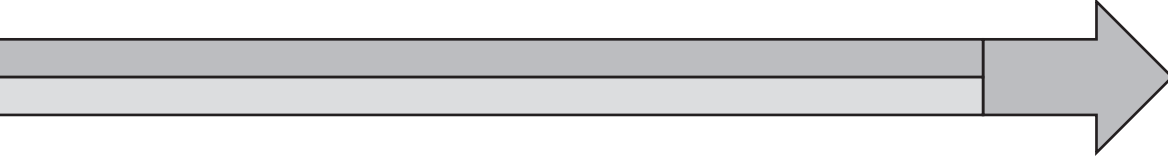
人間福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻 カリキュラム・ツリー

区分	1年				2年				
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
必修	基礎演習Ⅰ			2	基礎演習Ⅱ			2	
	福祉マインド実践講座			2	社会保障論Ⅰ	2	社会保障論Ⅱ	2	
	日本語表現法(基礎)	2	日本語表現法(応用)	2	地域福祉論Ⅰ	2	地域福祉論Ⅱ	2	
	情報リテラシー(基礎)	2	情報リテラシー(応用)	2	社会学	2	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	医学概論	2	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2	
	高齢者福祉論	2	公的扶助論	2					
	障害者福祉論	2	児童・家庭福祉論	2					
	心理学	2							
総合教育	英語	2			英語コミュニケーション	2			
	韓国語(基礎)	2	韓国語(応用)	2	実用日本語表現法	2			
	中国語(基礎)	2	中国語(応用)	2					
	手話(基礎)	2	手話(応用)	2					
	数学入門	2	美術概論	2					
	人間と環境	2	文学入門	2					
	生活科学	2	日本文化体験	2					
	倫理学	2	生命科学	2					
	経済学	2	政治学	2					
	世界史	2	日本史	2					
	日本国憲法	2	福祉とスポーツ	2					
	スポーツ	2	スポーツ・コミュニケーション	2					
	社会福祉入門	2							
	海外研修	2							
地域探究Ⅰ(課題とニーズ)	2	地域探究Ⅱ(知識とスキル)	2	地域探究Ⅲ(フィールドワークA)	2	地域探究Ⅳ(フィールドワークB)	2		
大学独自									
専門科目	社会福祉士				ソーシャルワーク演習	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2	
					ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	
							ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	
	精神保健福祉士					精神医学Ⅰ	2	精神医学Ⅱ	2
						精神保健福祉の原理Ⅰ	2	精神保健福祉の原理Ⅱ	2
	学科独自					カウンセリング	2		
						教育社会学	2	発達心理学	2
				生活福祉工学Ⅰ	2	生活福祉工学Ⅱ	2	福祉とICT	2
					社会福祉情報論	2			

DCU 学士力 (基礎力)

DCU 学士力 (専門性)

3年				4年			
前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
専門演習Ⅰ			4	専門演習Ⅱ			4
キャリア講座			2				
ソーシャルワークの基盤と専門職	2	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2				
社会福祉の原理と政策Ⅱ	2						
		ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	2				
保健医療と福祉	2	福祉サービスの組織と経営	2				
社会調査法	2	権利擁護を支える法制度	2				
司法福祉論	2						
地域探究Ⅴ(地域課題の理解と解決法)			2	地域探究Ⅵ(地域イノベーション実践)			2
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	2		
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ			4				
ソーシャルワーク実習Ⅱ			6				
精神保健学Ⅰ	2	精神保健学Ⅱ	2				
精神保健福祉制度論	2	精神障害リハビリテーション論	2				
精神保健福祉援助論Ⅰ	2	精神保健福祉援助論Ⅱ	2				
精神保健福祉援助実習指導Ⅰ			4	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	2		
精神保健福祉援助演習Ⅰ			4	精神保健福祉援助演習Ⅱ	2		
		精神保健福祉援助実習Ⅰ	3				
		精神保健福祉援助実習Ⅱ	3				
		医療福祉論	2	医療ソーシャルワーク実習指導	2	医療ソーシャルワーク実習	2
スクールソーシャルワーク演習	2			スクールソーシャルワーク実習指導	2	スクールソーシャルワーク実習	2
スクールソーシャルワーク論	2						
災害福祉論	2	起業経営論	2				
		発達障害福祉論	2				
福祉情報マネジメント論	2						
介護福祉論	1						
				社会福祉総合演習			2
				社会福祉総合講座Ⅰ	2	社会福祉総合講座Ⅱ	2
				卒業研究			4



卒業認定
【学位：社会福祉学】

社会福祉学科 介護福祉専攻

(1) 社会福祉学科の概要

社会福祉学科では、人の誕生から死まで福祉や介護を必要とする方々の自立と自己実現をサポートし、また、人の幸せを実現する社会づくりのために働く専門職を育成する。現代社会は個人の価値観が多様化し、社会環境も大きく変化している。専門職として、個々の人々がおかれた状況について深く理解し、多様な福祉ニーズに柔軟に対応できる福祉の担い手を育てることを目指している。

将来において、福祉のみでなく保健・医療・教育などの多様な分野において対人援助からマネジメントまでの幅広い実践を行うために、基礎教養を学び、豊かな人間性を養い、福祉の基本理念や制度・政策などに関する多様な知識と専門技術を習得し、専門職としての総合的力量を養う。

本学科は「社会福祉専攻」と「介護福祉専攻」の2専攻を置き、社会福祉専攻では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得を、希望者が精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。介護福祉専攻では希望者が社会福祉士の国家試験受験資格取得および介護福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。また、両専攻ともピアヘルパーの受験資格を取得することができる。

〈専攻説明〉

◎介護福祉専攻

介護福祉専攻では、21世紀の介護と福祉に必要な専門的知識と技術を総合的に修得し、さまざまな福祉分野で核となって活躍できる人間性豊かで実践力のある人材を育成することを目的とする。

(2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	14単位
	選択	4単位以上
	小計	18単位以上
専門基礎科目	必修	44単位
	選択	16単位以上
	小計	60単位以上
専門発展科目	必修	14単位
	選択	22単位以上
	小計	36単位以上
(自由選択履修) 各科目区分の要件を超えて修得した単位 (余剰単位) および他学部他学科開講科目 から修得した単位		10単位以上
合計		124単位以上

人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻 カリキュラム・ツリー

区分	1年				2年				
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
必修	基礎演習Ⅰ			2	基礎演習Ⅱ			2	
	福祉マインド実践講座			2	障害の理解	2	障害に応じた介護Ⅰ	2	
	日本語表現法(基礎)	2	日本語表現法(応用)	2	社会保障論Ⅰ	2	社会保障論Ⅱ	2	
	情報リテラシー(基礎)	2	情報リテラシー(応用)	2	医学概論	2			
	介護福祉論Ⅰ	2	介護福祉論Ⅱ	2	介護過程の基本Ⅱ	2			
	コミュニケーション技術Ⅰ	2	介護過程の基本Ⅰ	2	認知症ケア論	2			
	生活福祉論	2	認知症の理解	2	こころとからだのしくみⅠ	2			
	自立に向けた生活支援技術Ⅰ	2	自立に向けた生活支援技術Ⅱ	2					
	高齢者福祉論	2	介護総合演習Ⅰ	2					
	障害者福祉論	2	アクティビティ・サービス論	2					
心理学	2	介護実習Ⅰ	4						
総合教育	英語	2			英語コミュニケーション	2			
	韓国語(基礎)	2	韓国語(応用)	2	実用日本語表現法	2			
	中国語(基礎)	2	中国語(応用)	2					
	手話(基礎)	2	手話(応用)	2					
	数学入門	2	美術概論	2					
	人間と環境	2	文学入門	2					
	生活科学	2	日本文化体験	2					
	経済学	2	政治学	2					
	世界史	2	日本史	2					
	日本国憲法	2	福祉とスポーツ	2					
	スポーツ	2	スポーツ・コミュニケーション	2					
	社会福祉入門	2	生命科学	2					
	海外研修	2							
	地域探究Ⅰ(課題とニーズ)	2	地域探究Ⅱ(知識とスキル)	2	地域探究Ⅲ(フィールドワークA)	2	地域探究Ⅳ(フィールドワークB)	2	
大学独自									
専門科目	介護福祉士	倫理学	2	居住環境論	2	カウンセリング	2	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2
				コミュニケーション技術Ⅱ	2	自立に向けた生活環境Ⅰ	2	自立に向けた生活環境Ⅱ	2
						介護実習Ⅱ	5	介護実習Ⅲ	6
						介護総合演習Ⅱ	2	介護総合演習Ⅲ	2
								介護過程の展開Ⅰ	2
	社会福祉士							こころとからだのしくみⅡ	2
				公的扶助論	2	ソーシャルワーク演習	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2
				児童・家庭福祉論	2	地域福祉論Ⅰ	2	地域福祉論Ⅱ	2
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2
				社会学	2	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		
						ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2		
						社会福祉の原理と政策Ⅰ	2		
学科独自							発達心理学	2	

DCU 学士力(基礎力)

DCU 学士力(専門性)

共生社会学科

(1) 共生社会学科の概要

地域社会、学校等における様々な福祉問題や支援のニーズに取り組んでいくためには、地域の福祉機関や関係者との連携ができ、心理学的スキルを兼ね備えた社会福祉の専門職としての素養を持った人材が求められる。このことを踏まえ、共生社会学科では、地域における支援の体制を構築していくにあたり、その核となる「社会福祉の専門性」と「心理の専門性」を身につけ、その強みを活かして幅広い福祉・教育分野に貢献できる人材を育成する。

本学科の学修過程の目指すところは下記の通りである。

〈1～2年次〉

総合教育科目及び専門基礎科目を中心に履修し、特に総合教育科目においては、初年次教育として配置する授業科目を履修し、高等学校から大学への円滑な移行を図り、人間理解を基礎として主体的に学ぶ姿勢と在学中の学習効果を高めるためのスキルを習得する。また、地域貢献活動等を取り入れた授業科目により、実践学修を通じて共生マインドを身につける。

〈2～3年次〉

主に社会福祉、心理、教育の領域に関連する様々な分野の知識を蓄え、実践的な課題発見・課題解決能力の習得を目指す。また、演習や実習を通じて共感性をもったコミュニケーション能力を育み、課題解決に際して他者と連携・協働する能力を身につける。

〈3～4年次〉

専門発展科目を中心に履修し、卒業後の進路を意識し、明確な目標をもって各自の専門性を高めるとともに、状況に応じたアセスメント能力、個別のニーズに応じた支援計画もしくは指導計画を作成する能力を含む、相談援助もしくは特別支援教育の実践のための総合的な能力の習得を目指す。

(2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	14単位
	選択	12単位以上
	小計	26単位以上
専門基礎科目	必修	18単位
	選択	26単位以上
	小計	44単位以上
専門発展科目	必修	6単位
	選択	38単位以上
	小計	44単位以上
(自由選択履修) 各科目区分の要件を超えて修得した単位 (余剰単位)および他学部他学科開講科目 から修得した単位		10単位以上
合計		124単位以上

(3) 専門演習Ⅰ・Ⅱ

学科専任教員による少人数クラスで、専門的な指導を受けることにより、自らの関心に沿った研究・学習を深めることを目的とする。

心理、福祉、教育等に関心を深めたい分野の学習を進め、発表や議論を重ねて、卒業研究に集大成することを望む。

(4) 卒業研究

大学教育では、自らの問題意識に基づき主体的に真理を究めて行くことが求められている。学びの過程で気付いた問題を専門的に探求していくことの場合として卒業研究が設定されている。

専門演習Ⅰ・Ⅱ担当の教員を中心として、どのような方法で、文献、資料、データ収集をし、分析を進めていくのか、論理的な論文としていくのか等の指導を受けながら卒業研究を完成させる。

人間福祉学部共生社会学科 カリキュラム・ツリー

区分	1年				2年				
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
必修	基礎演習 I			2	基礎演習 II			2	
	共生マインド実践講座				2	ソーシャルワーク演習	2	ソーシャルワーク演習(専門) I	2
	日本語表現法(基礎)	2	日本語表現法(応用)	2	社会保障論 I	2			
	情報リテラシー(基礎)	2	情報リテラシー(応用)	2					
	ソーシャルワークの理論と方法 I	2	ソーシャルワークの理論と方法 II	2					
	高齢者福祉論	2	児童・家庭福祉論	2					
	障害者福祉論	2							
	心理学	2							
総合教育	英語	2			英語コミュニケーション	2			
	韓国語(基礎)	2	韓国語(応用)	2	実用日本語表現法	2			
	中国語(基礎)	2	中国語(応用)	2					
	手話(基礎)	2	手話(応用)	2					
	数学入門	2	美術概論	2					
	人間と環境	2	文学入門	2					
	生活科学	2	日本文化体験	2					
	日本国憲法	2	生命科学	2					
	世界史	2	日本史	2					
	スポーツ	2	福祉とスポーツ	2					
	社会福祉入門	2	スポーツ・コミュニケーション	2					
	海外研修	2							
	地域探究 I (課題とニーズ)	2	地域探究 II (知識とスキル)	2	地域探究 III (フィールドワーク A)	2	地域探究 IV (フィールドワーク B)	2	
大学独自									
社会福祉士			公的扶助論	2	医学概論	2	ソーシャルワークの理論と方法(専門) I	2	
					地域福祉論 I	2	地域福祉論 II	2	
					社会学	2	社会福祉の原理と政策 I	2	
							社会保障論 II	2	
					ソーシャルワーク実習指導 I	2	ソーシャルワーク実習指導 II	2	
							ソーシャルワーク実習 I	2	
中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭	法学	2	宗教学	2	民族と国家	2	道徳の理論及び指導法	2	
	倫理学	2	教育心理学	2	教育原理	2	現代社会と人間関係	2	
	経済学	2	政治学	2	地理学	2	知的障害者の心理	2	
					特別支援教育概論	2	肢体不自由者の生理・病理	2	
					障害児の心理・生理・病理	2	知的障害者の生理・病理	2	
					障害児教育論	2	肢体不自由者の心理	2	
					LD・ADHD 児等教育総論	1	教育相談	2	
					病弱教育論	1	家族社会学	2	
							人体の機能と日常生活	2	
							共生社会論	2	
学科独自					インクルーシブ教育	2	発達心理学	2	
			臨床心理学概論	2			会計学	2	
			児童心理学	2	カウンセリング	2			

DCU 学士力 (基礎力)

DCU 学士力 (専門性)

共生社会学科における資格取得と「コース」について

[1] 1年次の履修について

- 資格取得を希望する学生は、1年次に「社会福祉士（国家試験受験資格）」（以下、「社会福祉士」と略記）、「中学校教諭一種免許状（社会）」（以下、「中学社会」免許と略記）、「高等学校教諭一種免許状（公民）」（以下、「高校公民」免許と略記）、「高等学校教諭一種免許状（福祉）」（以下、「高校福祉」免許と略記）、「特別支援学校教諭一種免許状」（以下、「特別支援学校教諭」免許と略記）の全ての資格を取得できる可能性を有する授業科目の選択履修が可能。

[2] 2年次以降の履修と「コース」の選択について

- 本学科学生は、1年次末に社会福祉や心理を中心に学ぶコースと教育、特別支援教育を中心に学ぶコースのどちらかを選択する。
- 社会福祉や心理を中心に学ぶ学生は、2年次から「心理福祉コース」に沿って学修を進めることになる。「社会福祉士」の資格を目指しながら心理学の分野を学ぶ学生は全員「心理福祉コース」の区分に沿って科目を選択履修し、2年次以降の学修指導等を受けることになる。
- 教育、特別支援教育を中心に学ぶ学生は、2年次から「特別支援教育コース」に沿って学修を進めることになる。教員免許の取得を目指す学生は全員「特別支援教育コース」に沿って科目を選択履修し、2年次以降の学修指導を受けることになる。
なお、教員免許の取得を目指す学生は、2年次終了時まで「中学社会」か「高校福祉」のうちのいずれかを「基礎免許」として取得することを目標として選択する。「中学社会」免許の取得を目指す学生は、同時に「高校公民」免許の取得を目指すことも可能である。
また、本学科では、教員免許の取得を目指す学生は、原則として「特別支援学校教諭」免許の取得も目標に据えて、必要な科目を履修することが推奨される。
- 上記のいずれの資格の取得も目指す意思のない学生、途中でのコースの変更を希望する学生、「高校福祉」の免許と「社会福祉士」の取得を目指す学生については、別途相談に応じる。

[3] 卒業までに同時に取得を目指すことができる免許・資格とできない免許・資格

- ・単位取得に必要な学生の学修時間の確保のため、本学科の教育課程においては同時に取得を目指すことができない免許・資格の組み合わせがあるので注意すること。

教員免許に関して

- 同時に取得できる免許
 - 「中学社会」免許と「高校公民」免許と「特別支援学校教諭」免許
 - 「中学社会」免許と「特別支援学校教諭」免許
 - 「高校公民」免許と「特別支援学校教諭」免許
 - 「高校福祉」免許と「特別支援学校教諭」免許（注1）
 - 「中学社会」免許と「高校公民」（注2）

（注1）「高校福祉」免許を取得する場合、「福祉科」のある高校で教育実習を行う必要がある。現在、福祉科のある高校が少なくなり、教育実習校が確保できないこともありうる。

（注2）「中学社会」免許を取得する場合、別に「介護等体験」7日間が必要である。本学科では「特別支援学校教諭」免許取得に必要な特別支援学校での教育実習をもって「介護等体験」に充てている。
- 同時に取得できない免許（注3）
 - 「中学社会」免許と「高校福祉」免許
 - 「高校公民」免許と「高校福祉」免許

（注3）卒業に必要な単位を取ることや、学修時間を十分に確保することを考慮し、4年間の通常の学修の成果として、保証することができない免許種の組み合わせを示している。なお、本学卒業後に科目等履修生となって必要な科目の単位を取得し、複数種の教員免許状を取得することを考えている学生等は必ず教職担当教員に相談すること。
- 教員免許とその他の資格
 - 教員免許の取得を目指す学生は、原則として4年間で「社会福祉士（受験資格）」を取得することはできない。ただし、「高校福祉」免許取得のみを目指し、同時に「社会福祉士（受験資格）」取得を目指すことは可能だが、その場合は必ず事前に教職担当教員に相談すること。
 - 教員免許の取得を目指す学生は、「准学校心理士」を取得することができる。詳しくは、「14. 准学校心理士」（p.152）を参照すること。

子ども教育学科

(1) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	18 単位
	選択	10 単位以上
	小計	28 単位以上
専門基礎科目	必修	50 単位
	選択	任意
	小計	50 単位以上
専門発展科目	必修	4 単位
	選択	任意
	小計	4 単位以上
専門基礎科目 又は 専門発展科目	選択	42 単位以上
	小計	42 単位以上
合計		124 単位以上

子ども教育学部子ども教育学科 カリキュラム・ツリー

区分	1年				2年			
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
必修	基礎演習Ⅰ			1	基礎演習Ⅱ			1
	保育・教育マインド実践講座			2	カウンセリング	2	カリキュラム論	2
	子ども理解の理論と方法			2				
	教育の原理	2	発達心理学	2	教職概論	2	特別支援教育・保育論	2
	子どもと音楽表現Ⅰ	1	子どもと音楽表現Ⅱ	1	子どもと人間関係	1	保育内容（人間関係）	2
	子どもと造形表現Ⅰ	1	子どもと造形表現Ⅱ	1	子どもと言葉	1	保育内容（言葉）	2
	保育原理	2	子どもと健康	1	保育内容（健康）	2	子どもと環境	1
	社会福祉概論	2	子ども家庭福祉論	2				
	日本語表現法（基礎）	2	日本語表現法（応用）	2				
	情報リテラシー（基礎）	2	情報リテラシー（応用）	2				
	英語	2						
	スポーツ	2						
	日本国憲法	2						
心理学	2							
総合教育	韓国語（基礎）	2	韓国語（応用）	2	実用日本語表現法	2		
	中国語（基礎）	2	中国語（応用）	2	英語コミュニケーション	2		
	手話（基礎）	2	手話（応用）	2				
	倫理学	2	日本文化体験	2				
	人間と環境	2	美術概論	2				
	経済学	2	文学入門	2				
	世界史	2	政治学	2				
	数学入門	2	生命科学	2				
	海外研修	2	スポーツ・コミュニケーション	2				
	社会福祉入門	2						
	専門科目	幼稚園教諭一種				幼稚園教育実習指導Ⅰ		
					幼稚園教育実習Ⅰ	2		
保育士			スポーツ（保育）	1	社会的養護Ⅰ	2	子ども家庭支援論	2
					子どもの保健	2	子どもの健康と安全	1
					乳児保育Ⅰ	2	乳児保育Ⅱ	1
					子どもと家族の心理学	2	子どもの食と栄養	2
							保育所実習Ⅰ	2
						保育所実習指導Ⅰ		
小学校教諭一種					国語	2	国語科指導法	2
					生活	2	生活科指導法	2
					音楽	2	音楽科指導法	2
					図画工作	2	図画工作科指導法	2
					体育	2	体育科指導法	2
							道徳教育の理論と方法	2
学科独自					教育史	2		
					学校インターンシップ			2

DCU 学士力（基礎力）

DCU 学士力（専門性）

子ども教育学科 2025年度以降入学者対象 学年別開講科目（必修科目）

区分	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
総合教育	日本国憲法②								18単位
	心理学②								
	日本語表現法（基礎）②	日本語表現法（応用）②							
	情報リテラシー（基礎）②	情報リテラシー（応用）②							
	英語②								
	スポーツ②								
	基礎演習Ⅰ①	基礎演習Ⅱ①							
	社会福祉概論②	子ども家庭福祉論②	特別支援教育・保育論②	学校経営論②					
	教育の原理②	発達心理学②	カリキュラム論②						
	保育原理②								
専門基礎	保育・教育マインド実践講座②		カウンセリング②						32単位
	子どもと音楽表現Ⅰ①	子どもと音楽表現Ⅱ①			保育内容（環境）②	保育内容総論②			
	子どもと造形表現Ⅰ①	子どもと造形表現Ⅱ①			保育内容（表現）②	児童文化②			
	子ども理解の理論と方法②		子どもと人間関係①	子どもと環境①		教育相談②			
		子どもと健康①	子どもと言葉①	保育内容（人間関係）②					
			保育内容（健康）②	保育内容（言葉）②					
					専門演習②				
					キャリア講座②△				
小計1	14科目	10科目	6科目	6科目	4科目	7科目	0科目	0科目	72単位
小計2	36単位		18単位		18単位		0単位		72単位

△：単位認定科目 小計1：学期ごとの履修科目数 小計2：学期ごとの履修単位数

○内の数字は単位数

子ども教育学科 2025年度以降入学者対象 学年別開講科目（選択科目）

区分	1年次		2年次		3年次		4年次		配置単位 合計	卒業要件 単位数	幼保免 要件単位数	幼小免 要件単位数	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
総合教育	倫理学②	日本文化体験②	実用日本語表現法②						42 単位	10 単位 以上	10 単位 以上	10 単位 以上	
	経済学②	美術概論②											
	世界史②	政治学②	英語コミュニケーション②										
	人間と環境②	生命科学②											
	数学入門②	文学入門②											
	韓国語(基礎)②	スポーツ・コミュニケーション②											
	中国語(基礎)②	韓国語(応用)②											
	手話(基礎)②	中国語(応用)②											
	社会福祉入門〔集中〕②	手話(応用)②											
	海外研修	社会福祉入門〔集中〕②											
専門基礎	保育士必修	スポーツ(保育)①	社会的養護Ⅰ②	子ども家庭支援論②	子ども支援①				17 単位	保育士 より 17 単位 以上	幼小免 より 17 単位 以上	幼小免 より 17 単位 以上	
	専門基礎			子どもの健康と安全①	子どもの食と栄養②	社会的養護Ⅱ①							
				乳児保育Ⅰ②	乳児保育Ⅱ①								
				☆外国語②	外国語指導法②	☆外国語(英語)②	外国語(英語)指導法②						
				☆生活②	生活科指導法②	☆理科②	理科指導法②						
				☆音楽②	音楽科指導法②	☆社会②	社会科指導法②						
				☆図画工作②	図画工作科指導法②	☆算数②	算数科指導法②						
				☆体育②	体育科指導法②	☆家庭②	家庭科指導法②						
					道徳教育の理論と方法②	☆児童発達支援②	児童発達支援指導法②						
				教育史②		☆生涯学習②	生涯学習指導法②						
実習			保育所実習指導Ⅰ①	保育所実習指導Ⅰ①	施設実習Ⅰ〔集中〕②				9 単位	42 単位 以上	幼小免 より 15 単位 以上	幼小免 より 15 単位 以上	
			保育所実習Ⅰ〔集中〕②	保育所実習Ⅰ〔集中〕②	施設実習Ⅰ〔集中〕②								
					施設実習Ⅱ〔集中〕②								
					A: 保育所実習指導Ⅱ①								
					A: 保育所実習Ⅱ〔集中〕②								
					B: 施設実習指導Ⅱ①								
					B: 施設実習Ⅱ〔集中〕②								
					幼稚園教育実習指導Ⅱ①								
					幼稚園教育実習Ⅱ〔集中〕②								
					小学校教育実習指導Ⅰ								
専門発展			幼稚園教育実習指導Ⅰ①	幼稚園教育実習指導Ⅰ①	幼稚園教育実習Ⅱ〔集中〕②				6 単位	42 単位 以上	幼小免 より 15 単位 以上	幼小免 より 15 単位 以上	
			幼稚園教育実習Ⅰ〔集中〕②	幼稚園教育実習Ⅰ〔集中〕②	施設実習Ⅱ〔集中〕②								
			学校インターンシップ②〔集中〕	学校インターンシップ②〔集中〕	施設実習Ⅱ〔集中〕②								
					介護等体験								
					子どもとキャンプ②								
					A(アート表現)②								
					D(地域・行政連携)②								
					B(健康スポーツ)②								
					E(保護者支援・相談)②								
					C(多文化共生)②								
小計	10 科目	12 科目	14 科目	13 科目	14 科目	11 科目	5 科目	5 科目	52 単位以上	52 単位以上	52 単位以上	52 単位以上	
	小計：学期ごとの開設科目数、○内の数字は単位数												

※卒業要件単位数124 単位以上

履修上の注意

(1) 実習について

本学科では、各コースに応じて、「保育士資格」、「幼稚園教諭一種免許」「小学校教諭一種免許」の取得を目指す。

「保育所実習・施設実習」…… P. 77 参照

「幼稚園教育実習」…… P. 78 参照

「小学校教育実習」…… P. 79 参照

「保育所実習・施設実習」、「幼稚園教育実習」、「小学校教育実習」の現場での実習に行くにあたり、実習参加要件を設けている。実習参加要件については各実習指導において配付される「実習の手引」を参照のこと。

(2) 資格取得

本学科での取得資格は、P. 82 を参照のこと。

(3) 専門演習（ゼミ）の選択について

本学科では、3年次に少人数による専門演習（ゼミ）を開講している。各自が興味のある分野について、より専門的に学ぶために専任教員より指導を受けるものである。演習は週1コマであるが、大学での学びの中心として位置づけられるものであり、その学びを発展させた成果を4年次に卒業研究としてまとめることができる。なお、一つのゼミに希望者が集中した場合は、成績等により選抜されることとなるので、希望するゼミに配属されないこともある。

(4) 「保育・教職実践演習（幼・小）」及び『教職ポートフォリオ』について

4年次後期に開設する「保育・教職実践演習（幼・小）」（2単位）は、保育士資格および教職課程（幼稚園教諭一種免許）（小学校教諭一種免許）を履修する学生の履修状況を踏まえ、保育者・教師として必要な知識技能を修得したことを確認するための科目である。

したがって、この「保育・教職実践演習（幼・小）」の履修にあたっては、各学生においても4年次までの履修履歴について、必要な資質能力の指標に対する自己評価を『教職ポートフォリオ』にまとめておかなければならない。

なお、本科目の履修に際しては、「教職課程履修規程」及び「保育士資格取得履修規程」に基づくものである。

令和7年度 幼保コース履修モデル①「社会の課題に向き合い、実践に活かせる教育・保育者」

区分	DP	必修/選択	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数(合計)		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
総合教育		必修	日本国憲法	2									
			心理学	2									
			日本語表現法(基礎)	2	日本語表現法(応用)	2							
			情報リテラシー(基礎)	2	情報リテラシー(応用)	2							
			英語	2									
			スポーツ	2									
			基礎演習Ⅰ	1	基礎演習Ⅱ	1							
			倫理学	2	生命科学	2							
			韓国語(基礎)	2	政治学	2							
			海外研修(集中)	2									
専門基礎	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	必修	教育の原理	2	発達心理学	2	教職概論	2	特別支援教育・保育論	2	教育・保育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	
			社会福祉概論	2	子ども家庭福祉論	2			カリキュラム論	2			
			保育原理	2									
			子ども理解の理論と方法	2	スポーツ(保育)	1	社会的養護Ⅰ	2	子どもの家庭支援論	2	社会的養護Ⅱ	1	
			子どもと音楽表現Ⅰ	1	子どもと人間関係	1	子どもと健康	2	子どもの健康と安全	1	子育て支援	1	
			子どもと造形表現Ⅰ	1	子どもと言葉	1	乳児保育Ⅰ	2	乳児保育Ⅱ	1			
			子どもと健康	1	子どもと環境	2	子どもと家族の心理学	2	子どもの食と栄養	2			
					カウンセリング	2							
					教育史生活	2							
専門科目	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	選択											
専門発展	④⑩	選択(幼児保育士必修)											
合計単位数		必修	20	16	8	10	4	14	0	0	(72)		
			6	5	14	9	7	7	3	7	(58)		
合計			47	41	41	32	10	10	10	130			

令和7年度 幼保コース履修モデル②「表現分野に強い教育・保育者」

区分	DP	必修/選択	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数(合計)		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
総合教育		必修	日本国憲法	2									
			心理学	2									
			日本語表現法(基礎)	2	日本語表現法(応用)	2							
			情報リテラシー(基礎)	2	情報リテラシー(応用)	2							
			英語	2									
			スポーツ	2									
			基礎演習 I	1	基礎演習 II	1							
			世界史	2	実用日本語表現法	2							
					文学入門	2							
					美術概論	2							
専門基礎	①②③④	必修	教育の原理	2	発達心理学	2	教職概論	2	特別支援教育・保育論	2	教育・保育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	
			保育・教育マインド実践講座	2	子ども家庭福祉論	2							
			社会福祉概論	2	子ども家庭福祉論	2							
			保育原理	2									
					スポーツ(保育)	1	社会的養護 I	2	子ども家庭支援論	2	社会的養護 II	1	
							子どもの健康	2	子どもの健康と安全	1	子育て支援	1	
							乳児保育 I	2	乳児保育 II	1			
							子どもと家族の心理学	2	子どもの食と栄養	2			
							子ども理解の理論と方法	2					
							子どもと音楽表現 I	1	子どもと人間関係	1	保育内容総論	2	
専門科目	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	必修	子どもと音楽表現 I	1	子どもと音楽表現 II	1	子どもと人間関係	1	保育内容総論	2			
			子どもと造形表現 I	1	子どもと造形表現 II	1	子どもと言葉(言葉)	2	保育内容(表現)	2			
					子どもと健康	1	保育内容(健康)	2	子どもと環境	1	保育内容(表現)	2	
							カウンセリング	2					
							音楽	2					
							図画工作	2					
専門発展	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	選択(幼児保育士必修)											
合計	単位数	必修	20	16	8	10	4	14	0	0	(72)		
			2	7	16	9	7	3	7	0	(58)		
			45	43	43	32	10	10	130				

令和7年度 幼保コース履修モデル③「スポーツ健康分野に強い教育・保育者」

区分	DP	必修/選択	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数(合計)		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
総合教育		必修	日本国憲法	2									
			心理学	2									
			日本語表現法(基礎)	2	日本語表現法(応用)	2							
			情報リテラシー(基礎)	2	情報リテラシー(応用)	2							
			英語	2									
			スポーツ	2									
			基礎演習 I	1	基礎演習 II	1							
			人間と環境	2	生命科学	2	英語コミュニケーション	2					
			社会福祉入門〔集中〕	2									
			教育の原理	2	発達心理学	2	教職概論	2	特別支援教育・保育論	2			
保育・教育マインド実践講座	2					カリキュラム論	2						
社会福祉概論	2	子ども家庭福祉論	2										
保育原理	2												
①②③④	①②⑤	必修	スポーツ(保育)	1	社会的養護 I	2	社会的養護 II	1					
専門基礎		必修 選択 必修	子ども理解の理論と方法	2	子どもの健康	2	子どもの健康と安全	1					
			子どもと音楽表現 I	1	子どもと音楽表現 II	1	乳児保育 I	2	子育て支援	1			
			子どもと造形表現 I	1	子どもと造形表現 II	1	乳児保育 II	1					
			子どもと健康	1	子どもと健康	1	子どもと家族の心理学	2					
					子どもと環境	2							
					カウンセリング	2							
					体育	2							
専門科目		必修 選択 必修	子どもと音楽表現 I	1	子どもと音楽表現 II	1	子どもと人間関係	2	保育内容(環境)	2	保育内容総論	2	
			子どもと造形表現 I	1	子どもと造形表現 II	1	子どもと言葉(言葉)	2	保育内容(表現)	2	児童文化	2	
			子どもと健康	1	子どもと健康	1	保育内容(健康)	2	子どもと環境	1			
					カウンセリング	2							
専門発展		必修 選択 必修	子どもと音楽表現 I	1	子どもと音楽表現 II	1	子どもと人間関係	2	保育内容(環境)	2	保育内容総論	2	
			子どもと造形表現 I	1	子どもと造形表現 II	1	子どもと言葉(言葉)	2	保育内容(表現)	2	児童文化	2	
			子どもと健康	1	子どもと健康	1	保育内容(健康)	2	子どもと環境	1			
					カウンセリング	2							
合計単位数	必修 選択 合計		20	16	8	10	4	14	0	0	(72)		
			2	7	14	9	5	3	9	(58)			
合計			45	41	41	32	12	130					

令和7年度 幼小コース履修モデル④「幼小接続への理解をもった教育・保育者」

区分	DP	必修/選択	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数(合計)		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
総合教育		必修	日本国憲法	2									
			心理学	2									
			日本語表現法(基礎)	2	日本語表現法(応用)	2							
			情報リテラシー(基礎)	2	情報リテラシー(応用)	2							
			英語	2									
			スポーツ	2									
			基礎演習 I	1	基礎演習 II	1							
			経済学	2	政治学	2							
			中国語(基礎)	2									
			手話(基礎)	2	手話(応用)	2							
専門基礎	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	必修	教育の原理	2	発達心理学	2	教職概論	2	特別支援教育・保育論	2			
			保育・教育マインド実践講座	2	子ども家庭福祉論	2			カリキュラム論	2			
			社会福祉概論	2	子ども家庭福祉論	2							
			保育原理	2	子ども健康	2							
			子ども理解の理論と方法	2	子どもと健康	2							
			子どもと音楽表現 I	1	子どもと音楽表現 II	1	子どもと人間関係	1	保育内容(環境)	2	保育内容総論	2	
			子どもと造形表現 I	1	子どもと造形表現 II	1	子どもと言葉	1	保育内容(言葉)	2	保育内容(表現)	2	
					子どもと健康	1	保育内容(健康)	2	子どもと環境	1			
					子どもと健康	1	保育内容(健康)	2	子どもと環境	1			
					子どもと健康	1	保育内容(健康)	2	子どもと環境	1			
専門科目	⑨	選択(小免必修)	国語	2	国語科指導法	2	国語科指導法	2	社会	2	社会科指導法	2	
			生活	2	生活科指導法	2	生活科指導法	2	算数	2	算数科指導法	2	
			音楽	2	音楽科指導法	2	音楽科指導法	2	理科	2	理科科指導法	2	
			図画工作	2	図画工作科指導法	2	図画工作科指導法	2	家庭	2	家庭科指導法	2	
			体育	2	体育科指導法	2	体育科指導法	2	外国語(英語)	2	外国語(英語)指導法	2	
					道徳教育の理論と方法	2	道徳教育の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	生徒指導・キャリア教育	2	
									専門演習	2			
									キャリア講座	2			
									子ども教育研究 C(多文化共生)	2	子ども教育研究 B(保護者支援・相談)	2	
									子ども教育研究 C(多文化共生)	2	子ども教育研究 B(保護者支援・相談)	2	
専門発展	②④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	必修											
合計単位数		必修	20	16	8	10	4	14	14	0	0	(72)	
			6	4	12	15	14	2	7	2	7	(74)	
合計			46		45		46		9		146		

心理学科

(1) 心理学科の概要

人間科学部では「共生」をテーマとしている。ここで言う「共生」とは人間同士の共生であり「個人や集団が多様で多元的な存在であることを相互に理解、尊重し、心理的、社会的に安全・安心な生活実現を目指すこと」である。これを実現させるため「多様、多元な個人や集団の特徴や、共生実現に関わる課題、およびその解決に関わる様々な知見や技術を、人間行動や思考、協力や協働といった広汎な観点から人間科学的に探求」する。加えて、共生の当事者による学び合いを尊重する観点から、生涯学習の理論や方法を活用することが本学人間科学部の特徴である。

これを踏まえて心理学科では「障がい者、高齢者、子どもやメンタルヘルス不調者を中心として、多様・多元な人々が共生するうえで生じる様々な心理的困難や課題の探求、解決および心理支援を行い、さらに人々のメンタルヘルス維持・増進や、心理支援者である自らの資質向上のために生涯学習の理念に即して活動できる人材」養成を行う。

(2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	14単位
	選択	10単位以上
	小計	24単位以上
専門基礎科目	必修	22単位
	選択	14単位以上
	小計	36単位以上
専門発展科目	必修	16単位
	選択	38単位以上
	小計	54単位以上
(自由選択履修) 各科目区分の要件を超えて修得した単位 (余剰単位) および他学部他学科開講科目 から修得した単位		10単位以上
合計		124単位以上

人間科学部心理学科 カリキュラム・ツリー

区分	1年				2年				
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
必修	基礎演習 I			2	基礎演習 II			2	
	人間科学マインド			4	心理学統計法	2			
	英語	2			心理学実験	2			
	情報リテラシー (基礎)	2	情報リテラシー (応用)	2	健康・医療心理学	2			
	日本語表現法 (基礎)	2	日本語表現法 (応用)	2					
	心理学概論	2	心理的アセスメント	2					
	発達心理学 I	2	発達心理学 II	2					
	生涯学習概論 I	2	生涯学習概論 II	2					
			心理学的支援法	2					
			教育・学校心理学	2					
総合教育	心理学	2	美術概論	2	実用日本語表現法	2			
	倫理学	2	日本文化体験	2	社会学	2			
	世界史	2	文学入門	2	英語コミュニケーション	2			
	経済学	2	日本史	2					
	数学入門	2	生命科学	2					
	韓国語 (基礎)	2	韓国語 (応用)	2					
	中国語 (基礎)	2	中国語 (応用)	2					
	手話 (基礎)	2	手話 (応用)	2					
	スポーツ	2	スポーツ・コミュニケーション	2					
	人間と環境	2	政治学	2					
	生活科学	2	福祉とスポーツ	2					
	日本国憲法	2							
	海外研修	2							
	社会福祉入門	2							
	地域探究 I (課題とニーズ)	2	地域探究 II (知識とスキル)	2	地域探究 III (フィールドワーク A)	2	地域探究 IV (フィールドワーク B)	2	
大学独自									
専門科目	公認心理師	学習・言語心理学	2	知覚・認知心理学	2	心理学研究法	2	心理演習 I	2
		人体の構造と機能及び疾病	2	神経・生理心理学	2	感情・人格心理学	2	心理実習 I	2
				社会・集団・家族心理学	2	障害者・障害児心理学	2	関係行政論	2
				臨床心理学概論	2	公認心理師の職責	2		
				精神疾患とその治療	2				
	社会教育士					環境教育演習	2	社会教育施設論	2
						NPO 活動と社会教育	2	障がい者スポーツ支援	2
						心の発達と生涯学習	2	現代社会とジェンダー	2
	学科独自					心理学的支援法演習	2	青年心理学	2
						心理的アセスメント演習	2	心理学の歴史と発展	2
								心理学応用実験	2
								行動経済心理学	2

DCU 学士力 (基礎力)

DCU 学士力 (専門性)

履修上の注意

(1) 「基礎演習」と「人間科学マインド」について

本学科では人間の「共生」について心理学的視点から探求していく。1年次必修科目である「基礎演習」と「人間科学マインド」はこの「共生」と心理学とを初歩的に結びつけその後の学修につなげる役割を果たす。

・「基礎演習」

大学の初年次教育として、同時期におこなわれる総合教育科目の「日本語表現法」、「情報リテラシー」といった「学びの基礎」などによるスタディスキルを、レポート作成やプレゼンテーションなどの課題を通して活用していく。また、専門基礎科目である「心理学概論」や「発達心理学Ⅰ」、「発達心理学Ⅱ」など講義を通して得られた知的学びを、フィールドワークによる体験に適用して初歩的な現象理解につなげるまでをおこなう。

・「人間科学マインド」

人間共生の身近な状況や課題を学生が感覚的に認識出来るよう、人間共生に関連する様々な施設や機関の見学やフィールドワークをおこなう。全講座の後半では「基礎演習」で身につけた心理学的知識の適用をおこないディスカッションやプレゼンテーションにつなげることで、スタディスキル、人間共生の理念や意識および心理学的知見を関連づける。

(2) 実習について

・「心理実習」

本学科では、「公認心理師」受験に必要な学部段階でのカリキュラムを設定している。そのうち「心理実習Ⅰ」および「心理実習Ⅱ」が実習科目であり、将来、公認心理師取得を希望する者は両方を履修し単位を取得しなければならない。また、「心理演習Ⅰ」、「心理演習Ⅱ」、「心理演習Ⅲ」は実習時指導および事前、事後指導を含む科目であり「心理実習Ⅰ」、「心理実習Ⅱ」と併せて履修することが求められる。

実習先における観察や参与等による十分な学びを実現させるため、心理学や福祉・医療に関する基礎知識を「心理実習Ⅰ」、「心理実習Ⅱ」の前に獲得している必要がある。この具体的な前提条件をはじめ実習参加の可否判断は「田園調布学園大学人間科学部心理学科公認心理師国家試験受験資格（学部課程）取得履修規程」に定めるものとする。

その他、実習参加に関する詳細は心理演習等において配付される「実習の手引」を参照のこと。

・「社会教育実習」

「社会教育主事任用資格」取得に必要な実習として「社会教育実習」がある。「社会教育実習」の履修は「田園調布学園大学人間科学部心理学科社会教育主事任用資格及び社会教育士（養成課程）取得履修規程」に定めるものとする。実習参加に関する詳細は、別途、配付される「実習の諸注意」を参照のこと。

(3) 資格取得

本学科での資格取得はP.82を参照のこと。

(4) 専門演習（ゼミ）の選択について

本学科では3年次、4年次に少人数の専門演習（ゼミ）を開講している。この演習では各担当教員の演習テーマに基づき、より専門性の高い指導を受ける事が出来る。そして専門演習での学びに基づき4年次には各自の研究テーマによる卒業研究をおこなう事も出来る。配属においては、本人の希望、教員の専門分野、学修態度等により総合的に判断する。その場合、希望するゼミに配属されないこともある。

また、本学科では心理学を専門領域とする教員の他、生涯学習（社会教育）を専門領域とする教員も専門演習を担当する。公認心理師および社会教育主事任用資格の取得に「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」の所属先自体が直接影響することは無いが、認定心理士、認定心理士（心理調査）の取得においては専門演習の所属先と卒業研究の内容が影響する場合がある。

履修の案内

科目の区分と単位制について

授業期間

1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含めて35週にわたり、前期と後期の2学期に分かれている。

科目の履修区分

授業科目は履修方法により次の区分に分かれている。

(1) 必修科目

卒業までに必ず履修し、その単位を修得しなければならない科目である。不合格と評価された科目は、原則として翌年次に再履修しなければならない。卒業年次において1科目でも不合格と評価された場合は、卒業が認定されない。

(2) 選択必修科目

指定する複数の授業科目の中から選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目である。所定の単位数を修得できない場合は、必修科目不合格の場合と同様に扱われる。

(3) 選択科目

各科目区分の中から自由に授業科目を選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目である。

授業の方法

授業の方法は、講義、演習、実験、実習もしくは、実技のいずれかにより、又は、これらの併用により行う。

単位制について

①単位制とは

学則及び履修規程等で定められた基準に従って授業を履修登録し、授業への出席や授業の事前・事後の学修を通じて身に付けた成果を試験等で評価します。その結果、各授業科目にあらかじめ設定された評価基準を満たした学生に単位を与える制度です。また、卒業要件を満たした学生に卒業を認定し、学位が授与されます。

②1単位の考え方

授業の特性に応じた授業方法により時間数の配分は異なりますが、1単位 = 45時間の学修が必要と定められています(大学設置基準)。

例：【●●演習】半期 2単位の場合

→授業 15回 × 90分(2時間とみなします) = 30時間

事前学修 2時間 × 15回 = 30時間

事後学修 2時間 × 15回 = 30時間

合計学修時間 90時間 = 2単位

2単位を修得するためには ①授業への出席 ②事前・事後学修への取り組み ③到達目標の達成が必要です。ただ授業に出席するだけでは不十分です。事前に授業の内容を理解し、授業後は振り返りを行うことで様々な知識や能力を身に付けられるように心がけましょう。

履修登録について

履修登録

履修登録とは、その学年で履修しようとする授業科目について受講計画を立て、履修する科目をあらかじめ登録する手続きのことである。この手続きを完了することによって、各学生は届け出た授業科目をその年度に履修する権利を得ることになる。履修する科目を決定する際には、授業科目の履修区分・単位を十分に理解し、卒業までの4年間の目標等を考慮した上で、履修計画を立てること。

なお、必修科目および選択必修科目の受講クラスは、指定された曜日・時限で受講すること（変更は原則として認めない）。

※納付金の納入が滞っている学生は、履修登録を認めない場合がある。

[履修登録の手続き]

履修登録は、大学ポータルサイト「でんでんばん」（以下「でんでんばん」）を利用し、原則として毎学年始めの所定の期日までに登録科目の入力を完了しなければならない。

履修登録を締切日までに行わない場合、当該年度における履修科目の登録を放棄したものとみなされる。よって、自身の責任において確実に行うこと。なお、一部の集中科目等については、学期中の適切な時期に登録期間を設け「でんでんばん」以外の方法により履修登録を行う。

「でんでんばん」を利用した履修登録の方法については、「でんでんばん利用ガイド（学生用）」を参照すること。なお、1年生向けの年度当初のオリエンテーションでは、授業科目の履修に関するもののほか、「でんでんばん」の利用にあたっての説明も行うので、全員が必ず出席し操作の仕方をよく理解した上で登録手続きを行うこと。

また、履修登録の手続きにおいて本人の責任による不備や誤りがあった場合、当該授業科目の登録は無効となるため注意すること。

履修キャップ（3年次編入生は対象外）

履修キャップ制とは、単位修得に必要な学修時間を確保するため、学生が1年間に履修登録できる総単位数に上限を設定する制度である。学科、専攻ごとの履修上限単位数は以下の通りとする。

学科専攻	2021年度入学者～
社会福祉学科 社会福祉専攻	48単位
社会福祉学科 介護福祉専攻	48単位
共生社会学科	48単位
子ども教育学科	46単位
心理学科	48単位

ただし、次の単位は含まれない。

- ・実習科目の単位
- ・学外で修得した単位（学則第27条～第29条関係）
- ・卒業要件に算入されない単位
- ・集中科目など、学期中毎週定期的に行われる科目以外の単位
- ・その他学生の事情を勘案し、履修の必要を認めた科目の単位

なお、各学科とも前年度末のGPAが3.2以上の学生については、履修上限単位数を緩和する。

再履修科目の受講クラス

2年生以上で下位学年の必修科目を再履修しなければならない場合は、あらかじめ指定された曜日・時限で履修すること。

人数調整科目

授業の方法及び内容並びにその性質により履修者数の定員を設け、あらかじめ人数を調整して履修者を決定する選択科目がある。これらの科目の履修を希望する場合は、一般の選択科目とは別に、事前に申込みを行わなければならない（履修希望者数が制限数を上回った場合は、抽選等を行う）。詳細は事前に「でんでんばん」等で連絡する。

他学部・他学科科目の履修について

他学部・他学科で開講されている一部の授業を学生の皆さんが履修できるように開放しています。所属学科で学んでいる分野をさらに深めたり、他学部・他学科の視点から新たな知識や発見をするなど、積極的に活用してください。

授業について

授業時間割

授業は、時間割に従って行われる。各自の時間割は大学ポータルサイト「でんでんばん」で確認すること。
なお、授業時間は1時限を90分とし、下記の通りとする。

第1時限	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10
昼休み	12:10～13:00
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50
第6時限	18:00～19:30

※授業日時の振替えや授業を行う教室が変更される場合は、「でんでんばん」等によって伝達する。「でんでんばん」には常に注意すること。

緊急事態発生時の授業の取り扱い

災害その他緊急事態の発生にともない、交通機関の運行に支障が生じている場合の授業の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 午前6時の時点でNHKニュースにより、小田急電鉄(新宿-本厚木)、東急電鉄(渋谷-中央林間)および横浜市営地下鉄(横浜-あざみ野)のうち、2社以上の電車がストライキ、災害、異常気象等で全面的に運転を停止している場合は、当日の授業の取り扱いは以下のとおりとする。ただし、バス等による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとする。

①午前9時までに復旧した場合

当日第1、第2時限の授業を臨時休講とし、第3時限より開講する。

②午前9時を過ぎても運休している場合

授業情報をホームページ、「でんでんばん」等を通じて学生に伝達する。

※ただし、上記のような交通機関の運行状態に関わらず、学長が気象予報その他の状況により学生の通学が困難と認めた場合には、授業に関する情報を上記②の方法によって学生に伝達する。

※緊急事態発生時には、テレビ・ラジオ等の報道に注意し、電話による大学への直接問い合わせは極力控えること。

- (2) 各自の居住地またはその周辺地域の災害等による交通機関の運休や遅延のために、やむを得ず授業に遅刻あるいは欠席した場合は、駅で発行される遅延証明書をもってすみやかにその旨を科目担当教員に届けること。

休講

やむを得ない理由で授業が休講となる場合は、「でんでんばん」等により伝達する。休講掲示がなく、始業より30分以上経過しても授業が開始されない場合は、教学支援課に申し出て、その指示に従うこと。

※休講・教室変更は、スマートフォンやパソコン等から以下のホームページにアクセスして確認することができる。

【でんでんばん URL】

<https://portal.dcu.ac.jp/>

情報は常に更新されるので、注意すること。

補講

やむを得ない理由によって授業が休講となった場合は、原則として補講を実施する。補講は、学年暦の補講日程のほか、通常授業日や土曜日に行う。実施日時は「でんでんばん」等により連絡する。

欠席

正当な理由がなく出席が授業回数の3分の2に満たない場合は、試験規程により期末試験の受験が認められず、原則として当該授業科目の単位を修得することができない。日頃からできるかぎり欠席しないよう心がけること。履修科目の出欠状況は「でんでんばん」で確認することができる。出欠に関する問合せ期間は、授業日から4週間以内とする。

遠隔授業について

授業の特性や教育効果の観点から、オンラインで行う授業を本学では遠隔授業としています。遠隔授業は対面で行う授業と異なり、「でんでんぱん」等によりオンデマンド型で実施されます。授業回ごとに授業動画を視聴し、「提出された課題の内容が、配信された「授業資料」を視聴して作成されたことがわかる課題内容をもって出席とする」とされています。

なお、この遠隔授業で修得できる単位数の上限は60単位と定められています（学則第22条）。

公認欠席（公欠）

公認欠席（以下「公欠」という）とは、欠席日数に算入しないことが認められる欠席である。ただし、厚生労働省より養成施設として認可を受けている介護福祉専攻および子ども教育学科では公欠はない。公欠として認められるものは以下の通りである。

(1) 公欠の種類

- ①忌 引
- ②実 習
- ③進路活動
- ④課外活動
- ⑤感 染 症（出席停止による公欠）
- ⑥その他大学が特に必要と認めた場合

これらの理由により欠席する場合は、「公欠願」（教学支援課、学生生活・進路支援課常備）または「忌引届」（教学支援課常備）に事由を証明する書類等を添えて「欠席届（公欠）（ピンク用紙）」（教学支援課、学生生活・進路支援課常備）とともに提出すること。

(2) 公欠の日数と手続き（介護福祉専攻および子ども教育学科以外）

公欠の種類	公欠が認められる日数	手続	届出時必要書類等・ [提出先]												
①忌 引	忌引の扱いは3親等以内とし、忌引日数は下表のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>亡くなった人</th> <th>忌引日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父 母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>兄 弟 ・ 姉 妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>祖 父 母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>お じ ・ お ば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	亡くなった人	忌引日数	父 母	7日	配 偶 者	7日	兄 弟 ・ 姉 妹	3日	祖 父 母	3日	お じ ・ お ば	1日	「忌引届」及び「欠席届」に必要事項を記入し、死亡月日より10日以内に教学支援課へ提出する。科目ごとの「欠席届」は承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	会葬礼状等（コピーも可とする） [教学支援課]
亡くなった人	忌引日数														
父 母	7日														
配 偶 者	7日														
兄 弟 ・ 姉 妹	3日														
祖 父 母	3日														
お じ ・ お ば	1日														
②実 習	実習期間及び実習施設との事前（事後）打ち合わせ日 ・ ソーシャルワーク実習（介護福祉専攻を除く） ・ 精神保健福祉援助実習 ・ 教育実習（子ども教育学科を除く） ・ スクールソーシャルワーク実習 ・ 医療ソーシャルワーク実習 ・ 心理実習 ・ 社会教育実習	実習に関しての公欠は、原則として手続不要。ただし、事前打ち合わせ日等の場合に必要に応じて「公欠願」及び「欠席届」を提出する。科目ごとの「欠席届」は教学支援課の承認印を得た後に各自が各科目担当教員へ提出する。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [教学支援課]												

③進路活動	進路活動（就職活動、就職試験及び内定式、入学試験等）による公欠が認められる日数は、3・4年生を対象に年間を通じて原則として3日間とする。 ただし内定後の研修等による公欠は、原則として認めない。	「公欠願」及び「欠席届」に必要事項を記入し、学生生活・進路支援課に提出する。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	就職の場合は採用試験の案内書、入学試験の場合は受験票の写し [学生生活・進路支援課]
④課外活動	公式試合の出場、公式研究会への参加など、大学が承認したものに限り認める。原則として科目ごと（半期通年間わず）に3日間とする。	あらかじめ顧問の承認印を得た「公欠願」に必要事項を記入し、「欠席届」とともに学生生活・進路支援課に提出する（各部・各サークルの責任者が取りまとめて学生生活・進路支援課に提出すること）。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	試合、大会等の主催者が配付した開催内容を示す印刷物等（コピーも可とする） [学生生活・進路支援課]
⑤感染症	学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症にり患した場合のみ、公欠とする。なお、日数は学校保健安全法施行規則第19条に定める「出席停止の期間の基準」に定める期間とする。	学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症にり患した（その疑いも含む）場合は、教学支援課へ電話連絡し、指示を受けること（ただし、インフルエンザにり患した場合は、教学支援課への連絡は不要とし、「でんでんばん」の感染症フォームでその旨を連絡するとともにアドバイザーへ報告すること）。なお、自己判断による登校は禁ずる。	病気にり患したことを証明する医師による診断書等（インフルエンザの場合は、薬局で受け取った薬袋、抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ等）の説明書、薬手帳のコピー等で可） [教学支援課]
⑥その他大学が特に必要と認めた場合	本人の申し出により、大学が特に必要と認めたものについては当該日（期間）を公欠として取り扱うことがある。	欠席事由を教学支援課に申し出、適宜指示を受けること。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [関連部署]

なお、公欠の手続きは、あらかじめ予定が判明しているものについては事前に行う必要がある。欠席後に手続きをする場合は、忌引による公欠を除き当該日以後1週間以内に完了するものとする。また、承認後は科目担当教員へ1週間以内に届け出ること。これを超えた場合は公欠は認められない。

成績評価と単位の認定について

成績評価

各科目の成績は、試験の成績、平素の学修状況（授業中の小テストなどを含む）等によって総合的に評価される（評価方法及び評価基準の詳細については、各科目のシラバスを参照）。

以上によって判定された成績評価の区分は次の通りである。

100～90点	S	合格 [単位認定]
89～80点	A	
79～70点	B	
69～60点	C	
59点以下	D	不合格 [単位不認定]（定期試験未受験、レポート未提出、出席不良等を含む）

成績通知

成績は、各学期末に通知する。成績通知の時期と方法は次の通りである。

[時期]

- ・前期で終了する半期科目の成績……………8月下旬
- ・後期で終了する半期科目および通年科目の成績……………2月下旬

[方法]

「でんでんぱん」による成績照会で確認すること。

あわせて保護者にも通知する。

※授業の方法及び内容並びにその性質により、授業科目の一部については、別途学期の途中又は次の学期末に成績評価の通知を行うことがある。

※納付金の納入が滞っている学生は、その状況により成績通知及び各種証明書の発行を行わない場合がある。

※成績評価に関する問合せは、各学期末の所定の期間内に行うことができる（問合せ対象は当該学期に通知を受けた授業科目に限る）。

単位の認定

規定の時間数（授業回数の3分の2、介護福祉専攻の「介護実習」は5分の4）以上出席し、試験等により合格（C以上）と認められた場合には、所定の単位が認定される。

[単位認定科目]

授業の性質等により、段階評価及び点数区分によらず合否の判定が行われ単位が認定されるものを単位認定科目という。

本学における単位認定科目は次のように分類される。

- ・学内開設科目
 - 「キャリア講座」、「社会福祉入門」等
 - *単位認定科目については各学科専攻の開設授業科目（カリキュラム・マップ）を参照のこと。
- ・学外の学修による読替え科目、単位互換科目等
 - *下記の「学外で修得した単位等の取り扱い」を参照のこと。

合格の場合の成績評価の表示は「認」として単位を認定し、不合格の場合の表示は「否」として単位の認定は行わない。

卒業認定

本学に4年間在学し（編入学の場合を除く）、学科所定の授業科目及び単位数を修得した者について、教授会における審議を経て学長が卒業を認定する。

学外で修得した単位等の取り扱い

教育上有益と認めるときは、学外で修得した単位を次により本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（学則第27条～第29条）。

- (1) 他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位
→ 60 単位以内で認定
- (2) 短期大学、高等専門学校専攻科又は学校教育法第 58 条の 2 に規定する高等学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修
→ 上記(1)と合わせて合計 60 単位以内で認定
- (3) 入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（本学開設の「社会福祉入門」を含む）
→ 上記(1)および(2)と合わせて合計 60 単位以内で認定

なお、単位の認定を希望するときは、前期履修登録期間中もしくは大学が指定する期間に、学修内容を証明する書類を添付し、所定の様式をもって願出すること。詳細は、教学支援課に問い合わせること。

[ボランティア活動の単位認定について]

- (1) 単位認定の条件

ボランティア養成講座の受講 +35 時間のボランティア活動
または 90 時間のボランティア活動

- (2) 単位認定までの流れ

- ① 地域交流センターを通じてボランティア先を決定* 1
（「ボランティア登録申請書」を記入）
- ② ボランティアに参加
- ③ 地域交流センターに「ボランティア報告書」を提出
- ④ 単位認定条件を満たすと発行される「ボランティア活動証明書」を地域交流センターで受取る。* 2
- ⑤ 「ボランティア活動証明書」と「単位認定願」を教学支援課に提出し、所定の手続きを行う。
- ⑥ 「社会福祉入門」（総合教育科目 2 単位）の単位が認定される。

* 1 自分でやりたいボランティアを見つけた場合は、事前にそのボランティアの募集に関する資料を地域交流センターに持参する。また、ボランティア活動保険未加入者は、地域交流センター担当者の指示に従い必ず保険に加入のこと。

* 2 「ボランティア報告書」の内容によっては、ボランティア活動として認められない場合がある。

【注意点】

- ・単位認定手続きは、その年度の 12 月の最終授業日までに行う。
- ・「福祉マインド実践講座」など、ボランティア活動を単位認定の要件としている授業で行った活動は認められない。
- ・「ボランティア活動報告書」は、ボランティア活動を行った日から 1 ヶ月以内に提出する。
- ・ボランティア活動時間には、現地までの移動時間を含まない。
- ・高校生の時に本学主催の「夏期福祉総合講座」を受講し単位を修得した学生および「社会福祉入門」を修得済または履修中の場合は、単位認定を受けることができない。
- ・ボランティア活動時間は、次年度以降に繰り越しができる。

試験について

試験の種類

試験は、履修した科目の学修到達度を測るために実施され、その種類は次の通りである。

- (1) 期末試験 前期・後期の各期末の試験期間中に実施する試験
- (2) 追試験 期末試験をやむを得ない理由で受験できなかった者に、当該科目について実施する試験
- (3) 再試験 期末成績で不合格となった科目に対して実施する試験。**ただし、4年生のみ。**

試験の方法

試験の方法は、筆記、口述、実技とする。ただし、レポートをもってこれに替えることがある。

受験資格

受験資格は、「田園調布学園大学試験規程」に基づき、次の条件のすべてを満たしている者に対して与えられる。

- (1) 当該科目の履修登録を完了していること。
- (2) 所定の納付金等の納入を完了していること。
- (3) 当該科目における授業回数の3分の2以上出席していること。
- (4) その他所定の手続きを完了し、科目担当者が受験を許可していること。

試験時間割

期末試験の時間割は、試験期間開始1週間前までに「でんでんぱん」で通知する。

追試験および再試験の時間割は、別途事前に通知する。

レポートの場合は、科目担当教員の指示に従うこと。なお、**提出締切日時を厳守すること。締切以降の提出は一切受け付けない。**

その他、試験に関することは、「田園調布学園大学試験規程」(P. 167～169)を参照すること。

なお、不正行為が確認された場合は、同規程に基づき厳罰をもって処分される。

GPA について

GPA

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）とは、成績評価を点数化するものである。この制度により個人の成績が客観的かつ総合的に表示され、相対的にとらえることができる。

なお、GPA は成績通知書、成績証明書等に明記される。

計算方法

- ①成績評価ごとに5段階のポイントをつける（S→4点、A→3点、B→2点、C→1点、D→0点）
- ②各履修科目の成績評価に対するポイントに当該科目の単位数をかけてグレード・ポイントを算出する。
- ③前述②の数値の合計を総履修単位数で割る（小数点第3位以下四捨五入）。

（計算例）

科目名	成績評価	ポイント	単位数	グレード・ポイント (GP)
英語	B	2	2 単位	2 点 × 2 単位 = 4
日本語表現法（基礎）	D	0	2 単位	0 点 × 2 単位 = 0
倫理学	S	4	2 単位	4 点 × 2 単位 = 8
政治学	S	4	2 単位	4 点 × 2 単位 = 8
情報リテラシー（基礎）	A	3	2 単位	3 点 × 2 単位 = 6
5 科目の合計			10 単位	26 点
$26 \text{ 点} \div 10 \text{ 単位} = 2.60 \text{ (GPA)}$				

- ・履修登録した科目を履修登録期間または履修修正期間内に取り消さずに途中で放棄した場合は、D 評価となる。
- ・グレード・ポイントは、各学期ごとに計算される。

利用方法

- ・奨学金、優秀学生等の選抜の参考にする。
- ・「専門演習」の配属の際の参考にする。
- ・GPA3.2 以上の学生は、履修上限単位数を緩和する。
- ・当年度の GPA が 1.2 未満で、かつ年次ごとの総修得単位数が 30 単位未満、当年度履修科目の授業出席率が平均 40% 未満の学生については、段階的に注意、指導が行われ、なお学修状況の改善が見られない時は、退学等の勧告を行うことがある。
- ・その他学長が必要と認める場合において、その数値を参考とする。

対象外科目

- ・単位認定科目
- ・「卒業研究」
- ・卒業要件単位数に含まれない科目

単位互換について（放送大学）

放送大学

放送大学とは、テレビ・ラジオ（衛星放送、CATV、地上放送）、学習センター等における視聴、インターネット配信というメディアによって講義を受ける通信制大学で、1981年に国によって作られた正規の大学である。

履修上の条件

①放送大学で履修できる単位数	15単位以内
②放送大学の科目を履修できる期間	1年次後期から卒業年次前期まで (ただし、9月卒業生は前年度まで)
③履修登録時の留意事項	卒業年次生は、学内の履修登録時に放送大学で履修予定の科目を卒業要件単位として算入することはできない。

受講手続

(1) 出願

放送大学から募集要項が公表されるので、受講を希望する学生は「出願票」を教学支援課へ提出する。

前期科目：1月上旬

後期科目：7月中旬

(2) 授業料（納入については別途連絡する）

放送授業（1科目（2単位）12,000円）

オンライン授業（1科目（1単位）6,000円）

（1科目（2単位）12,000円）

受講方法

講座は、次の方法によって実施される。

放送授業

各学期15回（週1回、1回45分）で行われる。

※本学図書館にて放送大学のテープが視聴可能（但し、テープの館外持出しはできない）。

※学習センター（神奈川学習センター：横浜市南区大岡2-31-1）で、見逃したり、聴き逃したテープの再視聴ができる。

※インターネットによる視聴も可能（一部科目を除く）。

(1) 通信指導

どの講座も学期途中で1回、一定範囲で出題される。この通信指導の結果によって、単位認定試験の受験資格が得られる。

(2) 単位認定試験

各学期の放送授業が終了したあと、単位認定試験が実施される。この試験の結果、単位の認定を行う。

オンライン授業

1単位科目（8コマ）と2単位科目（15コマ）で全ての学習をインターネットで行う。

1コマあたり講義が45分、課題（選択式問題・レポート・ディスカッションなど）の解答が45分を合わせた90分程度の授業。

通信指導や単位認定試験は行わない（一部科目を除く）。

実習について（社会福祉学科、共生社会学科）

実習の概要（福祉関係）

実習は、社会福祉士、精神保健福祉士や介護福祉士としての実践能力を培う上で重要であり、援助者としての専門性を高め、資質の向上にむけた学習ができるように計画的な指導が行われる。

本学における福祉現場実習は、「社会福祉士国家試験」、「精神保健福祉士国家試験」、「介護福祉士国家試験」の各受験資格取得に必要な指定科目のひとつである。

この現場実習では、現場の職員から指導を受けながら、福祉サービスの利用者である高齢者や児童、身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者など様々な生活上の問題を抱える人々の相談や介護などにあたり、援助計画に基づく実践によって問題解決の過程を経験し、多様な援助のありかたを学習するものである。

限られた時間の中で、効果的な実習ができるよう、現場での配属実習の前後に実施する学内での事前学習、事後学習を重視している。事前学習では、大学でのそれまでの授業で学んだ知識や技術を再確認し、現場実習に行く準備を行う。事後学習では、福祉現場で体験したことを大学に戻って教員や他学生と話し合い、自分の課題を明らかにしながら、援助者として成長することを目標とする。

実習の流れ（福祉関係）

それぞれの実習の流れは、以下のとおりである。詳細については、「実習オリエンテーション」等で順次説明するので、必ず出席すること。このオリエンテーションに出席しない学生や、準備が充分でないと思われる学生は、配属実習を延期または停止することがあるので注意すること。また、「でんでんぱん」等による実習に関する掲示には特に注意すること。

実習スケジュール

目指す資格	1年次 8、9月	1年次 2月	2年次 8、9月	2年次 2、3月	3年次 8、9月	3年次 2、3月	4年次 8、9月	実習時間又は期間合計
社会福祉士				ソーシャルワーク実習Ⅰ	ソーシャルワーク実習Ⅱ			240時間
社会福祉士 + 精神保健福祉士				ソーシャルワーク実習Ⅰ	ソーシャルワーク実習Ⅱ	精神保健福祉援助実習Ⅰ、Ⅱ (90時間×2回)		420時間
介護福祉士		介護実習Ⅰ	介護実習Ⅱ	介護実習Ⅲ				464時間
社会福祉士 + 介護福祉士 ※		介護実習Ⅰ	介護実習Ⅱ	介護実習Ⅲ	ソーシャルワーク実習Ⅱ※			704時間
社会福祉士 (3年次編入生)						ソーシャルワーク実習Ⅰ	ソーシャルワーク実習Ⅱ	240時間

※介護福祉専攻学生については、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」（計240時間）のうち60時間が、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための教育内容の「介護実習」（本学の開講科目は「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅲ」）の履修により免除される。

1. ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻、介護福祉専攻、共生社会学科）

「ソーシャルワーク実習」は社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目である。

(1) ソーシャルワーク実習要件

田園調布学園大学社会福祉士国家試験受験資格取得履修規定内規のとおりとする。

(2) 実習の流れ

学年	月	科目	学習段階	学習内容
2 年次	4月	ソーシャルワーク 実習指導Ⅰ	事前学習	オリエンテーション・基礎調査 実習基礎理論 実習記録の書き方 実習施設の選択 レポート提出
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月	ソーシャルワーク 実習指導Ⅱ	事前学習	配属先レポートの作成 実習課題の設定、個人プロフィールの作成 実習施設の役割と機能の理解 マナー講座、実習にあたっての心構え レポート提出
	11月			
	12月			
	1月			
2月		現場実習		
3月				
3 年次	4月	ソーシャルワーク 実習指導Ⅲ	事後学習	現場実習の振り返り 配属先レポートの作成
	5月		事前学習	
	6月			
	7月			
	8月		現場実習	
	9月		事後学習	現場実習の振り返り 実習報告会準備 実習報告会 実習報告書提出
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			

※3年次編入生については学生の事情や実習先の都合により個別に実習時期を決定する。

(3) 主な実習先

1. 高齢者関係施設

老人デイサービスセンター 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 老人介護支援センター 老人デイサービス事業
介護老人保健施設 地域包括支援センター 指定小規模多機能居宅介護指定通所リハビリテーション
指定短期入所生活介護 指定短期入所療養介護事業所 指定認知症対応型共同生活介護
指定特定施設入居者生活介護 指定居宅介護支援事業所

2. 障害者関係施設

相談支援事業 障害者支援施設 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 重度障害者等包括支援
共同生活介護 共同生活介護 福祉ホーム 地域活動支援センター(主として身体障害者または知的障害者に行うもの)
身体障害者更生相談所 身体障害者福祉センター 更生保護施設 広域障害者職業センター
地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター

3. 児童関係施設

児童相談所 母子生活支援施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター(福祉型、医療型)
児童心理治療施設 児童自立支援施設 指定医療機関 児童デイサービス 児童家庭支援センター

4. その他

病院・診療所※ 救護施設 更生施設 授産施設 福祉事務所 市区町村社会福祉協議会 女性（婦人）相談所
婦人保護施設 母子福祉センター 一定の要件を満たす独立型社会福祉士事務所 ホームレス自立支援センター 等

※本学では、病院、診療所は、4年次夏に実施される医療ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）の実習先として規定されている。

2. 精神保健福祉援助実習（社会福祉専攻）

「精神保健福祉援助実習」は精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目である。

(1) 精神保健福祉援助実習要件

精神保健福祉援助実習を含む3年次以降の指定科目の履修者については「精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程内規」に基づき、選抜を行う。

(2) 実習の流れ

学年	月	実習種別	学習段階	学習内容
3年次	4月	精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ (事前学習)	オリエンテーション・心構え 実習施設の役割と機能の理解 実習中の対人関係のあり方 実習課題の検討等
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月		精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ（90時間×2ヶ所）	
	3月			
4年次	4月		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ (事後学習)	実習の振り返り 事例検討 総まとめ 実習報告会準備 実習報告会
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			

(3) 主な実習先

精神保健福祉士国家試験受験資格の要件を満たす実習先は、下記の施設等である。

1. 精神科病院
2. 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）
3. 社会復帰施設
4. 精神保健福祉センター
5. 保健所
6. 市町村保健センター 等

3. 介護実習（介護福祉専攻）

「介護実習」は介護福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目である。

(1) 実習の流れと時間配分

学年	介護実習			実習指導	
	時期	実習区分	日数（時間）	前期（時間）	後期（時間）
1年次	2月	介護実習Ⅰ	16（128）		介護総合演習Ⅰ（30）
2年次	8、9月	介護実習Ⅱ	19（152）	介護総合演習Ⅱ（30）	介護総合演習Ⅲ（30）
	2、3月	介護実習Ⅲ	23（184）		
3年次				介護総合演習Ⅳ（30）	
合計			58（464）	介護総合演習（120）	

(2) 実習施設・事業等

1) 介護実習Ⅰ

通所介護 通所リハビリテーション 障害福祉サービス事業 障害者支援施設
認知症対応型共同生活介護（認知症対応型共同生活介護） 小規模多機能型居宅介護 介護老人保健施設

2) 介護実習Ⅱ

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 救護施設 障害者支援施設 障害児・者入所施設
訪問介護事業所

3) 介護実習Ⅲ

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 救護施設 障害者支援施設 障害児・者入所施設

(3) 実習の履修要件

実習の単位授与、実習関連科目の履修については田園調布学園大学人間福祉学部社会福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格取得履修規程で下記のように定められている。

(単位の授与)

第7条 学則第24条第1項の規定に定めるもののほか、「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅲ」の各科目については、出席すべき時間数の5分の4に満たない者については、単位を与えない。

(介護実習関連科目の履修不許可)

第8条 介護実習関連科目（「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅲ」「介護総合演習Ⅰ」「介護総合演習Ⅱ」「介護総合演習Ⅲ」「介護総合演習Ⅳ」）については、本人の性行並びに学修状況その他の点から不適格と判断された場合、履修を認めないことがある。

4. スクールソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）

「スクールソーシャルワーク実習」は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟によるスクールソーシャルワーク教育課程の指定科目である。

(1) スクールソーシャルワーク演習要件

原則、スクールソーシャルワーク教育課程指定科目のうち「児童・家庭福祉論」について、2年次までに履修し単位を修得する等した者。※1

(2) スクールソーシャルワーク実習要件

原則、社会福祉士指定科目である「ソーシャルワーク実習」、およびスクールソーシャルワーク教育課程指定科目のうち「児童・家庭福祉論」「公的扶助論」「教育社会学」「発達心理学」「精神保健学Ⅰ」「精神保健学Ⅱ」「スクールソーシャルワーク論」「スクールソーシャルワーク演習」について、3年次までに履修し単位を修得する等した者。※1

(3) 実習の流れ

学年	月	実習エントリー関係	事前・事後学習	配属実習
3年次	3月	スクールソーシャルワーク実習希望者向け オリエンテーション		
4年次	4月	「スクールソーシャルワーク実習指導」 「スクールソーシャルワーク実習」履修登録	過去の実習体験の振り返り 実習プログラムの理解	
	5月		教育委員会および学校の理解	
	6月		配属先自治体の事業理解 実習課題の設定	
	7月		実習生個人票の作成・提出 実習計画書の作成・提出 実習記録の作成・活用の理解	現場実習 ※2
	8月			
	9月			
	10月		実習の振り返り ※3 実習報告書等の作成	
	11月		実習報告会	

※1 「スクールソーシャルワーク演習」および「スクールソーシャルワーク実習」の要件の詳細については、3月に実施する履修指導において確認すること。

※2 原則、8月を除いた7～10月の間の一定期間内に実施される。

※3 実習生全員で振り返りを実施(グループ指導)するほか、実習報告書および報告会資料の完成に向けた個人指導を実施する。

(4) 実習指定施設

- ・ 学校教育法第1条で定める学校のうち原則として18歳未満の児童生徒を対象とした学校（原則としてスクールソーシャルワーカーを置く学校、または教育委員会等に所属するスクールソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む）。
- ・ 学校教育法で定める学校に関する施設・機関等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会等、その他教育基本法及び地方公共団体の条例等で定める学校教育に関する施設・機関・組織その他の施設・機関等。

5. 医療ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）

「医療ソーシャルワーク実習」は、3年次夏期に「ソーシャルワーク実習」を終了し、将来医療ソーシャルワーカーを目指している学生が、さらなる実践体験を積むためにプログラムされている、いわばアドバンス実習である。

そのため「医療ソーシャルワーク実習」では、医療現場に福祉職が存在する意義を考え、支援者としての姿勢や視点のみならず、医療ソーシャルワーカーのスキル習得をも実習の課題として設定する。20世紀初頭から現在にいたるまで、数々の実践モデル、アプローチが開発されてきたが、それらモデル、アプローチを実際の場面で検証する機会となることを期待する。

(1) 医療ソーシャルワーク実習要件

指定された科目、その他社会福祉学科の定めた要件において一定以上の成績を修めた者。

(2) 医療ソーシャルワーク実習の流れ

学年	月	実習エントリー関係	事前・事後学習	配属実習
3年次	10月～12月	医療ソーシャルワーク実習希望者にオリエンテーション		
4年次	前期	「医療ソーシャルワーク実習指導」 「医療ソーシャルワーク実習」履修登録		
	4月～7月		過去の実習体験の振り返り 医療ソーシャルワーク実習プログラムの理解 医療機関の役割と機能の理解 配属先医療機関の理解 実習課題の設定、個人票の作成 医療ソーシャルワーク実習における実習生の姿勢 医療ソーシャルワーク実習に必要な知識	事前オリエンテーション
	8月～10月			現場実習※※
	10月～11月		事後学習※ グループワーク、個人指導を通して実習の振り返り	
	12月		医療ソーシャルワーク実習報告会	

※ 後期には3コマ程度事後指導が実施される。

※※ 実習期間は実習先医療機関により異なる（2週間程度）

実習について（子ども教育学科）

実習の概要

子ども教育学科では各コースに応じて保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許の取得を目指す。これらの資格を取得するためには、必ず、定められた期間、学外において「実習」を行うことが義務づけられており、本学科でも、保育士資格取得のための「保育所実習」「施設実習」、幼稚園教諭一種免許取得のための「幼稚園教育実習」、小学校教諭一種免許取得のための「小学校教育実習」が必須となっている。

実習では、大学における講義や演習を中心とした学修とは異なり、子どもが日々生活を営んでいる保育・教育・養護等の「場」に身を置くこととなる。そうした保育・教育実践の「場」に身を置くことによって、実際の子どもと出会い、一人ひとりの子どもの発達の道筋の多様さに気づいたり、実習生自身の子どもへのかかわりを振り返ることを通して、そこで求められる保育者や教師の援助のあり方について理解を深めながら、次の実践に向かっていくことができるのである。このような積み重ねが、子どもを理解する力や保育・教育の実践力を身につけていくことに繋がっていく。また、その他にも、保育・教育の場が持っている機能や、保育者や教師の多様な職務内容についても、より幅広い視点から具体的に学ぶこととなる。

さらに、このような実習での貴重な「経験」は、大学で学んできた知識や技能を踏まえて積み重ねられていくと同時に、実習終了後、改めて大学で振り返りのための視点を獲得し、省察を深めて、自らの子どもや保育・教育に対する見方、考え方を問い直し、新たに構築していくことになる。こうした「循環する学びのプロセス」は、専門職として求められる姿勢に欠かせないものであり、実習は、その学びのプロセスを身をもって体験し、獲得していくためにも貴重な機会であると考えられる。

実習の流れ

入学から卒業までの間に「保育所実習」、「施設実習」、「幼稚園教育実習」、「小学校教育実習」を行う。観察、参加の各段階を経ながら、最終段階においては、自ら指導の計画を立案して実践する責任実習・研究授業などを行うこととなる。また、実習の反省・評価から次の実習への自己課題を抽出し、より意識的に各実習を積み上げていくことによって、保育者・教師としての実践力を深めていくことが望まれる。このため、「保育所実習」、「施設実習」、「幼稚園教育実習」、「小学校教育実習」とともに実習の事前・事後指導の受講を義務づけている。また、学生の実習中には学科教員が巡回訪問指導を行う。すなわち、実習には学内での事前指導、学生による保育・教育現場での実践、教員による巡回訪問指導、学内での事後指導という一連の流れが含まれている。

実習中には学生は定められた期間、配属された保育所や施設、幼稚園、小学校に自宅から通勤（もしくは宿泊）することとなる。

資格取得のための実習スケジュール

実習種別	実習施設	時期	期間
保育所実習 I	認可保育所、認定こども園 (保育所型、幼保連携型)	2年次 2、3月	おおむね 10日間
施設実習 I	保育所以外の児童福祉施設等	3年次 8、9月	
保育所実習 II	認可保育所、認定こども園 (保育所型、幼保連携型)	3年次 2、3月	おおむね 10日間
施設実習 II	保育所以外の児童福祉施設等	3年次 2、3月	
幼稚園教育実習 I	幼稚園、認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	2年次 9月	2週間
幼稚園教育実習 II	幼稚園、認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	4年次 6月	2週間
小学校教育実習 A	小学校	4年次	2週間
小学校教育実習 B	小学校	4年次	4週間

1. 保育所実習・施設実習

(1) 実習について

保育士資格を取得するには、そのための要件を満たす児童福祉施設等での実習が不可欠となる。児童福祉施設等は、保育所とその他の入所型あるいは通所型の施設等に分けられ、資格取得のためには、保育所とその他の施設等の両方で実習を行わなければならない。

保育所は、家庭との緊密な連携の下に、乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的として、入所する子どもの保育とともにその保護者や地域の子育て家庭に対する支援等を行う。また、その他の児童福祉施設として代表的なものには、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設があり、その他に障害者施設、指定障害福祉サービス事業所などがある。

保育士資格を取得するには、保育所等における「保育所実習Ⅰ」(2単位)、その他の児童福祉施設等における「施設実習Ⅰ」(2単位)が必修である。また、それに加えて保育所等における「保育所実習Ⅱ」またはその他の児童福祉施設等における「施設実習Ⅱ」のいずれか2単位の実習が選択必修となっている。

(2) 実習指導の内容

内容	保育所実習Ⅰ・Ⅱ	施設実習Ⅰ・Ⅱ
事前指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所実習の意義と概要 ・ 実習の心構えと留意点 ・ 実習の段階と内容 ・ 実習関係書類の作成 ・ 実習課題の設定と理解 ・ 実習日誌の書き方 ・ 責任実習実施の手順と方法 ・ 指導案の立案と検討 ・ 外部講師による講演会 ・ 実習園でのオリエンテーション ・ 巡回担当教員による指導について ・ 実習の評価について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設実習の意義と概要 ・ 実習の心構えと基本的態度 ・ 施設種別と実習施設についての理解 ・ 実習関係書類の作成 ・ 実習課題の設定と理解 ・ 実習日誌の書き方 ・ 責任実習実施の手順と方法 ・ 指導案の立案と検討 ・ 外部講師による講演会 ・ 実習施設でのオリエンテーション ・ 巡回担当教員による指導について ・ 実習の評価について
事後指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習の振り返り（実習課題、今後の課題） ・ グループディスカッション ・ 園評価と自己評価の照合・検討 ・ 実習日誌の評価および保育記録の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習の振り返り ・ グループディスカッション ・ 施設評価と自己評価の照合・検討 ・ 実習日誌の評価及び実習記録の振り返り

(3) 主な実習先

保育所実習	認可保育所、認定こども園（保育所型、幼保連携型）
施設実習	乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設などの児童福祉施設、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所 等

2. 幼稚園教育実習

(1) 実習について

幼稚園教諭一種免許を取得するための実習である。幼稚園は義務教育ではないが、学校教育法に基づいて、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を教育する場である。保育所とは対象年齢、保育時間、準拠する法などが異なっているため、それぞれの目的や機能、期待される役割等について、その違いと共通点について理解しておくことが望ましい。

「幼稚園教育実習」は2年次に2週間（2単位）、4年次に2週間（2単位）の実習を行う。2年次の実習は、幼稚園の生活や幼児の心身の発達等を理解することを主たる目的としている。このような子ども理解と保育理解を基盤として、4年次には自ら子どもの実態に即した指導計画を立案し、実習生自身が責任を持って保育を実践する責任実習を行うこととなる。

(2) 実習指導の内容

内容	幼稚園教育実習Ⅰ	幼稚園教育実習Ⅱ
事前指導	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園教育実習Ⅰ」の意義と概要 ・外部講師による講演会 ・実習園への配属と実習関係書類の作成 ・実習の段階と内容 ・実習の心構えと留意点 ・実習課題の理解 ・保育記録の意義と実習日誌の書き方 ・実習園でのオリエンテーション ・巡回担当教員による指導について ・実習の評価について 	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園教育実習Ⅱ」の意義と概要 ・実習園への配属と実習関係書類の作成 ・実習の段階と内容 ・実習課題の設定と理解 ・外部講師による講演会 ・責任実習実施の手順と方法 ・指導案の立案と検討 ・実習日誌の書き方 ・実習園でのオリエンテーション ・巡回担当教員による指導について ・実習の評価について
事後指導	<ul style="list-style-type: none"> ・実習体験と学びの振り返り （自己の体験の発表・グループディスカッション等） ・園評価と自己評価の照合・検討 ・実習日誌の評価および保育記録の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習体験と学びの振り返り （グループ討議・保育カンファレンス等） ・園評価と自己評価の照合・検討 ・実習日誌の評価および保育記録の振り返り ・実習体験報告会

(3) 主な実習先

幼稚園、認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）

3. 小学校教育実習

(1) 実習について

小学校教諭一種免許を取得するための実習である。小学校は学校教育法に基づいて児童を教育する場である。

本学の「小学校教育実習 A」は4年次に2週間(2単位)、「小学校教育実習 B」は4年次に4週間(4単位)の実習を行う。小学校教育実習は小学校の教育現場における経験を通じて知識と実践をつなぎ、実際の授業指導や教育活動に必要な能力や資質を身につけることを目的としている。両実習においては学級担任の役割や職務内容を理解するとともに、教科指導以外の活動場面で児童とかかわりながら、多様な児童の発達や学びへの理解を深め、その実態に応じた指導力を身につける。また、子ども理解と学習指導要領をふまえた学習指導案を作成して、授業を展開し情報機器の活用を含めた学習指導に必要な教育実践力を養う。

(2) 実習の内容

内容	小学校教育実習 A・B
事前指導	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校教育実習の意義と目的・ 実習校の配属と実習関係資料の作成・ 小学校実習の内容と方法・ 実習課題の設定と理解・ 実習生として遵守すべき義務と心構え(守秘義務等)・ 実習日誌の書き方・ 学習指導案の立案と検討・ 実習校でのオリエンテーション・ 巡回担当教員による指導について・ 実習の評価について
事後指導	<ul style="list-style-type: none">・ 実習体験と学びの振り返り (自己の体験の発表・グループディスカッション等)・ 実習校の評価と自己評価の照合・検討・ 実習日誌の評価及び自らの授業の振り返り・ 実習体験報告会

(3) 主な実習先

小学校

実習について（心理学科）

1. 公認心理師

実習の概要

公認心理師国家試験の受験資格を取得するためには、学部において80時間の実習が必須となっている。大学院の実習が450時間であることから、大学院の実習に向けた前段階と位置付けることができる。

この実習では、現場の職員から指導を受けながら、心理支援を受けている対象を理解する、心理支援の実際や多職種連携等を学習するものである。

実習が効果的に実施できるよう、実習の前後に学内において事前学習、事後学習を行う。

実習の流れ

2年生後期に「心理実習Ⅰ」、3年生前期に「心理実習Ⅱ」が配置されている。それぞれの科目において、事前学習、実習、事後学習が実施される。「心理実習Ⅰ」及び「心理実習Ⅱ」における実習時間は、合計80時間以上とする。

詳細については、「実習オリエンテーション」等において順次説明する。このオリエンテーションに出席しない学生や準備が充分でない学生については、実習の延期または停止をすることもあるので注意すること。

主な実習先

公認心理師の実習先は、保健医療、福祉、教育、司法、産業の5分野に関する施設とされている。ただし、当分の間は、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外は適宜行うとされている。

1. 精神科医療機関
2. 障害者福祉事業所
3. 教育機関
4. 犯罪被害者支援センター
5. 障害者就業・生活支援センター

2. 社会教育士（養成課程）

実習の概要

「社会教育士（養成課程）」を取得するためには、学部において実習が必須となる。社会教育実習は、社会教育施設等に一定期間通う場合や、宿泊形態により短期間で行う場合の他、半日程度の施設訪問、見学など、多様な実施形態をとる。本実習は、生涯学習活動、社会教育活動の現場において、私たちの生活の中で学習活動がどのように取り組まれているのか、その「実践」に触れるとともに、理解を深めていく。

実習の流れ

社会教育実習は4年次に配置されている。実習の履修希望者は「社会教育演習Ⅰ・Ⅱ」をあわせて履修すること、4年次開始の時点において、1年次開講の必修科目「生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ」を履修済みであることその他、3年次開講の「生涯学習支援論Ⅰ・Ⅱ」、「社会教育経営論Ⅰ・Ⅱ」を履修済みであることが望ましい。

なお、履修希望者が多い場合は、4年次開始時点の「生涯学習支援論Ⅰ・Ⅱ」、「社会教育経営論Ⅰ・Ⅱ」の単位修得状況によって履修制限を行う。

本実習は、生涯学習や社会教育に係る施設・機関・団体で、合計30時間の実習を行う。しかし、事前、事後指導も含め、日程については柔軟に対応することとする。具体的には以下のとおり。

- * 4月に事前指導、1月に事後指導を行う。具体的な日時は、決定次第連絡する。
- * 実習は5～12月に行うものとし、分散型（学期中に毎週、あるいは隔週に1回ずつ通うなど）、集中型（夏休みなど）など、履修者の通学状況によって選択できるように対応する。
- * 実習先としては、社会教育施設（公民館、生涯学習センター、子ども・青少年施設、男女共同参画施設、博物館等）、NPOなどの団体、機関から、履修者の興味に応じて選択することも可能である。
- * 実習は、担当教員が用意した実習先のほか、一定の条件を満たせば、学生が自分で探した施設や機関（例：既にボランティア活動をしている施設・機関など）にて行うことも可能である。ただし、担当教員の指示に従わず、学生の判断で勝手に施設や機関に連絡しても、実習として認められるものではない。必ず、担当教員に相談し、指示を仰ぐこと。

資格取得について

資格一覧表

1. 必要な科目を修得することにより取得できる資格

資格名称	取得可能な学科及び専攻					資格取得に必要な科目等	備考
	社会福祉	介護福祉	共生社会	子ども教育	心理		
社会福祉士 (国家試験受験資格)	○	○	○			P. 87 社会福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目参照	国家試験合格により資格取得 (合格後登録が必要)
介護福祉士 (国家試験受験資格)		○				P. 98 別表参照	国家試験合格により資格取得 (合格後登録が必要)
精神保健福祉士 (国家試験受験資格)	○					P. 105 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目参照	国家試験合格により資格取得 (合格後登録が必要)
保育士資格				○		P. 116～117 「別表第一～別表第三」参照	
公認心理師 (国家試験受験資格 〔学部課程〕)					○	P. 121～122 「指定科目と本学開講科目における教育内容の対応表〔学部課程〕」参照	卒業後に大学院に進学し、国家試験に合格することで資格取得
幼稚園教諭一種免許				○		P. 126～132 参照	
小学校教諭一種免許				○		P. 126～132 参照	
中学校教諭一種免許(社会)			○			P. 137～143 「共生社会学科教職課程履修規程」参照	
高等学校教諭一種免許(公民)			○			P. 137～143 「共生社会学科教職課程履修規程」参照	
高等学校教諭一種免許(福祉)			○			P. 137～143 「共生社会学科教職課程履修規程」参照	
特別支援学校教諭一種免許 (知的障害者・肢体不自由者)			○			P. 137～143 「共生社会学科教職課程履修規程」参照	
社会教育士					○	P. 147 「養成科目と本学開講科目における教育内容の対応表」参照	
ピアヘルパー(受験資格)	○	○	○	○		P. 148 「ピアヘルパー」参照	試験合格によって資格取得
スクールソーシャルワーク 教育課程修了者	○					P. 150 「スクールソーシャルワーク教育課程指定科目」参照	
アクティビティ・ワーカー		○				P. 151 「アクティビティ・ワーカー」参照	
准学校心理士			○	○		P. 152 「准学校心理士」参照	
ジュニアスポーツ指導員 (受験資格)				○		P. 153 「ジュニアスポーツ指導員」参照	試験合格によって資格取得
キャンプインストラクター				○		P. 154 「キャンプインストラクター」参照	
認定心理士 認定心理士(心理調査)					○	P. 156～157 「認定心理士取得に必要な科目」参照	
社会福祉主事任用資格					○	P. 158 「指定科目と本学開講科目比較対照表」参照	

2. 卒業と同時に取得できる資格

資格名称	取得可能な学科及び専攻					資格取得に必要な科目等	備考
	社会福祉	介護福祉	共生社会	子ども教育	心理		
社会福祉主事任用資格	○	○	○	○		P. 158 「指定科目と本学開講科目比較対照表」参照	
児童指導員任用資格	○	○	○	○	○	P. 159 参照	

3. 取得をめざす資格等 ※授業外で対策講座等を実施

資格名称	取得可能な学科及び専攻					備考
	社会福祉	介護福祉	共生社会	子ども教育	心理	
福祉住環境コーディネーター 2級・3級	○	○	○	○	○	
赤十字救急法救急員	○	○	○	○	○	
赤十字幼児安全法支援員	○	○	○	○	○	

1. 社会福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻、介護福祉専攻、共生社会学科）

1. 「社会福祉士」とは

「社会福祉士」は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）において以下のとおり定義されている。

（定義）

第 2 条 この法律において「社会福祉士」とは、第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他援助を行うことを業とする者をいう。

このように「社会福祉士」は、30 年以上の歴史をもつ国家資格であり、なおかつこれからの時代においては各種の社会福祉施設や相談支援機関だけでなく、独立型社会福祉士として独立した立場でソーシャルワークを実践するなど、幅広い分野でソーシャルワーカーとして活躍することが可能な資格である。

2. 「社会福祉士」になるには

「社会福祉士」の資格を取得するには、「社会福祉士国家試験」に合格し、「社会福祉士」として登録することが必要である。

3. 「社会福祉士国家試験」の受験資格

社会福祉士受験資格を得るためにはいくつかのルートがあるが、本学社会福祉学科社会福祉専攻、介護福祉専攻、共生社会学科の学生は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第 7 条第 1 号のルートで社会福祉士国家試験受験資格を得ることができる。このルートでの社会福祉士国家試験受験資格は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（通常「指定科目」と略称されている）を修得し、卒業することによって得られるものである。

「指定科目」は、「社会福祉に関する科目を定める省令」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）により示されているが、本学では、P. 87 の対照表どおり、授業科目を開講している。

4. 社会福祉士国家試験

社会福祉士国家試験は、昭和 63 年度（平成元年 1 月）の第 1 回目以降、毎年実施されており、ここ数年の合格率は上昇しているものの決して簡単には合格できないものである。

本学では、社会福祉士国家試験受験者のための受験対策講座等を開催しているが、社会福祉士国家試験受験を目指す学生は、個々に明確な計画を立てて早い時期から対策を開始していく必要がある。

5. 「社会福祉士国家試験」の受験手続き等

本学で指定科目を修めて卒業（見込）し、社会福祉士国家試験受験資格を得た者が社会福祉士国家試験を受験する場合は、願書に添付する「卒業（見込）証明書」、「指定科目の履修（見込）証明書」の交付を受ける等の手続きが必要である。これらの各種手続きは全て学生生活・進路支援課でできるので、ガイダンス等に出席して各自の責任において行うこと。要綱等の掲示は行うが、各自漏れのないように注意すること。

また、試験合格者（社会福祉士となる資格を有する者）が「社会福祉士」となるために「社会福祉士登録」を行う際の手続きも、各自で行うことになる。

なお、社会福祉士国家試験および社会福祉士登録の業務は、いずれも「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」が厚生労働省の指定を受けた指定試験機関、指定登録機関として実施している。

田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号及び田園調布学園大学（以下「本学」という。）履修規程第20条第1項の規定に基づき、社会福祉士国家試験受験資格（以下「受験資格」という。）取得に必要な授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受験資格の取得に係る授業科目の開設学科等)

第2条 田園調布学園大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、学科及び専攻のうち、文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）に対応する授業科目を開設する学科、専攻は次のとおりとする。

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻

人間福祉学部 共生社会学科

(社会福祉士国家試験受験資格取得要件)

第3条 受験資格を取得しようとする者は、学則第25条に規定する卒業認定の要件を満たし、かつ前条の学科、専攻ごとに別表に定める授業科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

- (1) 社会福祉学科社会福祉専攻における受験資格取得に必要な授業科目及びその履修方法・時間数は別表のとおりとする。
- (2) 社会福祉学科介護福祉専攻における受験資格取得に必要な授業科目及びその履修方法・時間数は別表のとおりとする。
- (3) 共生社会学科における受験資格取得に必要な授業科目及びその履修方法・時間数は別表のとおりとする。

2 前項によるもののほか、各学科、専攻における授業科目の履修に関することは別に定める。

(編入学生の履修)

第4条 前条にかかわらず、学則第13条第1項により3年次に編入学した者については、当該学科、専攻の別表に掲げる授業科目のうち、学則第29条に基づき認定された授業科目の単位の修得を要しないものとする。

2 受験資格取得に係る編入学生の入学前の既修得単位の認定に関することは、別に定める。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

2 この規程の適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程前に在学する学生並びに平成31年度及び平成32年度に入学する編入生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の適用前に在学する学生並びに令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。ただし、令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。ただし、令和5年度及び令和6年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学生から適用する。ただし、令和7年度及び令和8年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程 内規

田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程第3条第2項に基づき、社会福祉学科、共生社会学科における授業科目の履修登録及び単位認定に関して、以下のとおり定める。

1. 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」は、原則として「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」の単位を修得した者について履修登録を認める。
2. 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」は、原則として「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」を履修した者について履修登録を認める。
3. 「ソーシャルワーク実習Ⅱ」は、原則として「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」を履修した者について履修登録を認める。
4. 科目の性質上、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」（3年次配当）を修了しない限り、事後指導を含む「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」（3年次配当）の単位認定は原則として行わないこととする。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。
この内規は、平成30年5月24日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学者から適用する。
ただし、令和7年度及び令和8年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

別表

社会福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目
人間福祉学部（令和7年度以降入学者適用）

指定科目		左記に対応する開設授業科目		
科目名	時間数	科目名	授業形態	時間数
医学概論	30	医学概論	講義	30
心理学と心理的支援	30	心理学	講義	30
社会学と社会システム	30	社会学	講義	30
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策Ⅰ	講義	30
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	講義	30
社会福祉調査の基礎	30	社会調査法	講義	30
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	30
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	30	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	講義	30
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	30
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	30
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	講義	30
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	講義	30
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論Ⅰ	講義	30
		地域福祉論Ⅱ	講義	30
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	講義	30
社会保障	60	社会保障論Ⅰ	講義	30
		社会保障論Ⅱ	講義	30
高齢者福祉	30	高齢者福祉論	講義	30
障害者福祉	30	障害者福祉論	講義	30
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉論	講義	30
貧困に対する支援	30	公的扶助論	講義	30
保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	講義	30
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	講義	30
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	講義	30
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	演習	30
ソーシャルワーク演習（専門）	120	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	演習	30
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	演習	30
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	演習	30
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	演習	30
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	30
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	30
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	演習	60
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習Ⅰ	※2 実習	60
		ソーシャルワーク実習Ⅱ		180

※1 「指定科目」：社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目

※2 介護福祉専攻学生については、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」（計240時間）のうち60時間が、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための教育内容の「介護実習」（本学の開講科目は「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅲ」）の履修により免除される。

社会福祉士国家試験受験資格取得に係る指定科目と本学開設科目における教育内容の対応表

厚生労働省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
医学概論	<ol style="list-style-type: none"> ① 人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。 ② 健康・疾病の捉え方について理解する。 ③ 人の身体構造と心身機能について理解する。 ④ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。 ⑤ 公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① ライフステージにおける心身の変化と健康課題 ② 健康及び疾病の捉え方 ③ 身体構造と心身機能 ④ 疾病と傷害の成り立ち及び回復過程 ⑤ 公衆衛生 	医学概論
心理学と心理的支援	<ol style="list-style-type: none"> ① 人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。 ② 人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。 ③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 心理学の視点 ② 人の心の基本的な仕組みと機能 ③ 人の心の発達過程 ④ 日常生活と心の健康 ⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本 	心理学
社会学と社会システム	<ol style="list-style-type: none"> ① 現代社会の特性を理解する。 ② 生活の多様性について理解する。 ③ 人と社会の関係について理解する。 ④ 社会問題とその背景について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会学の視点 ② 社会構造と変動 ③ 市民社会と公共性 ④ 生活と人生 ⑤ 自己と他者 	社会学
社会福祉の原理と政策	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉の原理をめぐり思想・哲学と理論を理解する。 ② 社会福祉の歴史的發展の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。 ③ 社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。 ④ 福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。 ⑤ 福祉政策の動向と課題を踏まえ上段で、関連施策や包括的支援について理解する。 ⑥ 福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。 ⑦ 福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉の原理 ② 社会福祉の歴史 ③ 社会福祉の思想・哲学、理論 ④ 社会問題と社会構造 ⑤ 福祉政策の基本的な視点 ⑥ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑦ 福祉政策の構成要素と過程 ⑧ 福祉政策の動向と課題 ⑨ 福祉政策と関連施策 ⑩ 福祉サービスの供給と利用過程 ⑪ 福祉政策の国際比較 	社会福祉の原理と政策 I
社会福祉調査の基礎	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉調査の意義と目的について理解する。 ② 社会福祉調査と社会福祉の歴史的關係について理解する。 ③ 社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ④ 量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑤ 質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑥ ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉調査の意義と目的 ② 社会福祉調査における倫理と個人情報保護 ③ 社会福祉調査のデザイン ④ 量的調査の方法 ⑤ 質的調査の方法 ⑥ ソーシャルワークにおける評価 	社会調査法
ソーシャルワークの基礎と専門職	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。 ② ソーシャルワークの基礎となる考え方とその形成過程について理解する。 ③ ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ ② ソーシャルワークの概念 ③ ソーシャルワークの基礎となる考え方 ④ ソーシャルワークの形成過程 ⑤ ソーシャルワークの倫理 	ソーシャルワークの基礎と専門職

厚生労働省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士の職域と求められる役割について理解する。 ② ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する。 ③ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と連関性について理解する。 ④ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲 ② ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク ③ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容 	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
ソーシャルワークの理論と方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。 ② ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。 ③ ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。 ④ コミュニティワークの概念とその展開について理解する。 ⑤ ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク ② ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ ③ ソーシャルワークの過程 ④ ソーシャルワークの記録 ⑤ ケアマネジメント ⑥ 集団を活用した支援 ⑦ コミュニティワーク ⑧ スーパービジョンとコンサルテーション 	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士として多様化・複雑化する課題に対応するための、より実践的かつ効果的なソーシャルワークの様々な理論と方法を理解する。 ② 支援を必要とする人との援助関係の形成やニーズの掘り起こしを行うための、知識と技術について理解する。 ③ 社会資源の活用を踏まえ、地域における社会資源の開発やソーシャルアクションについて理解する。 ④ 個別の事例の具体的な解決策及び事例の共通性や一般性を見出すための、事例分析の意義や方法を理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① ソーシャルワークにおける援助関係の形成 ② ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発 ③ ネットワークの形成 ④ ソーシャルワークに関連する方法 ⑤ カンファレンス ⑥ 事例分析 ⑦ ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際 	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ
地域福祉と包括的支援体制	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の基本的な考え方や、展開、動向について理解する。 ② 地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。 ③ 地域福祉を推進するための、福祉行政の実施体制と果たす役割について理解する。 ④ 地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。 ⑤ 包括的支援体制の考え方や、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。 ⑥ 地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の基本的な考え方 ② 福祉行政システム ③ 福祉計画の意義と種類、策定と運用 ④ 地域社会の変化と多様性・複雑化した地域生活課題 ⑤ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制 ⑥ 地域共生の実現に向けた多機関協働 ⑦ 災害時における総合的かつ包括的な支援体制 ⑧ 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望 	地域福祉論Ⅰ 地域福祉論Ⅱ

厚生労働省指定科目	科目名	ねらい	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	① ソーシャルワークにおいて必要となる、福祉サービスを提供する組織や団体の概要について理解する。 ② 社会福祉士に求められる福祉サービスの組織と沿革、経営の視点と方法を理解する。 ③ 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論、労働者の権利等について理解する。 ④ 福祉サービスに求められる福祉人材マネジメントについて理解する。	① 福祉サービスに係る組織や団体の概要と役割 ② 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論 ③ 福祉サービス提供組織の経営と実際 ④ 福祉人材のマネジメント	福祉サービスの組織と経営
社会保障	社会保障	① 社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。 ② 現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。 ③ 社会保障制度の財政について理解する。 ④ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ⑤ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	① 現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。） ② 社会保障の概念や対象及びその理念 ③ 社会保障の財源 ④ 社会保険と社会扶助の関係 ⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係 ⑥ 社会保障制度の体系 ⑦ 諸外国における社会保障制度	社会保障論 I 社会保障論 II
高齢者福祉	高齢者福祉	① 高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ② 高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③ 高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④ 高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	① 高齢者の定義と特性 ② 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会環境 ③ 高齢者福祉の歴史 ④ 高齢者に対する法制度 ⑤ 高齢者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割 ⑥ 高齢者と家族等に対する支援の実際	高齢者福祉論
障害者福祉	障害者福祉	① 障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ② 障害者福祉の歴史と障害者観の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③ 障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④ 障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	① 障害概念と特性 ② 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境 ③ 障害者福祉の歴史 ④ 障害者に対する法制度 ⑤ 障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割 ⑥ 障害者と家族等に対する支援の実際	障害者福祉論
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	① 児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊娠婦の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ② 児童福祉の歴史と児童観の変遷や制度の発展過程について理解する。 ③ 児童や家庭福祉に係る法制度について理解する。 ④ 児童や家庭福祉領域における支援の仕組みと方法、社会福祉士の役割について理解する。 ⑤ 児童・家庭及び妊娠婦の生活課題を踏まえて、適切な支援のあり方を理解する。	① 児童・家庭の定義と権利 ② 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境 ③ 児童・家庭福祉の歴史 ④ 児童・家庭に対する法制度 ⑤ 児童・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割 ⑥ 児童・家庭に対する支援の実際	児童・家庭福祉論

厚生労働省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
貧困に対する支援	<p>① 貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 貧困の歴史と貧困観の変遷について理解する。</p> <p>③ 貧困に係る法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 貧困による生活課題を踏まえ、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 貧困の概念</p> <p>② 貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 貧困の歴史</p> <p>④ 貧困に対する法制度</p> <p>⑤ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 貧困に対する支援の実態</p>	公的扶助論
保健医療と福祉	<p>① ソーシャルワーク実践において必要となる保健医療の動向を理解する。</p> <p>② 保健医療に係る政策、制度、サービスについて理解する。</p> <p>③ 保健医療領域における社会福祉士の役割と、連携や協働について理解する。</p> <p>④ 保健医療の課題を持つ人に対する、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 保健医療の動向</p> <p>② 保健医療に係る政策・制度・サービスの概要</p> <p>③ 保健医療に係る倫理</p> <p>④ 保健医療領域における専門職の役割と連携</p> <p>⑤ 保健医療領域における支援の実態</p>	保健医療と福祉
権利擁護を支える法制度	<p>① 法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。</p> <p>② 権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。</p> <p>③ 権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実践について理解する。</p> <p>④ 権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。</p> <p>⑤ ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。</p>	<p>① 法の基礎</p> <p>② ソーシャルワークと法の関わり</p> <p>③ 権利擁護の意義と支える仕組み</p> <p>④ 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題</p> <p>⑤ 権利擁護に関わる組織、団体、専門職</p> <p>⑥ 成年後見制度</p>	権利擁護を支える法制度
刑事司法と福祉	<p>① 刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。</p> <p>② 刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>③ 刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。</p>	<p>① 刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境</p> <p>② 刑事司法</p> <p>③ 少年司法</p> <p>④ 更生保護制度</p> <p>⑤ 医療観察制度</p> <p>⑥ 犯罪被害者支援</p>	司法福祉論

厚生労働省指定科目 科目名	教育内容		左記に対応する本学開設科目 授業科目名
	ねらい	教育に含むべき事項	
ソープワーカー演習	<p>① ソープワーカーの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>② ソープワーカーの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソープワーカーの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソープワーカーの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 自己覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己理解と他者理解 <p>② 基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等） <p>③ 基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接の構造化 ・場の設定（面接室、生活場面、自宅等） ・ツールの活用（電話、e-mail 等） <p>④ ソープワーカーの展開過程</p> <p>事例を用いて、次に掲げる具体的なソープワーカーの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インタビュー ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア <p>⑤ ソープワーカーの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援経過の把握と管理 <p>⑥ グループダイナミクスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワークの構成（グループリーダー・コリダー・グループメンバー） ・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期） <p>⑦ プレゼンテーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション 	ソープワーカー演習

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
<p>ソーシャルワーク演習 (専門)</p>	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行 い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てて いくことができる能力を習得する。 ② 社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を 理解し、倫理的な判断能力を養う。 ③ 支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的か つ包括的な支援について実践的に理解する。 ④ 地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセス メントや評価等の仕組みを実践的に理解する。 ⑤ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク の対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実 践的に理解する。 ⑥ 実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研 究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。 ⑦ 実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて 体験的に理解する。</p>	<p>＜ソーシャルワーク実習前に行うこと＞ 個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレイング等）を中心と する演習形態により行うこと。 ① 次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要 とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実 践的に習得すること。 ・虐待（児童・障害者・高齢者等） ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他、危機状態にある事例 ② ①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面 及び過程を想定した実技指導を行うこと。 ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・アフターケア ③ ②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 ・アウトリーチ ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・コアディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション ④ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実 技指導を行うこと。 ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・組織化 ・社会資源の活用・調整・開発 ・サービスの評価 ＜ソーシャルワーク実習後に行うこと＞ ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的か つ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による 実技指導を行うこと。 ① 事例研究、事例検討 ② スーパービジョン</p>	<p>ソーシャルワーク演習 (専門) I</p> <hr/> <p>ソーシャルワーク演習 (専門) II</p> <hr/> <p>ソーシャルワーク演習 (専門) III</p> <hr/> <p>ソーシャルワーク演習 (専門) IV</p>

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
ソーシャルワーク実習指導	<p>① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。</p> <p>② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づき専門職としての姿勢を養う。</p> <p>③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。</p> <p>④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>① 実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。）</p> <p>② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習</p> <p>③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>④ 実習先で関わる他の職種の特長や業務に関する基本的な理解</p> <p>⑤ 実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解</p> <p>⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解</p> <p>⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価</p> <p>⑨ 巡回指導</p> <p>⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>⑪ 実習の評価及び全体総括会</p>	<p>ソーシャルワーク実習指導Ⅰ</p> <p>ソーシャルワーク実習指導Ⅱ</p> <p>ソーシャルワーク実習指導Ⅲ</p>
ソーシャルワーク実習	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。</p> <p>② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。</p> <p>③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォアウォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。</p> <p>④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。</p> <p>⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成</p> <p>② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成</p> <p>③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価</p> <p>④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価</p> <p>⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解</p> <p>⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ</p> <p>⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）</p> <p>⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解</p> <p>⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コデファイネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション <p>ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>	<p>ソーシャルワーク実習Ⅰ</p> <p>ソーシャルワーク実習Ⅱ</p>

2. 介護福祉士国家試験受験資格（介護福祉専攻）

1. 「介護福祉士」とは

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）により以下のように定義されている。

（定義）

第二条（第 1 項 略）

- 2 この法律において「介護福祉士」とは、第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

このように「介護福祉士」は、高齢者や障害者が生きがいを持って生活していくことを支援する専門性を持った資格である。

さらに平成 23 年 6 月、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が行われ、平成 27 年度より介護福祉士が喀痰吸引、経管栄養という医行為を一定の要件の下に業として行うことが出来るようになった。法改正により、介護福祉士が法令に定める範囲において医療的ケアの一部を担うことは、生活の支援に加えて生命・健康に直接かかわるケアを提供していくものである。

2. 「介護福祉士」になるには

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成 29 年度（第 30 回）から養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となった。なお、養成施設を令和 8 年度末までに卒業する学生は、卒業後 5 年の間は国家試験を受験しなくても、または合格しなくても、介護福祉士になることができる。この間に国家試験に合格するか、卒業後 5 年間続けて介護等の業務に従事することで、5 年経過後も介護福祉士の登録を継続することができる。令和 9 年度以降に養成施設を卒業する学生からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできない。（2022 年 11 月現在）

3. 「介護福祉士資格（受験資格）」の取得

本学の場合は、介護福祉専攻が、「田園調布学園大学人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻」の名称で、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号の介護福祉士養成施設として指定されており、本学社会福祉学科介護福祉専攻では、学則第 25 条の規定に基づく卒業要件を満たし、介護福祉士指定科目を取得することにより介護福祉士の受験資格を得ることができる。

4. 「介護福祉士国家試験」受験手続き等

本学で指定科目を修めて卒業（見込）し、介護福祉士国家試験受験資格を得た者が「介護福祉士国家試験」を受験する場合は、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」へ受験手続きが必要となる。

また、試験合格者が「介護福祉士」となるためには、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」へ登録手続きが必要となる。

田園調布学園大学 人間福祉学部社会福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格取得履修規程

(目的)

第1条 この規程は、田園調布学園大学履修規程第20条第1項の規定に基づき、「田園調布学園大学人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻（以下「介護福祉専攻」という。）」における介護福祉士国家試験受験資格取得に係る事項について定める。

(位置)

第2条 介護福祉専攻は、神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目4番1号に置く。

(養成課程および学級数)

第3条 介護福祉専攻は昼間課程とし、1学年1学級とする。

(国家試験受験資格取得要件)

第4条 介護福祉専攻を修了し、介護福祉士国家試験受験資格を取得するには、田園調布学園大学学則（以下「学則」という。）第21条第2項に規定する授業科目を修得し、同第25条に規定する卒業要件を満たし、かつ、別表に掲げる科目をすべて修得しなければならない。

(実習の実施時期)

第5条 介護福祉専攻における学外で実施する介護実習は、学則第7条に規定する休業日であっても、実施することがある。

(転入学)

第6条 学則第14条の規定にかかわらず、介護福祉専攻には転入学を許可しない。

(単位の授与)

第7条 学則第24条第1項の規定に定めるもののほか、「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅲ」の各科目については、出席すべき時間数の5分の4に満たない者には、単位を与えない。

(介護実習関連科目の履修不許可)

第8条 介護実習関連科目（「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅲ」「介護総合演習Ⅰ」「介護総合演習Ⅱ」「介護総合演習Ⅲ」「介護総合演習Ⅳ」）については、本人の性行並びに学修状況その他の点から不適格と判断された場合は、履修を認めないことがある。

(他の養成施設等及び学校等における履修単位)

第9条 学則第27条、第28条及び第29条の規定により、他の介護福祉士養成施設等で修得した単位については、教育内容が本学における開講科目の教育内容と同等であると認められた場合は、本学における授業科目の履修により修得したものと認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、他の学校等（他の介護福祉士養成施設等を除く）で修得した単位については、別表の領域「介護」に区分する授業科目として認定しない。

(科目等履修生及び聴講生等)

第10条 学則第40条、第42条及び第43条の規定にかかわらず、別表の領域「介護」に区分する授業科目のうち、演習及び実習の科目は、科目等履修生、単位互換履修生の履修及び社会人聴講生の聴講を許可しない。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、社会福祉学科における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条に規定する別表は、施行日以前に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条に規定する別表は、施行日以前に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条に規定する別表は、施行日以前に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

別表 〈令和7年度以降入学者対象〉

指定科目			左記に対応する授業科目			
領域	科目名称	時間数	領域	科目名称	授業形態	時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上	人間と社会	倫理学	講義	30
	人間関係とコミュニケーション	60以上		カウンセリング	講義	30
	社会の理解	60以上		チームマネジメント論	講義	30
生活福祉論				講義	30	
社会保障論Ⅰ				講義	30	
社会保障論Ⅱ				講義	30	
高齢者福祉論				講義	30	
社会福祉の原理と政策Ⅰ				講義	30	
権利擁護を支える法制度				講義	30	
介護	介護の基本	180		介護福祉論Ⅰ	講義	30
			介護福祉論Ⅱ	講義	30	
			居住環境論	講義	30	
			アクティビティ・サービス論	演習	30	
			リハビリテーション論	講義	30	
			ケアマネジメント論	講義	30	
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	30	
			コミュニケーション技術Ⅱ	演習	30	
	生活支援技術	300	自立に向けた生活支援技術Ⅰ	演習	60	
			自立に向けた生活支援技術Ⅱ	演習	60	
			障害に応じた介護Ⅰ	演習	30	
			障害に応じた介護Ⅱ	演習	30	
			自立に向けた生活環境Ⅰ	演習	30	
			自立に向けた生活環境Ⅱ	演習	30	
			自立に向けた家事の介護Ⅰ	演習	30	
			自立に向けた家事の介護Ⅱ	演習	30	
	介護過程	150	介護過程の基本Ⅰ	講義	30	
			介護過程の基本Ⅱ	講義	30	
介護過程の展開Ⅰ			演習	30		
介護過程の展開Ⅱ			演習	30		
介護過程の展開Ⅲ			演習	30		
介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	演習	30		
		介護総合演習Ⅱ	演習	30		
		介護総合演習Ⅲ	演習	30		
		介護総合演習Ⅳ	演習	30		
介護実習	450	介護実習Ⅰ	実習	128		
		介護実習Ⅱ	実習	152		
		介護実習Ⅲ	実習	184		
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	120	心理学	講義	30	
			こころとからだのしくみⅠ	講義	30	
			こころとからだのしくみⅡ	講義	30	
			こころとからだのしくみⅢ	講義	30	
	発達と老化の理解	60	老年心理学	講義	30	
	認知症の理解	60	医学概論	講義	30	
	障害の理解	60	認知症の理解	講義	30	
			認知症ケア論	講義	30	
医療的ケア	医療的ケア	50以上	障害者福祉論	講義	30	
			障害の理解	講義	30	
			医療的ケアⅠ※	講義 演習	30	
			医療的ケアⅡ※	講義 演習	30	
			医療的ケアⅢ※	講義 演習	30	

※「医療的ケアⅠ」、「医療的ケアⅡ」および「医療的ケアⅢ」の講義時間数は、実時間で合わせて50時間とする。

介護福祉士国家試験受験資格取得に係る指定科目と本学開講科目における教育内容の対応表

領域		領域の目的	
<p>1 福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。 2 人間関係の形成やチームで働くための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。 3 対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。 4 介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。 5 介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。</p>		<p>領域の目的</p>	
科目群 (教育内容)	本学授業科目名	ねらい	教育に含むべき事項
人間の尊厳と自立 (30 時間以上)	倫理学	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う学習とする。	① 人間の尊厳と人権・福祉理念 ② 自立の概念
人間関係とコミュニケーション (60 時間以上)	カウンセリング チームマネジメント論	(1) 対人援助に必要な人間関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。 (2) 介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。	① 人間関係の形成とコミュニケーションの基礎 ② チームマネジメント
人間と社会 (60 時間以上)	生活福祉論	(1) 個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関わりを体系的に捉える学習とする。	① 社会と生活のしくみ ② 地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③ 社会保障制度 ④ 高齢者福祉と介護保険制度 ⑤ 障害者福祉と障害者保健福祉制度 ⑥ 介護実践に関連する諸制度
	社会保障論 I	(2) 対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。	
	社会保障論 II	(3) 日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。	
	高齢者福祉論	(4) 高齢者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。	
	社会福祉の原理と政策 I 権利擁護を支える法制度		
人間と社会に関する選択科目	なし	<p>以下の内容のうちから介護福祉士学校ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。</p> <p>① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習 (科目例：生物、生命科学) ② 社会生活における数学の活用・理解と数学的・論理的思考の学習 (科目例：統計、数学 (基礎)、数学 (経理)) ③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習 (科目例：家庭、生活技術、生活文化) ④ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習 (科目例：社会、現代社会、憲法論、政治・経済) ⑤ 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら共生する社会への理解や、国際的な視野を養う学習 (科目例：国際理解、多文化共生) ⑥ その他の社会保障関連制度についての学習 (科目例：労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉)</p>	

領域		領域の目的		
介護	<p>1 介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。</p> <p>2 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>3 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>4 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。</p> <p>5 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>6 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。</p>	<p>領域の目的</p>	<p>1 介護福祉士としての態度を養う。</p> <p>2 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>3 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>4 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。</p> <p>5 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>6 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。</p>	
	<p>科目群 (教育内容)</p> <p>介護福祉論 I 介護福祉論 II 居住環境論 アクティビティ・サービス論 リハビリテーション論 ケアマネジメント論</p>	<p>本学授業科目名</p> <p>介護福祉論 I 介護福祉論 II 居住環境論 アクティビティ・サービス論 リハビリテーション論 ケアマネジメント論</p>	<p>ねらい</p> <p>介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしぐみと理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。</p>	<p>教育に含むべき事項</p> <p>① 介護福祉の基本となる理念 ② 介護福祉士の役割と機能 ③ 介護福祉士の倫理 ④ 自立に向けた介護 ⑤ 介護を必要とする人の理解 ⑥ 介護を必要とする人の生活を支えるしぐみ ⑦ 協働する多職種の役割と機能 ⑧ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑨ 介護従事者の安全</p>
	<p>コミュニケーション技術 (60 時間)</p>	<p>コミュニケーション技術 I コミュニケーション技術 II</p>	<p>対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーション能力を養う学習とする。</p>	<p>① 介護を必要とする人とのコミュニケーション ② 介護における家族とのコミュニケーション ③ 障害の特性に応じたコミュニケーション ④ 介護におけるチームのコミュニケーション</p>
	<p>生活支援技術 (300 時間)</p>	<p>自立に向けた生活支援技術 I 自立に向けた生活支援技術 II 障害に応じた介護 I 障害に応じた介護 II 自立に向けた生活環境 I 自立に向けた生活環境 II 自立に向けた家事の介護 I 自立に向けた家事の介護 II</p>	<p>尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。</p>	<p>① 生活支援の理解 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた移動の介護 ④ 自立に向けた身じたくの介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の介護 ⑧ 自立に向けた家事の介護 ⑨ 休息・睡眠の介護 ⑩ 人生の最終段階における介護 ⑪ 福祉用具の意義と活用</p>
	<p>介護過程 (150 時間)</p>	<p>介護過程の基本 I 介護過程の基本 II 介護過程の展開 I 介護過程の展開 II 介護過程の展開 III</p>	<p>本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づいた介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。</p>	<p>① 介護過程の意義と基礎的理解 ② 介護過程とチームアプローチ ③ 介護過程の展開の理解</p>
	<p>介護総合演習 (120 時間)</p>	<p>介護総合演習 I 介護総合演習 II 介護総合演習 III 介護総合演習 IV</p>	<p>介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。</p>	<p>① 知識と技術の統合 ② 介護実践の科学的探究</p>

介護	介護実習 (450時間)	介護実習 I	(1) 地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 (2) 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	① 介護過程の実践的展開 ② 多職種協働の実践 ③ 地域における生活支援の実践		
		介護実習 II 介護実習 III				
領域の目的						
1 介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。 2 認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。 3 認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。						
こころからだのしくみ	こころからだのしくみ (120時間)	心理学	こころからだのしくみ I こころからだのしくみ II こころからだのしくみ III	教育に含むべき事項 ① こころからだのしくみ I ア こころのしくみの理解 イ からだのしくみの理解 ② こころからだのしくみ II ア 移動に関連したこころとからだのしくみ イ 身じたくに関連したこころとからだのしくみ ウ 食事に関連したこころとからだのしくみ エ 入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみ オ 排泄に関連したこころとからだのしくみ カ 休息・睡眠に関連したこころとからだのしくみ キ 人生の最終段階のケアに関連したこころとからだのしくみ ① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老化に伴うこころとからだの変化と生活 ① 認知症を取り巻く状況 ② 認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 認知症に伴う生活への影響と認知症ケア ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援 ① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援		
		老年心理学 医学概論			人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	
		認知症の理解 (60時間)			認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	
		障害の理解 (60時間)			障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	
		領域の目的				
		医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。				
医療的ケア	医療的ケア (実時間 50 時間以上)	本学授業科目名	医療的ケア I 医療的ケア II 医療的ケア III	教育に含むべき事項 ① 医療的ケア実施の基礎 ② 降痰吸引 (基礎的知識・実施手順) ③ 経管栄養 (基礎的知識・実施手順) ④ 演習		
		科目群 (教育内容)			ねらい	
		科目群 (教育内容)			ねらい	

3. 精神保健福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻）

1. 「精神保健福祉士」とは

「精神保健福祉士」は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）において以下のとおり定義されている。
（定義）

第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

このように「精神保健福祉士」は、医療的なケア以外の観点から精神障害者の社会復帰を支援するワーカーとして働いていく際の基礎的な資格である。

2. 「精神保健福祉士」になるには

「精神保健福祉士」の資格を取得するには、P.103 図1のとおり11のルートがあるが、いずれにしても「精神保健福祉士国家試験」に合格し、「精神保健福祉士」として登録することが必要である。

3. 「精神保健福祉士国家試験」の受験資格

社会福祉学科社会福祉専攻の学生は、「精神保健福祉士法」第7条第1号（図1の一番左）のルートで精神保健福祉士国家試験受験資格を得ることができる。このルートでの精神保健福祉士国家試験受験資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（通常「指定科目」と略称されている）を修得し、卒業することによって得られるものである。

「指定科目」は、「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）により示されているが、本学科では、P.105の対応表のとおりに授業科目を開講している。

4. 精神保健福祉士国家試験

精神保健福祉士国家試験は、平成10年度（平成11年1月）の第1回目以降、毎年実施されてきている（例年の合格率は60%程度）。但し、平成19年11月28日、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、社会福祉士国家試験の試験科目が平成22年1月に実施された国家試験から一部変更されることに伴い、社会福祉士と共通の試験科目が、同じく平成22年1月に実施された試験から変更になった。

さらに平成22年12月に精神保健福祉士法が改正され平成24年4月からカリキュラムが変更になり、第15回国家試験から変更後カリキュラムに基づく試験となった。また、令和3年4月から社会福祉士、精神保健福祉士のカリキュラムの見直しが行われたことに伴い、令和6年度（令和7年2月）実施分から出題内容が変更される予定である。

精神保健福祉士試験受験を目指す学生は、個々に明確な計画を立てて、早い時期から対策を開始していく必要がある。

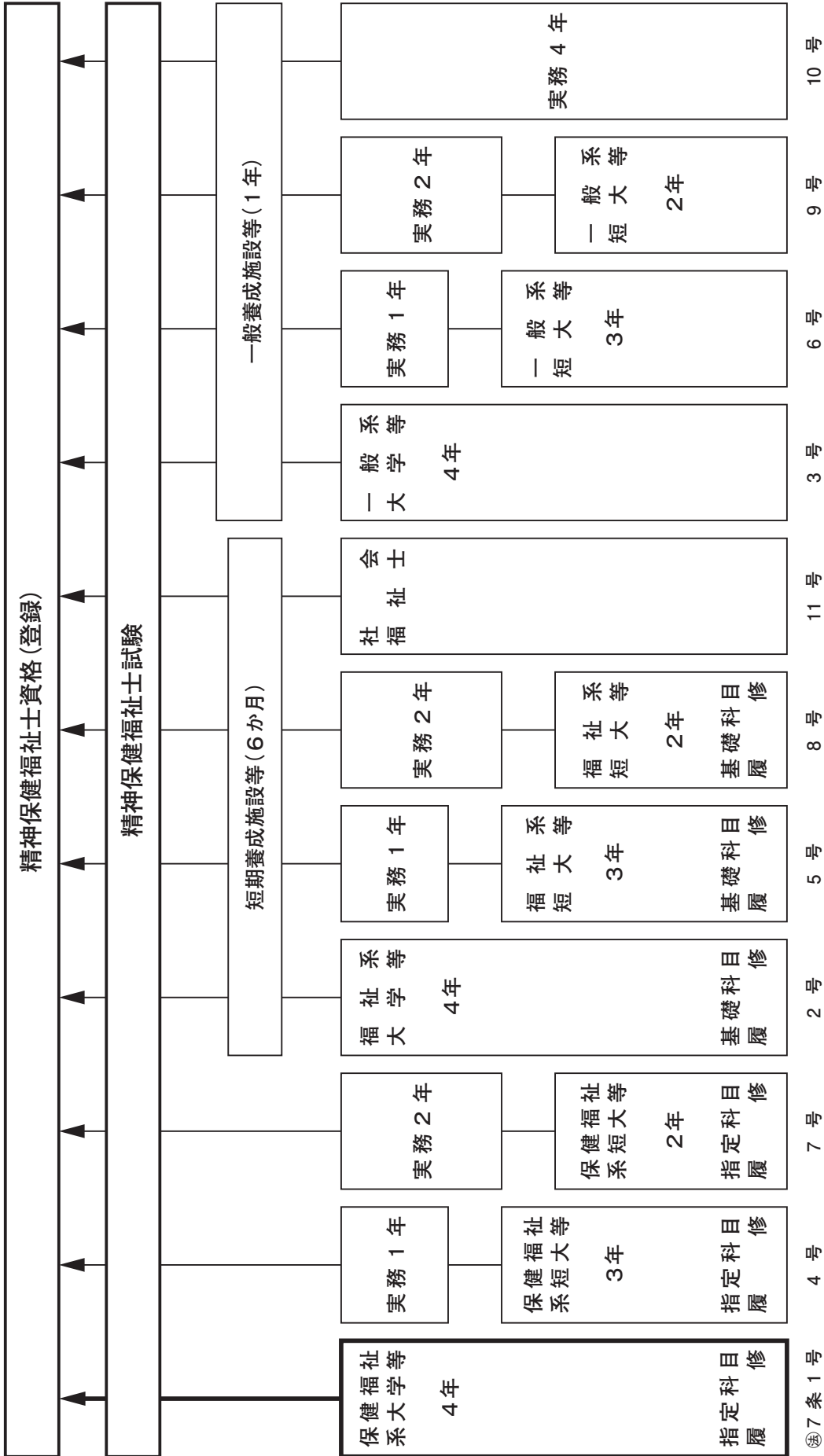
5. 「精神保健福祉士国家試験」の受験手続き等

本学で指定科目に対応する授業科目を修めて卒業（見込）し、精神保健福祉士国家試験受験資格を得た（見込）者が精神保健福祉士国家試験を受験する場合は、願書に添付する「卒業（見込）証明書」、「指定科目の履修（見込）証明書」の交付を受ける等の手続きが必要である。これらの各種手続きは全て学生生活・進路支援課でできるので、各自の責任において行うこと。

また、試験合格者（精神保健福祉士となる資格を有する者）が「精神保健福祉士」となるために「精神保健福祉士登録」を行う際の手続きも各自で行うことになる。

なお、精神保健福祉士国家試験の実施および精神保健福祉士登録は、いずれも「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」が厚生労働省の指定を受けた指定試験機関および指定登録機関として実施している。

図1 精神保健福祉士の資格要件



凡例

⑦……………精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)

田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程

(目的)

第1条 この規程は、精神保健福祉士法第7条第1号及び田園調布学園大学（以下「本学」という。）履修規程第20条第1項の規定に基づき、精神保健福祉士国家試験受験資格（以下「受験資格」という。）取得に必要な授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受験資格の取得に係る授業科目の開設学科等)

第2条 田園調布学園大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、学科及び専攻のうち、文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）に対応する授業科目を開設する学科、専攻は次のとおりとする。

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

(精神保健福祉士国家試験受験資格取得要件)

第3条 受験資格を取得しようとする者は、学則第25条に規定する卒業認定の要件を満たし、かつ前条の学科、専攻において別表に定める授業科目を必修・選択の別にかかわらずすべて履修し、単位を取得しなければならない。

2 前項によるもののほか、学科、専攻における授業科目の履修に関することは別に定める。

(履修者の選抜及び許可)

第4条 受験資格取得希望者が厚生労働省届出の収容定員を超えた場合は、別に定める方法により指定科目の履修者を選抜し、学科会における審議結果に基づき学部長が履修を許可するものとする。

(編入学生の履修)

第5条 第3条にかかわらず、学則第13条第1項により3年次に編入学した者については、当該学科、専攻の別表に掲げる授業科目のうち、学則第29条に基づき認定された授業科目の単位の修得を要しないものとする。

2 受験資格取得に係る編入学生の入学前の既修得単位の認定に関することは、別に定める。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

2 この規程の適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の適用前に在学する学生並びに令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程 内規

田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程第4条に基づき、指定科目の履修者選考方法について、以下のとおり定める。

1. 精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、2年次までに「精神医学Ⅰ」「精神医学Ⅱ」「精神保健福祉の原理Ⅰ」「精神保健福祉の原理Ⅱ」の4科目の単位を修得し、かつ「ソーシャルワーク実習Ⅰ」及び「ソーシャルワーク実習Ⅱ」を履修したうえで、2年次後期の定められた期限までに「精神保健福祉援助実習指導Ⅱ」の科目担当教員に申し出ることとする。
2. 選考方法は、「精神医学Ⅰ」「精神医学Ⅱ」「精神保健福祉の原理Ⅰ」「精神保健福祉の原理Ⅱ」の4科目に重きをおいたGPA（以下、m-GPAという。）および小論文とする。評価の比重は、m-GPA 50%、小論文 50%とし、合計点数に基づいて選考を行う。
3. 社会福祉学科会における審議結果に基づき、学部長が履修を許可する。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 施行日以前に在籍する学生並びに令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。

2 施行日以前に在籍する学生並びに令和7年度及び令和8年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

別表

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目
人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

指定科目		左記に対応する開設授業科目		
科目名	時間数	科目名	授業形態	時間数
医学概論	30	医学概論	講義	30
心理学と心理的支援	30	心理学	講義	30
社会学と社会システム	30	社会学	講義	30
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策Ⅰ	講義	30
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	講義	30
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論Ⅰ	講義	30
		地域福祉論Ⅱ	講義	30
社会保障	60	社会保障論Ⅰ	講義	30
		社会保障論Ⅱ	講義	30
障害者福祉	30	障害者福祉論	講義	30
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	講義	30
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	講義	30
社会福祉調査の基礎	30	社会調査法	講義	30
精神医学と精神医療	60	精神医学Ⅰ	講義	30
		精神医学Ⅱ	講義	30
現代の精神保健の課題と支援	60	精神保健学Ⅰ	講義	30
		精神保健学Ⅱ	講義	30
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	30
精神保健福祉の原理	60	精神保健福祉の原理Ⅰ	講義	30
		精神保健福祉の原理Ⅱ	講義	30
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	30
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	30
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60	精神保健福祉援助論Ⅰ	講義	30
		精神保健福祉援助論Ⅱ	講義	30
精神障害リハビリテーション論	30	精神障害リハビリテーション論	講義	30
精神保健福祉制度論	30	精神保健福祉制度論	講義	30
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	演習	30※1
ソーシャルワーク演習(専門)	90	精神保健福祉援助演習Ⅰ	演習	60
		精神保健福祉援助演習Ⅱ	演習	30
ソーシャルワーク実習指導	90	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	演習	60
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	演習	30
ソーシャルワーク実習	210	精神保健福祉援助実習Ⅰ	実習	120※2
		精神保健福祉援助実習Ⅱ	実習	90

〔指定科目〕：精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目

- ※1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目の「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、「ソーシャルワーク演習」の履修が免除される。
- ※2. 「精神保健福祉援助実習Ⅰ」(120時間)のうち30時間が、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目の「ソーシャルワーク実習」の履修により免除される。

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る指定科目と本学開講科目における教育内容の対応表

厚生労働省指定科目		教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい(目標)	教育に含むべき事項(内容)	授業科目名	
医学概論	<ol style="list-style-type: none"> ① 人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。 ② 健康・疾病の捉え方について理解する。 ③ 人の身体構造と心身機能について理解する。 ④ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。 ⑤ 公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① ライフステージにおける心身の変化と健康課題 ② 健康及び疾病の捉え方 ③ 身体構造と心身機能 ④ 疾病と傷害の成り立ち及び回復過程 ⑤ 公衆衛生 	医学概論	
心理学と心理的支援	<ol style="list-style-type: none"> ① 人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。 ② 人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。 ③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 心理学の視点 ② 人の心の基本的な仕組みと機能 ③ 人の心の発達過程 ④ 日常生活と心の健康 ⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本 	心理学	
社会学と社会システム	<ol style="list-style-type: none"> ① 現代社会の特性を理解する。 ② 生活の多様性について理解する。 ③ 人と社会の関係について理解する。 ④ 社会問題とその背景について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会学の視点 ② 社会構造と変動 ③ 市民社会と公共性 ④ 生活と人生 ⑤ 自己と他者 	社会学	
社会福祉の原理と政策	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉の原理をめぐり、哲学と理論を理解する。 ② 社会福祉の歴史的發展の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。 ③ 社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。 ④ 福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。 ⑤ 福祉政策の動向と課題を踏まえ、関連施策や包括的支援について理解する。 ⑥ 福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。 ⑦ 福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉の原理 ② 社会福祉の歴史 ③ 社会福祉の思想・哲学、理論 ④ 社会問題と社会構造 ⑤ 福祉政策の基本的な視点 ⑥ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑦ 福祉政策の構成要素と過程 ⑧ 福祉政策の動向と課題 ⑨ 福祉政策と関連施策 ⑩ 福祉サービスの供給と利用過程 ⑪ 福祉政策の国際比較 	社会福祉の原理と政策 I 社会福祉の原理と政策 II	
地域福祉と包括的支援体制	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の基本的な考え方、展開、動向について理解する。 ② 地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。 ③ 地域福祉を推進するための、福祉行政の実施体制と果たす役割について理解する。 ④ 地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。 ⑤ 包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。 ⑥ 地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の基本的な考え方 ② 福祉行政システム ③ 福祉計画の意義と種類、策定と運用 ④ 地域社会の変化と多様性・複雑化した地域生活課題 ⑤ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制 ⑥ 地域共生の実現に向けた多機関協働 ⑦ 災害時における総合的かつ包括的な支援体制 ⑧ 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望 	地域福祉論 I 地域福祉論 II	

厚生労働省指定科目	科目名	ねらい（目標）	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
社会保障	<p>① 社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。</p> <p>② 現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。</p> <p>③ 社会保障制度の財政について理解する。</p> <p>④ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。</p> <p>⑤ 社会保障制度の体系と概要について理解する。</p> <p>⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。</p>	<p>① 現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む）</p> <p>② 社会保障の概念や対象及びその理念</p> <p>③ 社会保障の財源</p> <p>④ 社会保険と社会扶助の関係</p> <p>⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係</p> <p>⑥ 社会保障制度の体系</p> <p>⑦ 諸外国における社会保障制度</p>	<p>社会保障論 I</p> <p>社会保障論 II</p>	
障害者福祉	<p>① 障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 障害概念と特性</p> <p>② 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 障害者福祉の歴史</p> <p>④ 障害者に対する法制度</p> <p>⑤ 障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 障害者と家族等に対する支援の実態</p>	<p>障害者福祉論</p>	
権利擁護を支える法制度	<p>① 法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。</p> <p>② 権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。</p> <p>③ 権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実践について理解する。</p> <p>④ 権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。</p> <p>⑤ ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。</p>	<p>① 法の基礎</p> <p>② ソーシャルワークと法の関わり</p> <p>③ 権利擁護の意義と支える仕組み</p> <p>④ 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題</p> <p>⑤ 権利擁護に関わる組織、団体、専門職</p> <p>⑥ 成年後見制度</p>	<p>権利擁護を支える法制度</p>	
刑事司法と福祉	<p>① 刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。</p> <p>② 刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>③ 刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。</p>	<p>① 刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境</p> <p>② 刑事司法</p> <p>③ 少年司法</p> <p>④ 更生保護制度</p> <p>⑤ 医療観察制度</p> <p>⑥ 犯罪被害者支援</p>	<p>司法福祉論</p>	
社会福祉調査の基礎	<p>① 社会福祉調査の意義と目的について理解する。</p> <p>② 社会福祉調査と社会福祉の歴史の関係について理解する。</p> <p>③ 社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。</p> <p>④ 量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。</p> <p>⑤ 質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。</p> <p>⑥ ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。</p>	<p>① 社会福祉調査の意義と目的</p> <p>② 社会福祉調査における倫理と個人情報保護</p> <p>③ 社会福祉調査のデザイン</p> <p>④ 量的調査の方法</p> <p>⑤ 質的調査の方法</p> <p>⑥ ソーシャルワークにおける評価</p>	<p>社会調査法</p>	

厚生労働省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）	授業科目名
精神医学と精神医療	<p>① 精神疾患の分類を把握するとともに、主な疾患の症状、経過、治療方法などについて理解する。</p> <p>② 精神医療と人権擁護の歴史を学ぶとともに、精神保健福祉法における精神科病院の入院形態や医療観察法について理解し、その中で精神保健福祉士の役割と法制度の課題を理解する。</p> <p>③ 精神科病院等においてチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割を理解する。</p> <p>④ 早期介入、再発予防や地域生活の支援等における地域の多職種連携・多機関連携における精神保健福祉士の役割について理解する。</p>	<p>① 精神疾患総論</p> <p>② 精神疾患の治療</p> <p>③ 精神医療の動向</p> <p>④ 精神科医療機関における治療</p> <p>⑤ 精神医療と保健、福祉の連携の重要性</p>	精神医学 I 精神医学 II
現代の精神保健の課題と支援	<p>① 現代の精神保健分野の動向と課題を理解する。</p> <p>② 精神保健の基本的考え方を理解する。</p> <p>③ 現代社会における精神保健の諸課題の実際を生活環境ごとに理解し、精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>④ 精神保健の保持・増進と発生予防のための支援及び専門機関や関係職種の役割と連携について理解する。</p> <p>⑤ 国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。</p>	<p>① 現代の精神保健分野の動向と基本的考え方</p> <p>② 家族に関連する精神保健の課題と支援</p> <p>③ 精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ</p> <p>④ 精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ</p> <p>⑤ 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ</p> <p>⑥ 精神保健に関する発生予防と対策</p> <p>⑦ 地域精神保健に関する偏見・差別等の課題</p> <p>⑧ 精神保健に関する専門職種（保健師等）と国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携</p> <p>⑨ 諸外国の精神保健活動の現状及び対策</p>	精神保健学 I 精神保健学 II
ソーシャルワークの基盤と専門職	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。</p> <p>② ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。</p>	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ</p> <p>② ソーシャルワークの概念</p> <p>③ ソーシャルワークの基盤となる考え方</p> <p>④ ソーシャルワークの形成過程</p> <p>⑤ ソーシャルワークの倫理</p>	ソーシャルワークの基盤と専門職
精神保健福祉の原理	<p>① 「障害者」に対する思想や障害者の社会的立場の変遷から、障害者福祉の基本的枠組み（理念・視点・関係性）について理解する。</p> <p>② 精神保健福祉士が対象とする「精神障害者」の定義とその障害特性を構造的に理解するとともに、精神障害者の生活実態について学ぶ。</p> <p>③ 精神疾患や精神障害をもつ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷をふまえ、それに対する問題意識をもつ価値観を体得する。</p> <p>④ 精神障害者へのかかわりについて、精神医学ソーシャルワーカーが構築してきた固有の価値を学び、精神保健福祉士の存在意義を理解して職業的アイデンティティの基盤を築く。</p> <p>⑤ 現在の精神保健福祉士の基本的枠組み（理念・視点・関係性）と倫理綱領に基づき職責について理解する。</p> <p>⑥ 精神保健福祉士を規定する法律と倫理綱領を把握し、求められる機能や役割を理解する。</p> <p>⑦ 近年の精神保健福祉の動向を踏まえ、精神保健福祉士の職域と業務特性を理解する。</p>	<p>① 障害者福祉の理念</p> <p>② 「障害」と「障害者」の概念</p> <p>③ 社会的排除と社会的障壁</p> <p>④ 精神障害者の生活実態</p> <p>⑤ 「精神保健福祉士」の資格化の経緯と精神保健福祉の原理と理念</p> <p>⑥ 「精神保健福祉士」の機能と役割</p>	精神保健福祉の原理 I 精神保健福祉の原理 II

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい（目標）	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
ソーシャルワークの理論と方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。 ② ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。 ③ ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。 ④ コミュニティワークの概念とその展開について理解する。 ⑤ ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク ② ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ ③ ソーシャルワークの過程 ④ ソーシャルワークの記録 ⑤ ケアマネジメント ⑥ 集団を活用した支援 ⑦ コミュニティワーク ⑧ スーパービジョンとコンサルテーション 	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	<ol style="list-style-type: none"> ① 精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人に対するソーシャルワークの過程を理解する。 ② 精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人と家族の関係を理解し、家族への支援方法を理解する。 ③ 精神医療、精神障害者福祉における多職種連携・多機関連携の方法と精神保健福祉士の役割について理解する。 ④ 精神保健福祉士と所属機関の関係を踏まえ、組織運営管理、組織介入・組織活動の展開に関する概念と方法について理解する。 ⑤ 個別支援からソーシャルワークシフトへの実践展開をミクロ・メゾ・マクロの連続性・重層性を踏まえて理解する。 ⑥ 精神保健福祉分野における精神保健福祉士の実践展開を理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの概要 ② 精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの過程 ③ 精神保健福祉分野における家族支援の実践 ④ 多職種連携・多機関連携（チームアプローチ） ⑤ ソーシャルアドミニストレーションの展開方法 ⑥ コミュニティワーク ⑦ 個別支援からソーシャルワークシフトへの展開 ⑧ 関連分野における精神保健福祉士の実践展開 	精神保健福祉援助論Ⅰ 精神保健福祉援助論Ⅱ
精神障害 リハビリテーション論	<ol style="list-style-type: none"> ① 精神障害リハビリテーションの概念とプロセス及び精神保健福祉士の役割について理解し、援助場面で活用できる。 ② 精神障害リハビリテーションプログラムの知識を援助場面で活用できる。 ③ 精神障害リハビリテーションの実施機関と精神障害リハビリテーションプログラムの関連について理解し、援助場面で活用できる。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 精神障害リハビリテーションの理念、定義、基本原則 ② 精神障害リハビリテーションの構成及び展開 ③ 精神障害リハビリテーションプログラムの内容と実施機関 ④ 精神障害リハビリテーションの動向と実際 	精神障害 リハビリテーション論
精神保健福祉制度論	<ol style="list-style-type: none"> ① 精神障害者に関する法制度の体系について理解する。 ② 精神保健福祉法、医療観察法等の医療に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ③ 生活支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ④ 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の経済的支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ⑤ 障害者に関する法制度を適切に活用でき、法制度の限界と課題について考えることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 精神障害者に関する制度・施策の理解 ② 精神障害者の医療に関する制度 ③ 精神障害者の生活支援に関する制度 ④ 精神障害者の経済的支援に関する制度 	精神保健福祉制度論

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい（目標）	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
ソーシャルワーク演習	<p>① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>② ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 自己覚知</p> <p>② 基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己理解と他者理解 ・ 言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・ 非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等） <p>③ 基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面接の構造化 ・ 場の設定（面接室、生活場面、自宅等） ・ ツールの活用（電話、e-mail 等） <p>④ ソーシャルワークの展開過程</p> <p>事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースの発見 ・ インテーク ・ アセスメント ・ プラニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング ・ 支援の終結と事後評価 ・ アフターケア <p>⑤ ソーシャルワークの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援経過の把握と管理 <p>⑥ グループダイナミクスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループワークの構成（グループリーダー・コリダー・グループメンバー） ・ グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期） <p>⑦ プレゼンテーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人プレゼンテーション ・ グループプレゼンテーション 	ソーシャルワーク演習
ソーシャルワーク演習（専門）	<p>① 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や環境を、また希望を的確に聞き取り、とりまき状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。</p> <p>③ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネート役を担えるようになる。</p> <p>④ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除き、去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようにする。</p> <p>⑤ 精神保健福祉士として考え、行動するための基礎を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。</p>	<p>以下の内容についてはソーシャルワーク実習（専門）を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>以下の①から④に掲げる事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるとように指導すること。</p> <p>① 領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関（入院病棟、外来、訪問、デイ・ケア、精神科以外の診療科を含む病棟、診療所） ・ 障害福祉サービス事業所（相談支援、就労支援、生活訓練、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援等） ・ 行政機関・社会福祉協議会（精神保健福祉センター、保健所、市町村、ハローワーク等） ・ 高齢者福祉施設（地域包括支援センター、介護療養型施設、生活施設等） ・ 教育機関（学校、教育委員会） ・ 司法（刑務所、矯正施設、保護観察所等） 	

<p>精神保健福祉援助演習 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業・労働（一般企業、EAP 機関等） ・児童（児童相談所、児童養護施設等） ・合議体（退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審査会、医療観察法審判期日等） ・その他（独立開業等） <p>② 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的排除、社会的孤立 ・受診・受療、課題発見 ・退院支援、地域移行支援 ・地域生活支援 ・自殺対策 ・ひきこもり支援 ・児童虐待への対応 ・アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の予防や回復 ・家族支援 ・就労（雇用）支援 ・職場ストレス、リワーク支援 ・貧困、低所得、ホームレス支援 ・災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援 ・その他
<p>精神保健福祉援助演習 II</p>	<p>③ 法制度・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・障害者基本法、障害者総合支援法 ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法 ・医療観察法 ・生活保護制度、障害年金制度、各種手当 ・障害者雇用促進法、労働安全衛生法 ・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法 ・児童福祉法、児童虐待防止法 ・アルコール健康障害対策基本法 ・刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法等 ・自衛防対策基本法 ・当事者活動（自助グループ、ピアサポート） ・その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度等） <p>④ 援助技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの過程を通じた援助（ケースの発見、インテーク、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、支援の終結と事後評価、アフターケア） ・個別面接 ・グループワークの展開 ・ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント ・リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム） ・アウトリーチ、コミュニケーションワークの展開 ・社会福祉調査の実施、計画策定、評価、資源創出、政策提言 ・普及啓発活動、人材育成（住民への啓発、ボランティア養成、実習生指導） ・記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成等） ・その他

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい（目標）	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
ソーションシャルワーク実習指導	<p>① ソーションシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。</p> <p>③ ソーションシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーションシャルワークに係る知識と技術について具体的な実践的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>④ 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>⑤ 具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体承立でいくことができる能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導</p> <p>ア ソーションシャルワーク実習とソーションシャルワーク実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）に関する基本的な理解</p> <p>ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>エ 精神疾患や精神障害のある当事者の語りに触れる体験</p> <p>オ 現場体験学習及び見学実習</p> <p>カ 実習先で必要とされる精神保健福祉士としてのソーションシャルワークに係る専門的知識と技術に関する理解</p> <p>キ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解</p> <p>ク 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（精神保健福祉士法及び個人情報保護法の理解を含む。）</p> <p>ケ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>コ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>サ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン）</p> <p>シ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>ス 実習の評価全体総括会</p>	<p>精神保健福祉援助実習指導 I</p> <p>精神保健福祉援助実習指導 II</p>
ソーションシャルワーク実習	<p>① ソーションシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーションシャルワークに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとの現状に関する知識をもとに、その生活の実態や生活上の課題についてソーションシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。</p> <p>③ 実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>④ 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。</p>	<p>① 学生は、精神科病院等の病院での実習において、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 退院又は地域移行・地域定着支援に向けた、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 入院患者と外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援</p> <p>エ 病院外の関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーションシャルワーク</p> <p>② 学生は、精神科診療所での実習において患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や治療中の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援</p> <p>エ 地域の精神科病院や関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーションシャルワーク</p> <p>③ 学生は、障害福祉サービス事業所及び行政機関等、精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体・住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解と相談支援ニーズの把握及び相談支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）との相談支援関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）への権利擁護及び相談支援（エンパワメントを含む。）とその評価</p>	<p>精神保健福祉援助実習 I</p>

	<p>精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする相談支援におけるチームアプローチへの参加</p> <p>精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務の意味の考察と遵守</p> <p>施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定の遵守と組織の一員としての役割と責任への自覚</p> <p>施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の観察</p> <p>当該実習先が地域社会で果たす役割の考察と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発場面の観察</p> <p>実習先施設・機関や所属地域における精神保健福祉向上のための課題発見と政策提言に関する考察</p> <p>実習体験及び学習成果の考察と記述、プレゼンテーション実習総括と精神保健福祉士としての学習課題の明確化、及び研鑽計画の立案</p> <p>④ 学生は、実習体験と考察を記録し、実習指導者によるスーパービジョンと、ソーシャルワーク実習指導担当教員による巡回指導及び帰校日指導等を通して、実習事項について個別指導や集団指導を受ける。</p> <p>⑤ 実習指導担当教員は、巡回指導等を通して実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>	精神保健福祉援助実習Ⅱ
--	---	-------------

4. 保育士資格（子ども教育学科）

1. 「保育士」とは

「保育士」とは児童福祉法第18条の4で次のように定義されている。

「児童福祉法第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」

保育士の資格を得た者は児童福祉施設において、0歳から満18歳未満の児童とその保護者を対象に養護及び教育を一体的に行うことを業務とする。活動の場は保育所、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、児童発達支援センター、障害児施設、児童相談所一時保護施設、地域子育て支援センターなど子どもと家庭の福祉を担う機関である。児童福祉法で認可されている公立・民間の保育所で働く保育士が最も多いが、近年では、認可外の保育所、家庭的保育事業、学童保育、児童館、幼児教室などでも保育士資格の保有者が求められている。

2. 「保育士」になるには

保育士資格を得るには児童福祉法第18条の6で次の2通りが示されている。

- 1 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者
- 2 保育士試験に合格した者

いずれも卒業または合格後「保育士」として登録することが必要である。

本学の場合、都道府県知事の指定する保育士養成校である。

所定の単位及び、本学での開設科目については、「田園調布学園大学子ども教育学部子ども教育学科保育士資格取得履修規程」(P.115～117)を参照のこと。

3. 「保育士」の登録手続き

卒業時に、一括して登録申請を行う。

田園調布学園大学 子ども教育学部子ども教育学科保育士資格取得履修規程

(目的)

第1条 この規程は、田園調布学園大学履修規程第20条第1項の規定に基づき、「田園調布学園大学子ども教育学部子ども教育学科（以下「子ども教育学科」という。）」における保育士資格取得に係る事項について定める。

(保育士資格授与の資格要件)

第2条 子ども教育学科を修了し、保育士の資格（以下、「所要資格」という。）を取得するには、田園調布学園大学学則（以下「学則」という。）第21条第2項に規定する授業科目を修得し、同第25条に規定する卒業要件を満たし、かつ、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法」（平成30年4月27日厚生労働省告示第216号）の定めに従い、所定の単位を修得しなければならない。

(保育士養成課程における授業科目)

第3条 前条に定める所要資格を得るために必要とする授業科目及び単位数並びに履修方法については別表第一、第二及び別表第三に定めるところによる。

(単位)

第4条 子ども教育学科で開設する各授業科目の単位数の計算は、学則第23条第1号から第4号に規定する基準に基づくものとする。

(履修要件を有する科目)

第5条 第3条別表第一から第三に定める「保育所実習Ⅰ」、「保育所実習Ⅱ」、「施設実習Ⅰ」、「施設実習Ⅱ」及び「保育・教職実践演習（幼・小）」については、次のとおり履修要件を定める。

- (1) 「保育所実習Ⅰ」については、「保育所実習指導Ⅰ」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
- (2) 「保育所実習Ⅱ」については、「保育所実習Ⅰ」及び「施設実習Ⅰ」を履修済みであること、「保育所実習指導Ⅱ」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
- (3) 「施設実習Ⅰ」については、「施設実習指導Ⅰ」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
- (4) 「施設実習Ⅱ」については、「施設実習Ⅰ」及び「保育所実習Ⅰ」を履修済みであること、「施設実習指導Ⅱ」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
- (5) 「保育・教職実践演習（幼・小）」については、「保育所実習Ⅱ」又は「施設実習Ⅱ」の単位を修得済みであるか修得見込みであること。

(実習の実施時期)

第6条 子ども教育学科における学外で実施する保育実習は、学則第7条に規定する休業日であっても、実施することがある。

(保育士資格の申請手続)

第7条 保育士資格授与の資格要件を満たした者の資格申請手続は、本学事務局において行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、子ども教育学科会議における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。（ただし、施行日以前に在籍する学生は、なお従前の例による。）

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条後段に規定する平成30年4月27日厚生労働省告示第216号及び第3条に規定する別表第一、第二及び別表第三は、施行日の前日に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

別表第一

厚生労働省告示第216号別表第1による教科目				本学における教科の開設状況等				備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		58単位全て単位修得すること
	教育原理	講義	2	教育の原理	講義	2		
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉論	講義	2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉概論	講義	2		
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義		2	
	社会的養護I	講義	2	社会的養護I	講義		2	
	保育者論	講義	2	教職概論	講義	2		
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子どもと家族の心理学	講義		2	
	子どもの理解と援助	演習	1	子ども理解の理論と方法	演習	2		
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義		2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習		2	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	カリキュラム論	講義	2		
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		
	保育内容演習	演習	5	保育内容(健康)	演習	2		
				保育内容(人間関係)	演習	2		
				保育内容(環境)	演習	2		
				保育内容(言葉)	演習	2		
				保育内容(表現)	演習	2		
	保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと音楽表現I	演習	1		
				子どもと音楽表現II	演習	1		
				子どもと造形表現I	演習	1		
				子どもと造形表現II	演習	1		
	乳児保育I	講義	2	乳児保育I	講義		2	
	乳児保育II	演習	1	乳児保育II	演習		1	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習		1	
障害児保育	演習	2	特別支援教育・保育論	演習	2			
社会的養護II	演習	1	社会的養護II	演習		1		
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習		1		
保育実習	保育実習I	実習	4	保育所実習I	実習		2	
				施設実習I	実習		2	
	保育実習指導I	演習	2	保育所実習指導I	演習		1	
				施設実習指導I	演習		1	
演習総合	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼・小)	演習		2	
合計		51単位		合計		58単位		

別表第二

厚生労働省告示第216号別表第2による教科目				本学における教科の開設状況等				備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目 理解に関する科目 保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		15以上	保育・教育マインド実践講座	演習	2		
				児童文化	講義	2		
				カウンセリング	講義	2		
				教育・保育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	講義	2		
				子どもと健康	演習	1		
				子どもと人間関係	演習	1		
				子どもと環境	演習	1		
				子どもと言葉	演習	1		
				子ども教育研究E (保護者支援・相談)	演習		2	
子ども教育研究F (教育・保育とメディア)	演習		2					
保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育所実習Ⅱ	実習		2	保育実習の系列からは、「保育所実習指導Ⅱ」・「保育所実習Ⅱ」又は「施設実習指導Ⅱ」・「施設実習Ⅱ」のうちどちらかを選択すること。
				施設実習Ⅱ	実習		2	
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育所実習指導Ⅱ	演習		1	
				施設実習指導Ⅱ	演習		1	
合計		18単位以上 ※						

※指定保育士養成施設において開設することが必要な単位数。このうち9単位以上の履修が必要とされるが、本学では必修科目の履修のみでその条件を満たすこととなる。

別表第三

厚生労働省告示第216号別表第3による教科目				本学における教科の開設状況等				備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	心理学	講義	2		スポーツ（保育）を必ず修得すること。
				日本国憲法	講義	2		
				日本語表現法（基礎）	演習	2		
				日本語表現法（応用）	演習	2		
				情報リテラシー（基礎）	演習	2		
	情報リテラシー（応用）	演習	2					
	外国語	演習	2以上	英語	演習	2		
体育	講義	1	スポーツ	講義	2			
	実技	1	スポーツ（保育）	実技		1		
合計		10単位以上						

5. 公認心理師国家試験受験資格〔学部課程〕（心理学科）

1. 「公認心理師」とは

「公認心理師」は、公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）において以下のとおり定義されている。

（定義）

第 2 条 この法律において「公認心理師」とは、第 28 条（略）の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

公認心理師は、保健・医療、福祉、教育、産業、司法・犯罪（矯正等）の 5 領域において、心理学の知識や技術に基づく心理支援、心理アセスメントを行い、心の健康維持・増進を図る専門資格である。

2. 「公認心理師」になるには

「公認心理師」の資格を取得するには、「公認心理師国家試験」に合格し、「公認心理師登録簿」に登録されることが必要である。

3. 「公認心理師国家試験」の受験資格

公認心理師の受験資格は公認心理師法第 7 条の第 1 号から第 3 号で定められている。人間科学部心理学科では第 1 号と第 2 号で示されている「心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの」をすべて履修することが出来る。従って、これらをすべて修得し、卒業後に、第 7 条第 1 号に定める「大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者」、もしくは第 2 号に定める「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為の業務に従事したもの」となることで受験資格が得られる。

公認心理師法第 7 条の第 1 号と第 2 号で示されている「心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの」は、公認心理師法施行規則（平成 29 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号）の第 1 条の 2 において 25 科目が定められているが、本学では次頁の指定科目と本学開講科目における教育内容の対応表で示すとおり、授業科目を開講している。

なお、本学大学院人間学研究科心理学専攻では公認心理師法施行規則第 2 条で定める「大学院における公認心理師となるために必要な科目」をすべて履修することが出来る。

田園調布学園大学 人間科学部心理学科 公認心理師国家試験受験資格〔学部課程〕取得履修規程

(目的)

第1条 この規程は、公認心理師法第7条第1号及び第2号並びに田園調布学園大学（以下「本学」という。）履修規程（以下、「履修規程」という。）第20条第1項の規定に基づき、田園調布学園大学人間科学部心理学科における公認心理師国家試験受験資格〔学部課程〕（以下「受験資格」という。）の取得に係る学部課程における授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格取得要件)

第2条 受験資格を取得しようとする者は、本学学則（以下、単に「学則」という。）第25条に規定する卒業認定の要件を満たし、かつ、次条第1項に定める公認心理師養成課程における授業科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

(公認心理師養成課程における授業科目の履修及び選考)

第3条 公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目について、公認心理師養成課程における授業科目（以下、「指定科目」という。）として別表のとおり定める。

2 受験資格の取得に際し、前項に定める授業科目は、学則第21条第2項別表第一による履修区分にかかわらずすべて必修とし、原則として各授業科目の配当年次に従って履修しなければならない。

3 第1項に定める授業科目の内、「心理演習Ⅰ」「心理演習Ⅱ」「心理演習Ⅲ」並びに「心理実習Ⅰ」「心理実習Ⅱ」については、次の各号による履修要件を設ける。

(1) 2年次後期配当の「心理演習Ⅰ」及び「心理実習Ⅰ」の履修に際しては、1年次配当の指定科目のすべてが履修済みであること

(2) 3年次前期配当の「心理演習Ⅱ」の履修に際しては、「心理演習Ⅰ」が履修済みであること

(3) 3年次前期配当の「心理実習Ⅱ」の履修に際しては、「心理実習Ⅰ」が履修済みであること

(4) 3年次後期配当の「心理演習Ⅲ」の履修に際しては、「心理演習Ⅱ」が履修済みであること

4 公認心理師養成課程における授業科目のうち第3項に定める科目を履修することができる者は、別に定める方法による選考に基づき人間科学部長が許可した者とする。

(既修得単位の取り扱い)

第4条 学則第29条第1項及び第2項にかかわらず、指定科目に係る入学前既修得単位の認定に際しては、公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目として国の確認を受けたものであることが明らかである場合に限り、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、心理学科会議における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2. この規程の適用前に在学する学生並びに令和6年度及び令和7年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2. この規程の適用前に在学する学生並びに令和7年度及び令和8年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

田園調布学園大学 公認心理師国家試験受験資格（学部課程）取得履修規程 内規

田園調布学園大学公認心理師国家試験受験資格（学部課程）取得履修規程第3条第4項に定める選考方法について、以下のとおり定める。

1. 公認心理師国家試験受験資格（学部課程）取得履修規程第3条第4項に定める科目の履修を希望する者は、所定の履修願を期日までに人間科学部長に提出し、選考を受けなければならない。
2. 選考方法は小論文及び面接とし、人間科学部心理学科における審議に基づき人間科学部長が履修を許可する。
3. 本内規に伴う業務は、第3条第3項に定められた授業科目の担当者が行うこととする。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。ただし、令和6年度及び令和7年度に入学する編入学生には適用しない。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学生から適用する。ただし、令和7年度及び令和8年度に入学する編入学生には適用しない。

別表（第3条関係）

公認心理師養成課程における授業科目〔学部課程〕

公認心理師法による大学における必要な科目	左記に対応する本学開設科目
科目名	授業科目名（単位数）
公認心理師の職責	公認心理師の職責（2単位）
心理学概論	心理学概論（2単位）
臨床心理学概論	臨床心理学概論（2単位）
心理学研究法	心理学研究法（2単位）
心理学統計法	心理学統計法（2単位）
心理学実験	心理学実験（2単位）
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学（2単位）
学習・言語心理学	学習・言語心理学（2単位）
感情・人格心理学	感情・人格心理学（2単位）
神経・生理心理学	神経・生理心理学（2単位）
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学（2単位）
発達心理学	発達心理学Ⅰ（2単位）
	発達心理学Ⅱ（2単位）
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学（2単位）
心理的アセスメント	心理的アセスメント（2単位）
心理学的支援法	心理学的支援法（2単位）
健康・医療心理学	健康・医療心理学（2単位）
福祉心理学	福祉心理学（2単位）
教育・学校心理学	教育・学校心理学（2単位）
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学（2単位）
産業・組織心理学	産業・組織心理学（2単位）
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病（2単位）
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療（2単位）
関係行政論	関係行政論（2単位）
心理演習	心理演習Ⅰ（2単位）
	心理演習Ⅱ（2単位）
	心理演習Ⅲ（2単位）
心理実習	心理実習Ⅰ（2単位）
	心理実習Ⅱ（2単位）

公認心理師指定科目と本学開設科目における教育内容の対応表 [学部課程]

科目名		大学における必要な科目 含まれる事項	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
公認心理師の職責	<ol style="list-style-type: none"> ① 公認心理師の役割 ② 公認心理師の法的義務及び倫理 ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保 ④ 情報の適切な取扱い ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務 ⑥ 自己課題発見・解決能力 ⑦ 生涯学習への準備 ⑧ 多職種連携及び地域連携 		公認心理師の職責
心理学概論	<ol style="list-style-type: none"> ① 心理学の成り立ち ② 人の心の基本的な仕組み及び働き 		心理学概論
臨床心理学概論	<ol style="list-style-type: none"> ① 臨床心理学の成り立ち ② 臨床心理学の代表的な理論 		臨床心理学概論
心理学研究法	<ol style="list-style-type: none"> ① 心理学における実証的研究法 (量的研究及び質的研究) ② データを用いた実証的な思考方法 ③ 研究における倫理 		心理学研究法
心理学統計法	<ol style="list-style-type: none"> ① 心理学で用いられる統計手法 ② 統計に関する基礎的な知識 		心理学統計法
心理学実験	<ol style="list-style-type: none"> ① 実験の計画立案 ② 統計に関する基礎的な知識 		心理学実験
知覚・認知心理学	<ol style="list-style-type: none"> ① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ② 人の認知・思考等の機序及びその障害 		知覚・認知心理学
学習・言語心理学	<ol style="list-style-type: none"> ① 人の行動が変化する過程 ② 言語の習得における機序 		学習・言語心理学
感情・人格心理学	<ol style="list-style-type: none"> ① 感情に関する理論及び感情喚起の機序 ② 感情が行動に及ぼす影響 ③ 人格の概念及び形成過程 ④ 人格の類型、特性等 		感情・人格心理学
神経・生理心理学	<ol style="list-style-type: none"> ① 脳神経系の構造及び機能 ② 記憶、感情等の生理学的反応の機序 ③ 高次脳機能障害の概要 		神経・生理心理学
社会・集団・家族心理学	<ol style="list-style-type: none"> ① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程 ② 人の態度及び行動 ③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響 		社会・集団・家族心理学
発達心理学	<ol style="list-style-type: none"> ① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達 ② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達 ③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達 ④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方 ⑤ 高齢者の心理 		発達心理学 I 発達心理学 II
障害者・障害児心理学	<ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要 ② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援 		障害者・障害児心理学
心理的アセスメント	<ol style="list-style-type: none"> ① 心理的アセスメントの目的及び倫理 ② 心理的アセスメントの観点及び展開 ③ 心理的アセスメントの方法 (観察、面接及び心理検査) ④ 適切な記録及び報告 		心理的アセスメント

大学における必要な科目		左記に対応する本学開設科目
科目名	含まれる事項	授業科目名
心理学的支援法	① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 ② 訪問による支援や地域支援の意義 ③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法 ④ プライバシーへの配慮 ⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援 ⑥ 心の健康教育	心理学的支援法
健康・医療心理学	① ストレスと心身の疾病との関係 ② 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③ 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援 ④ 災害時等に必要な心理に関する支援	健康・医療心理学
福祉心理学	① 福祉現場において生じる問題及びその背景 ② 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③ 虐待についての基本的知識	福祉心理学
教育・学校心理学	① 教育現場において生じる問題及びその背景 ② 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援	教育・学校心理学
司法・犯罪心理学	① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識 ② 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援	司法・犯罪心理学
産業・組織心理学	① 職場における問題（キャリア形成に関することを含む。）に対して必要な心理に関する支援 ② 組織における人の行動	産業・組織心理学
人体の構造と機能及び疾病	① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害 ② がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病	人体の構造と機能及び疾病
精神疾患とその治療	① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。） ② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化 ③ 医療機関との連携	精神疾患とその治療
関係行政論	① 保健医療分野に関する制度 ② 福祉分野に関する制度 ③ 教育分野に関する制度 ④ 司法・犯罪分野に関する制度 ⑤ 産業・労働分野に関する制度	関係行政論
心理演習	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討で取り上げる。 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 (1) コミュニケーション (2) 心理検査 (3) 心理面接 (4) 地域支援等 (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ロ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ (ニ) 多職種連携及び地域連携 (ホ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	心理演習 I 心理演習 II 心理演習 III
心理実習	① 実習生が、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項について、主要5分野の施設（具体的な施設については、「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設」（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）のとおり。）において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。 ただし、当分の間、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。 ② 実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行う。 (ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ) 多職種連携及び地域連携 (ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	心理実習 I 心理実習 II

6. 幼稚園教諭一種免許（子ども教育学科）

1. 「幼稚園」とは

学校教育法第3章第22条で、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とされている。具体的には、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児の保育に当たるが、近年は少子化に伴う家庭養育の困難に対応して、3歳未満児の就園希望も多く、都市部では満2歳児からの保育に対応するところも増えている。また、子育て支援として、子育て相談の実施、子育てに関する情報の提供、未就園児の保育活動や、教育課程に係る時間以外に行う「預かり保育」などにも対応できる人材の育成が求められている。

2. 「幼稚園教諭一種免許」について

幼稚園教諭は教育職員免許法で定められており、幼稚園教諭一種免許状は基礎資格を学士の学位を有すること（4年制大学卒業）とするほか、大学で修得する最低単位数も定められている。

※所定の単位及び、本学での開設科目については、「田園調布学園大学子ども教育学部子ども教育学科教職課程履修規程」（P. 126～132）を参照のこと。

3. 幼稚園教諭になるには

文部科学大臣の定める設備、カリキュラム編成、その他設置基準に従って認定を受けた学校で、教育職員免許法に定められた単位を履修して卒業する必要がある。

4. 「保育・教職実践演習（幼・小）」及び「教職ポートフォリオ」について

4年次後期に開設する「保育・教職実践演習（幼・小）」（2単位）は、教職課程を履修する学生の教職関連科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための科目である。

したがって、この「保育・教職実践演習（幼・小）」の履修にあたっては、各学生においても教職課程における4年次までの履修履歴について、必要な資質能力の指標に対する自己評価を「教職ポートフォリオ」にまとめておかなければならない。

5. 教員免許状の申請について

教員免許状は、教育職員免許法に則り、都道府県の教育委員会に申請することにより授与される。

申請方法には、以下の2通りがある。

(1) 一括申請

本学が窓口となり、教員免許状取得見込者を取りまとめて手続きを行う申請方法であり、本学では原則としてこの方法により申請を行う。この場合、卒業時に教員免許状を取得できる。

(2) 個人申請

一括申請を行わなかった者及び一括申請の対象外となった者が、卒業後に個人で行う教員免許状申請方法である。申請先は、原則として居住地の都道府県の教育委員会であるが、2月～4月中旬は個人申請の受付を停止していることが多い。申請から免許状の授与まで、通常1ヶ月程度の時間がかかる。

※(1)(2)ともに、申請時に別途申請手数料がかかる。

7. 小学校教諭一種免許（子ども教育学科）

1. 「小学校教諭一種免許」について

小学校教諭は教育職員免許法で定められており、小学校教諭一種免許状は基礎資格を学士の学位を有すること（4年制大学卒業）とするほか、大学で修得する最低単位数も定められている。

※所定の単位及び、本学での開設科目については、「田園調布学園大学子ども教育学部子ども教育学科教職課程履修規程」（P.126～132）を参照のこと。

2. 小学校教諭になるには

文部科学大臣の定める設備、カリキュラム編成、その他設置基準に従って認定を受けた学校で、教育職員免許法に定められた単位を履修して卒業する必要がある。

3. 「保育・教職実践演習（幼・小）」及び「教職ポートフォリオ」について

4年次後期に開設する「保育・教職実践演習（幼・小）」（2単位）は、教職課程を履修する学生の教職関連科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための科目である。

したがって、この「保育・教職実践演習（幼・小）」の履修にあたっては、各学生においても教職課程における4年次までの履修履歴について、必要な資質能力の指標に対する自己評価を「教職ポートフォリオ」にまとめておかなければならない。

4. 教員免許状の申請について

教員免許状は、教育職員免許法に則り、都道府県の教育委員会に申請することにより授与される。申請方法には、以下の2通りがある。

(1) 一括申請

本学が窓口となり、教員免許状取得見込者を取りまとめて手続きを行う申請方法であり、本学では原則としてこの方法により申請を行う。この場合、卒業時に教員免許状を取得できる。

(2) 個人申請

一括申請を行わなかった者及び一括申請の対象外となった者が、卒業後、個人で行う教員免許状申請方法である。申請先は、原則として居住地の都道府県の教育委員会であるが、2月～4月中旬は、個人申請の受付を停止していることが多い。申請から免許状の授与まで、通常1ヶ月程度の時間がかかる。

※(1)(2)ともに、申請時に別途申請手数料がかかる。

8. 介護等体験

(1) 介護等体験について

小学校教諭一種免許を取得するためには、合計して7日間の介護等体験を行うことが法令により義務づけられている。
〔小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律〕

この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校、中学校の教諭の普通免許状の取得を目指す者に障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせることを目的としている。

(2) 介護等体験の対象者

- ・ 小学校教諭一種免許の取得を目指す3年次生。
- ・ 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者や、身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者は介護等体験を要しない場合がある。

(3) 介護等体験先・体験日数

- ・ 介護等体験は、特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間、合計7日間行う。
- ・ 受け入れ先の学校及び施設が指定する日程に参加する。体験先や日程を選ぶことはできない。

(4) 介護等体験の参加要件

- ・ 原則として前年度までに「教育の原理」を履修し、単位を修得していること。
- ・ 2年次後期に大学で実施する事前ガイダンスに出席していること。
- ・ 詳細については事前ガイダンスにおける指示に従うこと。

田園調布学園大学 子ども教育学部子ども教育学科 教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）第21条第3項及び田園調布学園大学履修規程（以下、「履修規程」という。）第20条の規定に基づき、「田園調布学園大学子ども教育学部子ども教育学科」（以下、「本学科」という）における教職課程の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(取得できる免許状の種類)

第2条 本学科において取得することができる教育職員免許状の種類は、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状とする。

(教育職員免許状授与の資格要件)

第3条 本学科に所属し、教育職員免許状授与の資格（以下、「所要資格」という。）を取得しようとする者は、学則第25条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法（平成28年法律第87号）及び同法施行規則（平成29年文部科学省令第41号）の定めに従い、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(教職課程における授業科目)

第4条 前条に定める所要資格を得るために必要とする授業科目及び単位数並びに履修方法については、別表1及び別表2に定めるところによる。

(履修登録)

第5条 教職課程の授業科目を履修するためには、毎学年始めの所定の期間内に全学ネットワークシステム「でんでんぱん」により、履修規程第5条に規定する手続きをもって必要な授業科目の履修登録を行わなければならない。

2 教職課程を履修する者は、原則として1年次に「教職課程・保育士養成課程登録カード」の提出をもって届け出なければならない。

3 2年次までに教職課程を履修している者のうち、小学校教育実習A・Bを予定する者は、2年次学年末の所定の期間内に教職課程の担当教員の面談を受けた上、「小学校教育実習A・B実習登録票」を提出しなければならない。

4 第1項により教職課程の授業科目の履修登録を行う際に、履修規程第11条第1項に規定する上限単位数を超える者について、学長は、当該学生の本学科における教職課程を含む学修状況を勘案の上、同条第2項第5号の規定により、教職課程の授業科目に係る登録単位数を上限単位数から除外するものとして認める場合がある。

(履修要件を有する科目)

第6条 第4条別表1に定める「幼稚園教育実習Ⅰ」、「幼稚園教育実習Ⅱ」、「小学校教育実習A」、「小学校教育実習B」及び「保育・教職実践演習（幼・小）」については、次のとおり履修要件を定める。

- (1)「幼稚園教育実習Ⅰ」については、「幼稚園教育実習指導Ⅰ」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
- (2)「幼稚園教育実習Ⅱ」については、「幼稚園教育実習Ⅰ」を履修済みであること、「幼稚園教育実習指導Ⅱ」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
- (3)「小学校教育実習A」については、「幼稚園教育実習Ⅰ」を履修済みであること。
- (4)「小学校教育実習A」、「小学校教育実習B」については、「小学校教育実習指導」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
- (5)「保育・教職実践演習（幼・小）」については、「幼稚園教育実習Ⅱ」、「小学校教育実習A」「小学校教育実習B」のいずれかの単位を修得見込みであること、又は「保育所実習Ⅱ」・「施設実習Ⅱ」（どちらかを選択）の単位を修得済み又は修得見込みでなければならない。

(介護等体験)

第7条 第2条に規定する小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（令和4年法律第77号）に定める介護等の体験を実施しなければならない。

(教職課程継続履修の不許可及び履修取消手続)

第8条 第4条別表1に定める授業科目の内、1年次及び2年次に開設する必修科目その他教職課程における授業科目の単位

修得状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合は、3年次以降における教職課程の履修の継続を認めないことがある。

- 2 前項に該当する者及び教職課程の履修登録を取り消す場合は、速やかに「教職課程・保育士養成課程登録の取消申込書」を提出するものとする。ただし、当該申込書を提出する時期が履修規程第5条第1項に定める期間外にあっては、既登録科目の登録を取り消すことはできない。

(教育職員免許状の申請手続)

第9条 教育職員免許状は、この規程の定めるところにより所要資格を得た者が都道府県の教育委員会に申請することによって授与される。

- 2 本学科に正規学生として所属する者に係る教育職員免許状の申請は、本学事務局で取りまとめの上、神奈川県教育委員会へ一括して申請を行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、子ども教育学科会議及び教職課程委員会における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

1. 幼稚園教諭一種免許状

(1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目

①領域に関する専門的事項

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必	選	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	子どもと健康	1	
		人間関係	子どもと人間関係	1	
		環境	子どもと環境	1	
		言葉	子どもと言葉	1	
		表現	子どもと音楽表現Ⅰ	1	
			子どもと音楽表現Ⅱ	1	
			子どもと造形表現Ⅰ	1	
子どもと造形表現Ⅱ	1				
領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
教員の免許状取得のための最低修得単位数 ②保育内容の指導法の単位数と合わせて16単位		教員の免許状取得のための必修科目8単位			

②保育内容の指導法

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分		授業科目	単位数		
			必	選	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	(情報機器及び教材の活用を含む) 保育内容の指導法	保育内容総論	2		
		保育内容(健康)	2		
		保育内容(人間関係)	2		
		保育内容(環境)	2		
		保育内容(言葉)	2		
		保育内容(表現)	2		
教員の免許状取得のための最低修得単位数 ①領域に関する専門的事項の単位数と合わせて16単位		教員の免許状取得のための必修科目12単位			

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目				備考
科目	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	単位数		共通開設	
				必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	教育の原理	2		小	
			教育史		2	小	
			教職概論	2		小	
			学校経営論	2		小	
			発達心理学	2		小	
			特別支援教育・保育論	2		小	
			カリキュラム論	2		小	
道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	教育・保育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2		小	
			子ども理解の理論と方法	2			
			教育相談	2		小	
教育実践に関する科目	教育実習	5	幼稚園教育実習指導Ⅰ	1		小	幼稚園教育実習Ⅱまたは小学校教育実習Aのいずれか選択必修 幼稚園教育実習Ⅱを履修の場合は幼稚園教育実習指導Ⅱ、小学校教育実習Aを履修の場合は小学校教育実習指導も履修する
			幼稚園教育実習Ⅰ	2		小	
			幼稚園教育実習指導Ⅱ		1		
			幼稚園教育実習Ⅱ		2		
			小学校教育実習指導		1	小	
			小学校教育実習A		2	小	
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	2		小	
教員の免許状取得のための最低修得単位数 21 単位			教員の免許状取得のための必修科目 25 単位 教員の免許状取得のための選択科目 6 単位				

(3) 大学が独自に設定する科目

科目区分	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		備 考
	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必	選	
大学が独自に設定する科目	児童文化	児童文化	2		
	カウンセリング	カウンセリング	2		
	保育・教育マインド実践講座	保育・教育マインド実践講座	2		
教員の免許状取得のための最低修得単位数 14 単位※	教員の免許状取得のための必修科目 6 単位				※他の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位数を合算して 14 単位以上修得

2. 小学校教諭一種免許状

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

科目区分	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		備 考
	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必	選	
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	国語		2	いずれか 10 科目より 10 単位以上選択必修
	社会	社会		2	
	算数	算数		2	
	理科	理科		2	
	生活	生活		2	
	音楽	音楽		2	
	図画工作	図画工作		2	
	家庭	家庭		2	
	体育	体育		2	
	外国語	外国語（英語）		2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	国語科指導法	2		
	社会	社会科指導法	2		
	算数	算数科指導法	2		
	理科	理科指導法	2		
	生活	生活科指導法	2		
	音楽	音楽科指導法	2		
	図画工作	図画工作科指導法	2		
	家庭	家庭科指導法	2		
	体育	体育科指導法	2		
	外国語	外国語（英語）科指導法	2		
教員の免許状取得のための最低修得単位数 30 単位	教員の免許状取得のための必修科目 30 単位 教員の免許状取得のための選択科目 10 単位				

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目				備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	単位数		共通開設		
				必	選			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育の原理	2		幼		
			教育史		2	幼		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		幼		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校経営論	2		幼		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		幼		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育・保育論	2		幼		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		カリキュラム論	2		幼		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の理論と方法	2			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2				
	特別活動の指導法							
	教育の方法及び技術		教育・保育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2		幼		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導・キャリア教育	2				
	生徒指導の理論及び方法		教育相談	2		幼		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
教育実践に関する科目	教育実習	5	幼稚園教育実習指導 I		1	幼	幼稚園教育実習 I、小学校教育実習 A、小学校教育実習 B の 3 科目より 4 単位以上選択必修 幼稚園教育実習 I を履修の場合は幼稚園教育実習指導 I も履修する	
			幼稚園教育実習 I		2	幼		
			小学校教育実習指導	1		幼		
			小学校教育実習 A		2	幼		
			小学校教育実習 B		4			
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	2		幼		
教員の免許状取得のための最低修得単位数 27 単位			教員の免許状取得のための必修科目 29 単位 教員の免許状取得のための選択科目 7 単位					

(3) 大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	単位数	授業科目	単位数		
			必	選	
大学が独自に設定する科目		保育・教育マインド実践講座	2		
		学校インターンシップ		2	
教員の免許状取得のための 最低修得単位数 2 単位		教員免許状取得のための必修科目 2 単位 教員免許状取得のための選択科目 2 単位			

別表 2 (第 4 条関係)

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

① 幼稚園教諭一種免許状

② 小学校教諭一種免許状

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	単位数	授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	スポーツ	2		
外国語コミュニケーション	2	英語	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報リテラシー (基礎)	2		

9. 教職課程（共生社会学科）

1. 教職課程について

教員として職務を行うためには、教育職員免許法に基づいて学校種や免許教科に対応した教員免許状を取得しなければならない。本学で教員免許状を取得するためには教職課程を履修し、それぞれの学校種や免許教科ごとに必要な科目の単位を修得しなければならない（以下＜教員免許状取得要件＞参照）。

< 教員免許状取得要件（教育職員免許法、教育職員免許法施行規則で定められた単位数等） >

- (1) 学士の学位を有すること。
- (2) 『教育の基礎的理解に関する科目等』を中学校 27 単位、高校 23 単位以上修得すること。
(教職課程履修規程の教育の基礎的理解に関する科目等一覧を参照)
- (3) 『教科及び教科の指導法に関する科目』を中学校 28 単位、高校 24 単位以上修得すること。
(教職課程履修規程の教科及び教科の指導法に関する科目一覧を参照)
- (4) 『大学が独自に設定する科目』を中学校 4 単位、高校 12 単位以上修得すること。
(教職課程履修規程の大学が独自に設定する科目一覧を参照)
- (5) 『特別支援教育に関する科目』を 26 単位以上修得すること。
(特別支援学校教諭一種免許状のみ)
- (6) 『教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目』として、以下の科目の単位を修得すること。
 - ・「日本国憲法」(2 単位)
 - ・「スポーツ」、「スポーツ・コミュニケーション」、「福祉とスポーツ」の 3 科目より 2 単位以上。
 - ・「英語コミュニケーション」、「英語」、「韓国語（基礎）」「中国語（基礎）」の 4 科目より 2 単位以上。
 - ・「情報リテラシー（基礎）」(2 単位)。
- (7) 7 日間の介護等体験を行うこと(本学科では、原則として、特別支援教育実習をもって介護等体験の期間に算入する)。

2. 共生社会学科で取得できる教員免許状の種類

- ① 中学校教諭一種免許状（社会）
- ② 高等学校教諭一種免許状（公民）
- ③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）
- ④ 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）※

※特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）を取得するためには、基礎免許として、中学校または高校の普通免許を併せて取得しなければならない。

3. 「教職実践演習（中・高）」及び「教職ポートフォリオ」について

4 年次後期に開設する「教職実践演習（中・高）」(2 単位) は、教職課程を履修する学生の教職関連科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための科目である。

したがって、この「教職実践演習（中・高）」の履修にあたっては、各学生においても教職課程における 4 年次までの履修履歴について、必要な資質能力の指標に対する自己評価を『教職ポートフォリオ』にまとめ、教職担当教員から指示があった際には提出しなければならない。

4. 教職課程履修継続要件（3・4 年次）

3、4 年次において教職課程の履修を継続するためには、原則として前述「3.」の「教職実践演習（中・高）」による『教職ポートフォリオ』の状況や 1、2 年次に開講される教職関連科目の単位修得状況のほか、共生社会学科所定の必修科目の単位を修得していなければならない（共生社会学科教職課程履修規程第 8 条も参照すること）。

5. 「教育実習」について

教員免許状を取得するため、4 年次において「教育実習」が必修科目として設置されている。「教育実習」は、学校現場での教育実践を通して学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会である。学校現場の現状をよく理解するとともに、生徒と交流し、指導・援助の実際を習得することを目的とする。「教育実習」は、教職を志す学生による主体的かつ実践的な取り組みが求められる。教育実習校への依頼手続きの開始までに、授与される免許状の教諭にふさわしい教職や教

科の知識、指導法の習得が見られない場合は、「教育実習」の実施を認めないことがある。

< 「教育実習」の期間及び授業科目 >

- (1) 中学校教諭一種免許状（社会）を取得する場合
中学校 4 週間（120 時間）「中学校教育実習」（4 単位）
- (2) 中学校教諭一種免許状（社会）と高等学校教諭一種免許状（公民）を取得する場合
中学校 4 週間（120 時間）「中学校教育実習」（4 単位）
- (3) 高等学校教諭一種免許状（公民）（福祉）のみを取得する場合
高等学校 2 週間（60 時間）「高等学校教育実習」（2 単位）
- (4) 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）を取得する場合
特別支援学校 2 週間（60 時間）「特別支援教育実習」（2 単位）

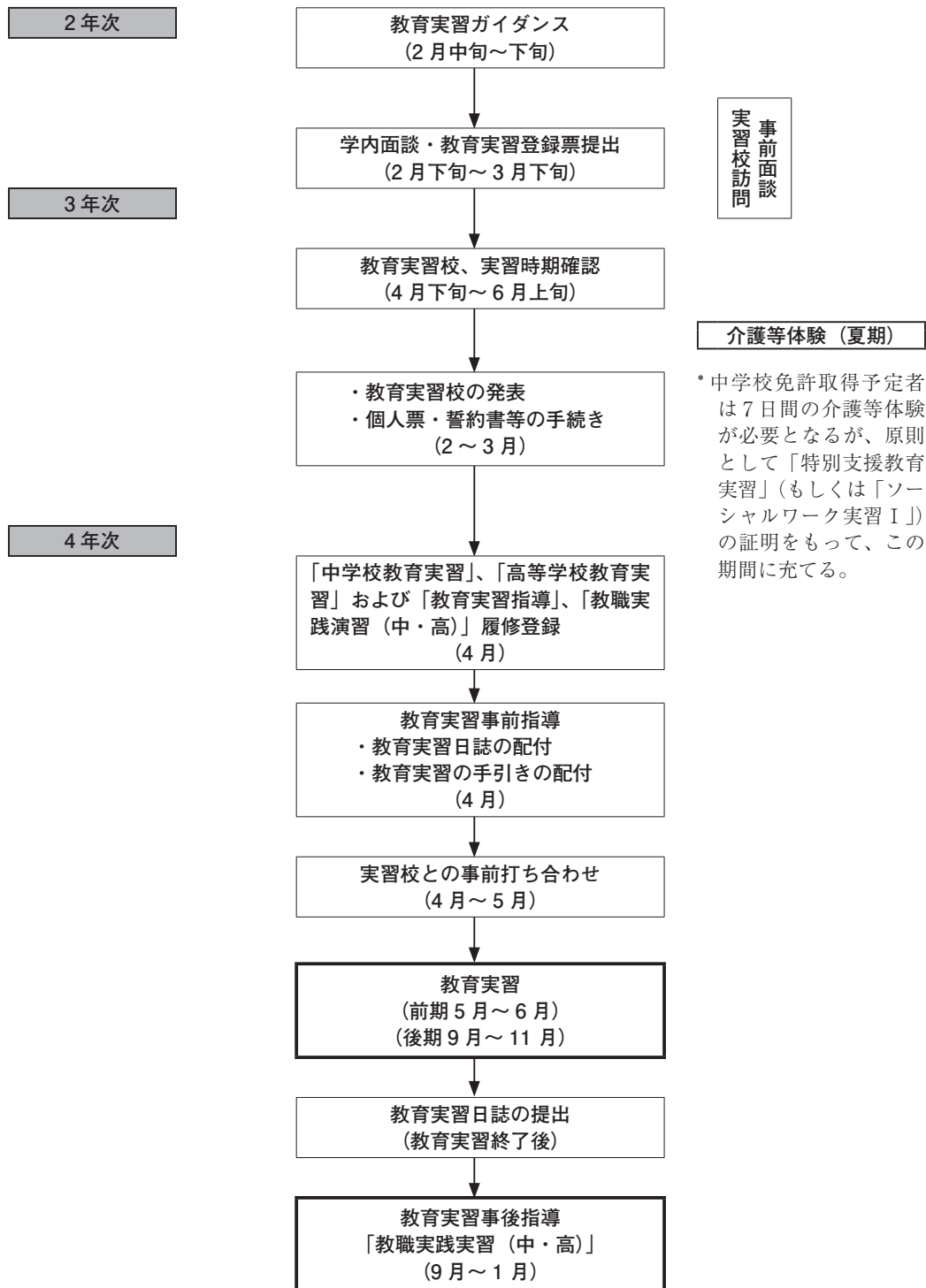
< 「教育実習」履修要件 >

本学科では、「中学校教育実習」「高等学校教育実習」「特別支援教育実習」の履修要件について、共生社会学科教職課程履修規程により下記の通り定めている。

第 7 条 第 4 条別表 1 に定める「中学校教育実習」、「高等学校教育実習」、「特別支援教育実習」及び「教職実践演習（中・高）」については、次のとおり履修要件を定める。

- (1) 「中学校教育実習」「高等学校教育実習」及び「特別支援教育実習」については、その履修年次において「教育実習指導」及び「特別支援教育実習指導」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
 - (2) 「教職実践演習（中・高）」については、その履修年次もしくはそれ以前に「中学校教育実習」「高等学校教育実習」もしくは「特別支援教育実習」の単位を修得済み又は修得見込みでなければならない。
- 2 「中学校教育実習」「高等学校教育実習」及び「特別支援教育実習」については、本人の性行並びに本学科における学修状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合、教育実習への参加を認めないことがある。

< 実習スケジュール > (「中学校教育実習」、「高等学校教育実習」)



- * 「中学校教育実習」および「高等学校教育実習」のシラバスも参照すること。
- * 「中学校教育実習」および「高等学校教育実習」は集中科目であり、成績通知はいずれも学年末となる。
- * 日程はあくまでも目安であるので、必ず掲示やオリエンテーション等で確認すること。
- * 「特別支援教育実習」の実習校については、大学が一括して教育委員会と調整する。
「特別支援教育実習」の実習スケジュールについては、履修学生に別途通知する。
※一部自治体については、その自治体の定めるシステムに基づいて調整する。

6. 教員免許状の申請について

教員免許状は、教育職員免許法に則り、都道府県の教育委員会に申請することにより授与される。

申請方法には、以下の2通りがある。

(1) 一括申請

本学が窓口となり、教員免許状取得見込者を取りまとめて手続きを行う申請方法であり、本学では原則としてこの方法により申請を行う。この場合、卒業時に教員免許状を取得できる。

(2) 個人申請

一括申請を行わなかった者及び一括申請の対象外となった者が、卒業後に個人で行う教員免許状申請方法である。申請先は、原則として居住地の都道府県の教育委員会であるが、2月～4月中旬は個人申請の受付を停止していることが多い。申請から免許状の授与まで、通常1ヶ月程度の時間がかかる。

※ (1)(2)ともに、申請時に別途申請手数料がかかる。

【教職課程の履修手続き】

教員免許状の取得に向けて教職課程を履修する学生は、教職課程履修ガイダンス（日程は年度始めに掲示をもって連絡）に出席の上、1年次の後期に行われる教職ガイダンスの指示に従って『教職課程履修登録カード』を提出すること。また、教職課程の履修登録を取り消す場合には、『教職課程履修登録の取消申込書』を提出すること。

【教職課程履修者の「履修キャップ制」上限単位数】

本学科において、複数種の教員免許状取得を目的とした履修を行う学生については、「共生社会学科教職課程履修規程」第6条第5項を適用し、学修状況を勘案の上、教職課程の授業科目に係る登録単位数を上限単位数から除外するものとして認める場合がある。

田園調布学園大学 人間福祉学部共生社会学科

教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）第21条第3項及び田園調布学園大学履修規程（以下、「履修規程」という。）第20条の規定に基づき、人間福祉学部共生社会学科（以下、「本学科」という。）における教職課程の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(取得できる免許状の種類)

第2条 本学科において取得することができる教育職員免許状の種類及び教科又は領域は、次のとおりとする。

免許状の種類	教科又は領域
中学校教諭一種免許状	社会
高等学校教諭一種免許状	公民
	福祉
特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者・肢体不自由者

(教育職員免許状授与の資格要件)

第3条 本学科に所属し、教育職員免許状授与の資格（以下、「所要資格」という。）を得ようとする者は、学則第25条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法（平成28年法律第87号）及び同法施行規則（平成29年文部科学省令第41号）の定めに従い、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(教職課程における授業科目)

第4条 前条に定める所要資格を得るために必要とする授業科目及び単位数並びに履修方法については、別表1及び別表2に定めるところによる。

(介護等体験)

第5条 第2条に規定する中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成27年法律第46号）に定める介護等の体験を実施しなければならない。

2 本学科において社会福祉士国家試験受験資格を得るために実施した「ソーシャルワーク実習Ⅰ」もしくは特別支援教諭一種免許状を取得するために実施した「特別支援教育実習」の期間は、介護等の体験の期間に算入することができる。

(履修登録)

第6条 教職課程の授業科目を履修するためには、毎学年始めの所定の期間内に本学の全学ネットワークシステム『でんでんぱん』により、履修規程第5条に規定する手順をもって必要な授業科目の履修登録を行わなければならない。

2 社会福祉士国家試験受験資格を除き、本学科における他の資格課程の履修を希望する者は、教職課程の履修を認めないことがある。

3 教職課程を履修しようとする者は、原則として1年次学年末の所定の期間内に『教職課程履修登録カード』の提出をもって届け出なければならない。

4 2年次までに教職課程を履修している者の内、教育実習の実施を予定するものは、2年次学年末の所定の期間内に教職課程担当教員の面談を受けた上、『教育実習登録票』を提出しなければならない。

5 第1項により教職課程の授業科目の履修登録を行う際に、履修規程第11条第1項に規定する上限単位数を超える者について、学長は、当該学生の本学科における教職課程を含む学修状況を勘案の上、同条第2項第5号の規定により、教職課程の授業科目に係る登録単位数を上限単位数から除外するものとして認める場合がある。

(履修要件を有する科目)

第7条 第4条別表1に定める「中学校教育実習」、「高等学校教育実習」、「特別支援教育実習」及び「教職実践演習（中・高）」については、次のとおり履修要件を定める。

(1) 「中学校教育実習」、「高等学校教育実習」及び「特別支援教育実習」については、その履修年次において「教育実習指導」及び「特別支援教育実習指導」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。

(2) 「教職実践演習（中・高）」については、その履修年次もしくはそれ以前に「中学校教育実習」、「高等学校教育実習」もしくは「特別支援教育実習」の単位を修得済み又は修得見込みでなければならない。

- 2 「中学校教育実習」、「高等学校教育実習」及び「特別支援教育実習」については、本人の性行並びに本学科における学修状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合、教育実習への参加を認めないことがある。

(教職課程履修継続の不許可及び履修取消手続)

第8条 第4条別表1に定める授業科目の内、1年次及び2年次に開設する必修科目その他教職課程における授業科目の単位修得状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合、3年次以降における教職課程の履修の継続を認めないことがある。

- 2 前項に該当する者及び教職課程の履修登録を取り消す場合は、速やかに『教職課程履修登録の取消申込書』を提出するものとする。ただし、当該申込書を提出する時期が履修規程第5条第1項に定める期間外にあっては、既登録科目の登録を取り消すことはできない。

(教育職員免許状の申請手続)

第9条 教育職員免許状は、この規程の定めるところにより所要資格を得た者が都道府県の教育委員会に申請することによって授与される。

- 2 本学科に正規学生として所属する者に係る教育職員免許状の申請は、本学事務局で取りまとめの上、神奈川県教育委員会へ一括して行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、共生社会学科会議及び教職課程委員会における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
2 第3条に規定する教育職員免許法及び同法施行規則及び第4条に規定する別表1及び別表2は、施行日の前日に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2 改正後の第4条に規定する別表1及び別表2は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
2 改正後の第4条に規定する別表1及び別表2は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和4年度及び令和5年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規定は、令和5年4月1日から施行する。
2 令和5年度及び令和6年に入学する編入生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
2 改正後の第4条に規定する別表第1は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和6年度及び令和7年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2 改正後の第4条に規定する別表第1及び別表第2は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和7年度及び令和8年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

別表1 (第4条関係)

1. 教科及び教科の指導法に関する科目

① 中学校教諭一種免許状 (社会)

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数				
			必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史 世界史	2 2	※「教科に関する専門的事項」の 選択科目から6単位選択必修		
		地理学 (地誌を含む。)	地理学	2			
		「法学、政治学」	法学			2	} いずれか1科目選択必修
			政治学			2	
			国際関係論			2	
		「社会学、経済学」	社会学			2	} いずれか1科目選択必修
			経済学			2	
			家族社会学			2	
			社会調査法			2	
			社会保障論Ⅰ	2			
社会保障論Ⅱ			2				
国際福祉論			2				
共生社会論			2				
現代社会と人間関係		2					
「哲学、倫理学、宗教学」	宗教学		2	} いずれか1科目選択必修			
	倫理学		2				
	伝統宗教と日本社会		2				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法		2				
	社会科指導法		2				
	公民科教育法		2				
	公民科指導法		2				
教員免許状取得のための 最低修得単位数 28 単位		教員免許状取得のための必修科目 28 単位 教員免許状取得のための選択科目 16 単位					

② 高等学校教諭一種免許状 (公民)

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数			
			必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	法学		2	} いずれか1科目選択必修
			政治学		2	
			民族と国家		2	
			国際関係論		2	
			主権者教育総論		2	
		「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	社会学		2	} いずれか1科目選択必修
			経済学		2	
			家族社会学		2	
			社会調査法		2	
			社会保障論Ⅰ	2		
社会保障論Ⅱ			2			
国際福祉論			2			
共生社会論		2				
現代社会と人間関係		2				
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	宗教学		2	} 2		
	倫理学		2			
	心理学	2				
	伝統宗教と日本社会		2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	公民科教育法		2			
	公民科指導法		2			
教員免許状取得のための 最低修得単位数 24 単位		教員免許状取得のための必修科目 26 単位 教員免許状取得のための選択科目 14 単位				

③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	社会福祉学（職業指導を含む。）	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2		職業指導を含む。
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	2		
		公的扶助論		2	
		地域福祉論Ⅰ		2	
		地域福祉論Ⅱ		2	
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	高齢者福祉論	2		
		児童・家庭福祉論	2		
		障害者福祉論	2		
	社会福祉援助技術	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ					
ソーシャルワーク演習		2			
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ		2			
介護理論・介護技術	介護技術	1			
	介護福祉論	1			
社会福祉総合実習 （社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2			
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2			
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2			
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	人体の機能と日常生活	2			
加齢に関する理解・障害に関する理解	加齢・障害の理解	2			
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	福祉科教育法	2			
	福祉科指導法	2			
教員免許状取得のための最低修得単位数 24 単位		教員免許状取得のための必修科目 34 単位 教員免許状取得のための選択科目 10 単位			

履修上の注意事項

- 1) _____（下線）の科目は一般的包括的な内容を含む科目です。
- 2) 中学校教諭一種免許状取得について
「教科に関する専門的事項」の各科目区分から「一般的包括的な内容を含む科目」を1科目以上履修しなければなりません。「法学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」の「一般的包括的な内容を含む科目」は選択必修科目のため1科目以上履修してください。2科目とも修得した場合は教員免許状取得のために必要な6単位選択に含めることができます。
- 3) 高等学校教諭一種免許状（公民）取得について
「教科に関する専門的事項」の各科目区分から「一般的包括的な内容を含む科目」を1科目以上履修しなければなりません。「法学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）」「社会学、経済学（国際経済を含む）」の「一般的包括的な内容を含む科目」は選択必修科目のため1科目以上履修してください。2科目とも修得した場合は教員免許状取得のために必要な14単位選択に含めることができます。

2. 教育の基礎的理解に関する科目等

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民、福祉）

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応含む。）		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校経営論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
及 道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	道徳の理論及び指導法※	2		中免のみ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導論	2		
	生徒指導の理論及び方法		教育相談	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		進路指導論	1		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
関 教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	教育実習指導	2		事前事後指導を含む 中免のみ及び中免・高免（公民）両免許取得の場合は必修 高免のみは必修
			中学校教育実習		4	
			高等学校教育実習		2	
	教職実践演習	2	2			
教員免許状取得のための最低修得単位数 中 27 単位、高 23 単位			教員免許状取得のための必修科目 中 31 単位 高 27 単位 教員免許状取得のための選択科目 中 0 単位 高 0 単位			

※「道徳の理論及び指導法」は、中学校教諭一種免許状を取得するための必修科目です。

高等学校教諭一種免許状（公民）取得希望者が「道徳の理論及び指導法」を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」に充てられます。

3. 大学が独自に設定する科目

① 中学校教諭一種免許状（社会）

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考
	科目区分	授業科目	単位数	
必修			選択	
大学が独自に設定する科目	共生マインド実践講座	2		
教員免許状取得のための最低修得単位数 4 単位※	教員免許状取得のための必修科目 2 単位 教員免許状取得のための選択科目 0 単位			※他の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位数を合算して 4 単位以上修得

② 高等学校教諭一種免許状（公民）

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考
	科目区分	授業科目	単位数	
必修			選択	
大学が独自に設定する科目	共生マインド実践講座	2		
	児童・家庭福祉論	2		
	道徳の理論及び指導法	2		
教員免許状取得のための最低修得単位数 12 単位※	教員免許状取得のための必修科目 6 単位 教員免許状取得のための選択科目 0 単位			※他の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位数を合算して 12 単位以上修得

③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考
	科目区分	授業科目	単位数	
必修			選択	
大学が独自に設定する科目	共生マインド実践講座	2		
教員免許状取得のための最低修得単位数 12 単位※	教員免許状取得のための必修科目 2 単位 教員免許状取得のための選択科目 0 単位			※他の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位数を合算して 12 単位以上修得

4. 特別支援教育に関する科目

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）

施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目		中心	含む	備考		
			授業科目	単位数					
				必修				選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	障害児教育論	2					
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理	2		知	肢		
			知的障害者の生理・病理	2		知	肢		
			肢体不自由者の心理	2		肢	知		
			肢体不自由者の生理・病理	2		肢	知		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害児教育Ⅰ	2			知	肢病	
			知的障害児教育Ⅱ	2			知	肢	
			肢体不自由児教育Ⅰ	2			肢	知	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目									
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	障害児の心理・生理・病理	2			視聴肢病		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		病弱教育論	1		病			
			視覚障害者指導法	1		視			
			聴覚障害者指導法	1		聴			
	重複障害者教育指導法		1		重	発		重複・言語・自閉・情緒・LD・ADHD	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	LD・ADHD児等教育総論	1			発	重	重複・言語・自閉・情緒・LD・ADHD		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	特別支援教育実習指導	2					事前事後指導含む	
		特別支援教育実習	2						
教員の免許状取得のための最低修得単位数 26 単位		教員の免許状取得のための必修科目 29 単位							

別表 2（第 4 条関係）

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

- ① 中学校教諭一種免許状（社会）
- ② 高等学校教諭一種免許状（公民）
- ③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分	単位数	授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	スポーツ		2	3 科目より 2 単位選択必修
		スポーツ・コミュニケーション		2	
		福祉とスポーツ		2	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション		2	4 科目より 2 単位選択必修
		英語		2	
		韓国語（基礎）		2	
		中国語（基礎）		2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報リテラシー（基礎）	2		

10. 社会教育士（心理学科）

「社会教育士」とは

「社会教育士」とは、社会教育の制度や仕組み、基礎的な知識に加え、専門性の習得をねらいとした課程や講習を修了した人たちの「称号」である。もともと「社会教育主事」という、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる専門的教育職員であり、社会教育法に基づいて教育委員会に置かれる。

「社会教育士」は、社会教育主事になるために修得すべき科目等を定めた社会教育主事講習等規程の一部改正により、令和2年（2020年）度から新しく始まった。NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、地域の教育・福祉・防災・環境・地域の産業などの領域で、人々の学びの支援やネットワークづくりを通して人づくりや地域づくりに関わる役割を担うことが期待されている。

田園調布学園大学においても社会教育主事養成課程における授業科目（別表参照）を履修することにより、「社会教育士（養成課程）」を取得することができる。

田園調布学園大学 人間科学部心理学科 社会教育主事任用資格及び社会教育士（養成課程）取得履修規程

（目的）

第1条 この規程は、社会教育法第9条の4第3号及び社会教育主事講習等規程並びに田園調布学園大学（以下、「本学」という。）履修規程第20条第1項の規定に基づき、田園調布学園大学人間科学部心理学科における社会教育主事任用資格の取得に係る授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（資格取得要件）

第2条 社会教育主事任用資格を取得しようとする者は、本学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、次条第1項に定める授業科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

2 第1項の規定により社会教育主事任用資格を取得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

（社会教育主事養成課程における授業科目）

第3条 社会教育主事講習等規程第11条第1項に基づき、社会教育主事任用資格の取得に必要な科目について、社会教育主事養成課程における授業科目として別表のとおり定める。

2 前項別表中、「社会教育特講」については、合計8単位以上を選択履修しなければならない。

（履修申請）

第4条 社会教育主事養成課程の履修を希望する者は、履修規程第5条第1項に定める必要な授業科目の履修登録に加え、所定の履修申請書を指定する期日までに人間科学部長宛に提出しなければならない。

（既修得単位の取り扱い）

第5条 学則第29条第1項及び第2項にかかわらず、社会教育主事養成課程における授業科目に係る入学前既修得単位の認定に際しては、社会教育主事講習等規程第11条第1項に定める社会教育に関する科目として修得したものと認められる場合限り、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。

（委任）

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、心理学科会議における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 田園調布学園大学 人間科学部心理学科 社会教育主事任用資格取得履修規程（平成31年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学者から適用する。ただし、令和7年度及び令和8年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による

別表 社会教育主事養成課程における授業科目

社会教育主事講習等規程による 大学における必要な科目	単位数	左記に対応する本学開設科目
		授業科目名 (単位数)
生涯学習概論	4	生涯学習概論Ⅰ (2単位) 生涯学習概論Ⅱ (2単位)
生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ (2単位) 生涯学習支援論Ⅱ (2単位)
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ (2単位) 社会教育経営論Ⅱ (2単位)
社会教育特講	8	地域づくり研究 (2単位) 現代社会とジェンダー (2単位) 多文化共生 (2単位) 社会教育施設論 (2単位) 環境教育演習 (2単位) 心の発達と生涯学習 (2単位) NPO 活動と社会教育 (2単位) 障がい者スポーツ支援 (2単位)
社会教育実習	1	社会教育実習 (1単位)
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 のうち一以上の科目	3	社会教育演習Ⅰ (2単位) 社会教育演習Ⅱ (2単位)

社会教育主事養成科目と本学開設科目における教育内容の対応表

大学における必要な科目		内容	左記に対応する本学開設科目
科目名・単位数	ねらい		
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の理念と施策 社会教育の意義と展開 生涯学習社会と学校・家庭・地域 	生涯学習概論Ⅰ (2単位) 生涯学習概論Ⅱ (2単位)
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援に関する教育理論 効果的な学習支援方法 学習プログラムの編成 参加型学習の実践とファシリテーション技法 	生涯学習支援論Ⅰ (2単位) 生涯学習支援論Ⅱ (2単位)
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育行政と地域活性化 社会教育行政の経営戦略 学習課題の把握と広報戦略 社会教育における地域人材の育成 学習成果の評価と活用の実践 社会教育を推進する地域ネットワークの形成 社会教育施設の経営戦略 	社会教育経営論Ⅰ (2単位) 社会教育経営論Ⅱ (2単位)
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> 国際化と社会教育 高齢化と社会教育 社会的包摂と社会教育 防災・防犯と社会教育 同和問題と社会教育 青少年健全育成と社会教育 貧困問題と社会教育 男女共同参画と社会教育 特別支援教育と社会教育 文化芸術と社会教育 地域の歴史文化と社会教育 ボランティア活動と社会教育等 	地域づくり研究 (2単位) 現代社会とジェンダー (2単位) 多文化共生 (2単位) 社会教育施設論 (2単位) 環境教育演習 (2単位) 心の発達と生涯学習 (2単位) NPO活動と社会教育 (2単位) 障がい者スポーツ支援 (2単位)
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> 情報化と社会教育 多文化共生と社会教育 健康教育と社会教育 人権教育と社会教育 環境問題と社会教育 キャリア教育と社会教育 家庭教育と社会教育 社会福祉と社会教育 消費者教育と社会教育 生涯スポーツと社会教育 地域産業と社会教育 	社会教育実習 (1単位)
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設等における実習 具体的地域課題等を題材とした社会教育事業の立案等に向けた演習 社会教育施設等における実習 社会教育の課題に関する研究 	社会教育演習Ⅰ (2単位) 社会教育演習Ⅱ (2単位)

11. ピアヘルパー（社会福祉専攻、介護福祉専攻、共生社会学科、子ども教育学科）

1. 「ピアヘルパー」とは

「ピアヘルパー」は、心の専門援助者をめざすためのパスポートであると考えられる。ピアヘルパーを直訳すると、仲間を助ける人ということになる。仲間を助けるとは、年上・年下を問わず、対等な立場で、人間なら誰でも出あう問題の相談相手になることである。

2. 「ピアヘルパー」の認定を受けると……

- * カウンセリングや関連する心理学の理論方法について学習し、教育・福祉・保育などの実際場面で人とかかわるために必要な基本的な力を身につけた者であることが証明される。
- * 教育カウンセラーなど専門家に協力して次のような実践をすることができる。
 - ・ 同年代の学生の相談にのる。
 - ・ 年少の者の学業や進路、人間関係について一緒に考える。
 - ・ 不登校や障害をもった子どもをサポートする。
- * 資格がいきる主な活動分野
 - ・ 教師、保育士、心の教室相談員など教育の分野での活動
 - ・ 家庭教師、メンタルフレンド、教育・福祉ボランティアなどの活動
- * 自分自身にとってのメリット
 - ・ 自己理解や他者理解が深まる。
 - ・ 適切な自己開示・自己主張ができるようになり、自己肯定感が向上する。
 - ・ 周囲と協調し、必要に応じてリーダーシップを発揮できる能力が向上する。
- * 特定非営利活動法人日本教育カウンセラー協会の一般会員になることができるので、卒業後も継続的に学習する機会が得られる。
- * 教育・福祉・保育などの分野での実践経験を積むことで、初級教育カウンセラーあるいは中級・上級教育カウンセラーの資格を取得することが可能である。

3. 「ピアヘルパー」の受験資格

- * 対象・受験資格
加盟短大・大学・専門学校（以下「加盟校」と表記する）の学生でピアヘルパー教育内容を含む、講義・演習または特別研修コース（集中講義等）を2科目4単位以上取得した者、または取得見込みの者
- * 筆記試験
マークシート選択肢式+記述式 計90分の筆記試験を所属する加盟校で受験する。
- * 認定要件
 - 1 加盟校が指定する2科目4単位以上を取得する（本学では、「発達心理学」、「カウンセリング」）。
 - 2 筆記試験に合格する。
- * 合格証・資格証
合格者には全員に合格証が発行される。なお、希望者には資格証（IDカード・写真入）が有料で発行される。
- * 資格認定試験受験料 4,800円
- * ピアヘルパー資格取得のための筆記試験に合格しても、認定要件になっている科目の単位を取得できなかった場合は、当該科目の単位を取得するまで合格証を大学で預かることになるので、留意すること。

12. スクールソーシャルワーク教育課程修了者（社会福祉専攻）

1. 「スクールソーシャルワーカー」とは

「スクールソーシャルワーカー」とは、学校現場等において学校及び日常の生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行う者をいう。さらに、児童・生徒の発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を信頼し、多様な社会生活の場において、とりわけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家庭の自己実現を図るために人と環境の関わりに介入して支援を行う者である。

2. 「スクールソーシャルワーカー」になるには

社会福祉士指定科目の他、次に示す一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟によるスクールソーシャルワーク教育課程の指定科目を履修しなければならない。本学における開講科目は、次頁の表のとおりである。

- ・スクールソーシャルワーク論
- ・スクールソーシャルワーク演習
- ・スクールソーシャルワーク実習指導
- ・スクールソーシャルワーク実習
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む科目
- ・「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」
- ・「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」
- ・「貧困に対する支援」

3. スクールソーシャルワーク教育課程修了の認定を希望する場合

これらの科目を履修し、スクールソーシャルワーク教育課程修了の認定を希望する場合は、卒業年次に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に申請しなければならない。申請の手続きについては、改めて指示する。

なお、申請にあたっては、社会福祉士または精神保健福祉士の国家資格を有していることが条件となる。

スクールソーシャルワーク教育課程指定科目

指定科目	本学における開講科目	授業時間	開講年次
スクールソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク論	30 時間	3 年
スクールソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習	30 時間	3 年
スクールソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導	30 時間	4 年
スクールソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習	80 時間	4 年
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目の教育内容	教育社会学	30 時間	2 年
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む科目の教育内容	発達心理学	30 時間	2 年
「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」	精神保健学Ⅰ 精神保健学Ⅱ	30 時間 30 時間	3 年
「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」	児童・家庭福祉論	30 時間	1 年
「貧困に対する支援」	公的扶助論	30 時間	1 年
その他追加して設置する科目	—	—	—

13. アクティビティ・ワーカー（介護福祉専攻）

1. 「アクティビティ・ワーカー」とは

特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会より付与される協議会認定資格である。アクティビティ・ワーカーとは、心身機能の低下した高齢者や疾病・障害等で福祉サービスを利用する人が、日常生活のあらゆる場面で自分らしく楽しみや喜び、生きがいを実感できるように支援する人材のことである。

アクティビティ・ワーカーは、サービス利用者の「生活の快」に基づき、何がその人の心身の活性化につながるのか、心身への直接的な働きかけだけではなく生活環境やその人を取り巻く「人間関係という環境」へも働きかけ、個別支援やグループ支援といったアクティビティ・サービスを実践する。

2. アクティビティ・ワーカー取得の利点

認定資格取得後の就職先として、高齢分野では在宅サービス（通所介護・通所リハビリテーション・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護など）や施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設など）、さらには、障害福祉サービス分野、医療サービス分野など多岐にわたる。利用者の生活の楽しみや生きがいの促進には、個人および集団に対し、ニーズの把握・企画・運営を含めた実践的アプローチができるアクティビティ・ワーカーが期待される。

3. 認定資格取得に必要な科目

アクティビティ・ワーカーの認定資格を得るには、特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会による指定科目について履修しなければならない。本学においては科目を読み替え1年次に開講する科目（4科目）すべてにおいて単位習得したものが所定の手続きによりアクティビティ・ワーカーの認定資格を付与される。

本学における開講科目

アクティビティ・サービス協議会指定科目	本学における開講科目（単位）	年次	開講期
アクティビティ・サービス論	アクティビティ・サービス論 (2)	1	後期
アクティビティ・サービス支援論			
アクティビティ・サービス支援技術論 ①環境整備に関すること ②終末ケアに関すること ③計画論と演習	自立に向けた生活支援技術Ⅰ(2)	1	前期
	自立に向けた生活支援技術Ⅱ(2)	1	後期
	介護実習Ⅰ(4)	1	集中

4. 認定資格取得方法・認定および登録

アクティビティ・ワーカーの認定を希望する場合は、2年の履修指導時期において、学内で仮登録申請を行う。仮登録申請手続を経て卒業時に協議会よりアクティビティ・ワーカーの「登録証」が交付される。仮登録申請時に認定資格登録料等を納入する。

仮登録申請時期：1年終了時から2年前期

認定資格登録料等：15,000円

内訳：認定資格登録料：10,000円

初年度年会費：5,000円（卒業年度から有効）

*所定の手続きに関しては、「アクティビティ・サービス論」にて説明する。

14. 准学校心理士（共生社会学科・子ども教育学科）

1. 准学校心理士とは

准学校心理士は、学校心理士（※）に準ずる資格である。准学校心理士を取得後に学校心理士用の研修を受講し、かつ通常より短い実務経験期間（3年間）を満たすことで学校心理士を受験することが可能となる。

なお、准学校心理士は、卒業時に以下の条件を満たす学生のうち、申請した者に限り授与される。

共生社会学科	卒業時に学校教育法にもとづく教員免許を取得予定の学生のうち、申請した者
子ども教育学科	卒業時に学校教育法にもとづく教員免許または保育士資格を取得予定の学生のうち、申請した者

（※）学校心理士 学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる人に対して、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する資格。

2. 資格を取得する方法・審査・認定および登録

本学は、一般社団法人学校心理士認定運営機構より准学校心理士養成校として認定を受けており、同機構が定めるカリキュラムを実施する大学である。准学校心理士の資格認定は、同機構が定めた所定の科目および単位（下記の「本学における開講科目」を参照）を修得後に、卒業年次に行われる学内の一括申請手続きおよび同機構による審査・認定を経て卒業時に認定証が交付される。なお、資格取得のためには下記の費用が必要となる。

●資格取得費用 15,000 円

 [内訳] 審査事務手数料 3,000 円

 登録事務手数料 3,000 円

 年会費 3 年分 9,000 円 (3,000 円×3年)

* 資格取得費用は変更されることがある。詳細については卒業年次を実施される学内オリエンテーション等で要確認。

3. 准学校心理士の資格取得に必要な科目・単位数・条件

◆共生社会学科

本学における開講科目	単位
教育心理学	2 単位
発達心理学	2 単位
教育相談	2 単位
特別支援教育概論	2 単位

上記 4 科目のうち 3 科目 6 単位以上を取得し、かつ卒業時に学校教育法にもとづく教員免許を取得予定の学生に限る。

◆子ども教育学科

本学における開講科目	単位
発達心理学	2 単位
教育相談	2 単位
特別支援教育・保育論	2 単位

上記 3 科目 6 単位を取得し、かつ卒業時に学校教育法にもとづく教員免許または保育士資格を取得予定の学生に限る。

15. ジュニアスポーツ指導員（子ども教育学科）

1. 「ジュニアスポーツ指導員」とは

公益財団法人日本スポーツ協会（以後「協会」）が認定する、地域スポーツクラブなどにおいて幼・少年期の子どもたちにあそびを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う指導者のための資格である。発育発達期の身体的・心理的特徴について専門的な知識と指導ノウハウを持ち、おおよそ2歳くらいの幼児から15歳までの子どもたちを対象に総合的なからだづくりと、基礎的動作の習得を目的としたプログラムを提供できる指導者である。

2. 本学で資格を取得するには

本学は協会よりジュニアスポーツ指導員特別コースの認定を受けており、下記の条件を満たすことで資格の取得が可能である。資格は卒業後に発行される。

条件1) 協会が認めた本学開講の科目を履修し、単位を修得すること。

条件2) 「子どもとキャンプ」を履修し、単位を修得すること。

条件3) 「スポーツ指導員養成講座」を履修し、単位を修得すること。

3. 資格の登録及び認定（前年度時点）

1) 上記の条件を満たし、その後、資格登録の手続きを完了し所定の登録料を納めた者に「コーチングアシスタント」、「ジュニアスポーツ指導員」の資格が協会から認定される。

2) 資格の登録有効期間は4年間。4年毎に更新・登録手続きが必要。

3) 費用関係（スポーツ指導員養成講座）

資格登録料等

- ・基本登録料：10,000円
- ・コーチングアシスタント初期登録手数料：3,300円
- ・ジュニアスポーツ指導員初期登録手数料：3,300円
- ・ジュニアスポーツ指導員検定試験受験料：3,300円
- ・リファレンスブック代：2,640円
- ・テキスト代：2,200円

※費用は変更になる場合がある。

16. キャンプインストラクター（子ども教育学科）

1. 「キャンプインストラクター」とは

国内で唯一のキャンプの専門的な法人である公益社団法人日本キャンプ協会（以後「協会」）が認定する指導者養成制度の資格の一つである。「キャンプインストラクター」は、キャンプでの活動（アクティビティ）を指導できる能力を持った指導者で、基礎的な知識、技術、考え方を習得し、キャンプ場面でその能力を発揮する資格であり、キャンプディレクター 2 級、1 級へステップアップするための基礎資格でもある。受講資格は満 18 才以上であることが前提となる。

2. 本学で資格を取得するには

本学では、協会よりキャンプインストラクターを養成する団体として毎年度更新して認定を受けている。下記の条件を満たすことで資格の取得が可能である。

条件 1) 「子どもとキャンプ」の科目を履修し、単位を取得すること。

条件 2) 「子どもとキャンプ」の授業の中で実施される協会作成の試験問題（筆記）に合格すること。

条件 3) 諸経費を納めること。

3. 資格の登録及び認定

1) 上記の条件を満たした者に「認定証」を発行する。

2) 資格の登録有効期間は 1 年間で、毎年度更新する。

3) 費用関係（変更の場合あり）

・初年度認定料：15,300 円

内訳：受験料 1,100 円、公認料 1,100 円、登録料 1,100 円、入会金 5,000 円、

年会費 5,000 円（日本協会 3,000 円、支部協会 2,000 円）、手数料 2,000 円

・次年度更新料：6,100 円

年会費 3,000 円、更新料 1,100 円、支部会費 2,000 円

・その他：授業経費が別途必要となる場合がある。

17. 認定心理士資格（心理学科）

1. 「認定心理士」とは

「認定心理士」とは、正式には「公益社団法人日本心理学会認定心理士」という資格の名称である。

この「認定心理士」の資格は、「公益社団法人日本心理学会」がその資格取得希望者に対して、“この人物は心理学に関する標準的な基礎知識と基礎技術とを正規の課程において修得している”ということを確認するもので、「公益社団法人日本心理学会」が心理学に関して認定している資格である。この資格は、心理学の専門家としての業務にこれから携わりたいと考えている人にとって、有用な意味を持つ。

「認定心理士」の認定母体である「日本心理学会」は、日本の心理学の歴史において最も早い時期に設立された学会のひとつである。日本心理学会は、現在活動している30余りの全国規模の心理学関連学会のなかでは基礎領域から応用領域まで幅広い専門領域にわたって会員を擁している最大規模の総合学会で、日本の心理学の発展に中心的役割を果たしてきた伝統をもつ。

2. 「認定心理士」になるには

認定心理士になるには、次の要件を満たした上で、公益社団法人日本心理学会に認定の申請をする必要がある。

< 認定心理士資格認定細則（抜粋） >

1 認定心理士資格認定制度規程第3条に基づく資格認定は、本細則の定めるところによる。

2 資格認定の条件は次の各号を満たすものとする。

(1) 16歳以降通算2年以上日本国内に滞在した経験を有する者。

(2) 学校教育法により定められた大学、または大学院における心理学専攻、教育心理学専攻、または心理学関連専攻の学科において、別表1に掲げる科目を履修し、必要単位を修得し、卒業または修了した者及びそれと同等以上の学力を有すると認められた者。

上記の条件を卒業見込みの学年度において満たしている者は、申請することができる。

ここでの別表1に掲げる科目については、本学では認定心理士取得に必要な科目P.156～157に定めるとおりである。これらの科目を履修し、認定心理士の認定を希望する場合は、卒業年次に公益社団法人日本心理学会に申請しなければならない。

申請の手続きについては、改めて指示する。なお、申請にあたっては、次のとおり、別途費用が必要となる。

審査料 11,000円

認定料 30,000円

(令和5年1月現在の金額、以後、改定されることがある。)

3. 「認定心理士（心理調査）」について

認定心理士取得に必要な科目に加えて、心理学を専攻する教員の「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」を修得し、心理学的な調査ないし実験とその解析を内容とした「卒業研究」を提出すると、「心理調査に関連する専門科目を履修した認定心理士」である「認定心理士（心理調査）」の資格が取得可能になる。

認定心理士取得に必要な科目（心理学科）

基礎科目

領域	科目名	必修・ 選択の別	単位	開講 年次	開講期	内容
a 心理学概論	心理学概論	必修	2	1	前期	学科専門基礎科目における心理学の概説講義
	心理学の歴史と発展	選択	2	2	後期	心理学主要分野の歴史と、理論や研究の発展を概説講義
b 心理学研 究法	心理的アセスメント	必修	2	1	後期	心理アセスメントに関する概説講義
	心理学研究法	選択	2	2	前期	心理学研究に関する概説講義
	心理学統計法	必修	2	2	前期	心理統計法に関する概説講義
	心理調査計画法	選択	2	3	前期	心理調査計画法に関する概説講義
c 心理学実 験	心理学実験	必修	2	2	前期	基礎心理学に関する小グループによる実験実習
	心理学応用実験	選択	2	2	後期	応用心理学に関する小グループによる実験実習
	心理データ分析	選択	2	3	後期	心理調査の計画・実施・分析・報告書作成
修得すべき単位数小計			12 単位	以上 a：4 単位、b：4 単位以上、c：4 単位		

選択科目

領域	科目名	必修・ 選択の別	単位	開講 年次	開講期	内容
d 学習心理 学	学習・言語心理学	選択	2	1	前期	学習と言語の心理学的理論と方法を中心とした講義
	知覚・認知心理学	選択	2	1	後期	知覚と認知に関する基本的主題を中心とした講義
	感情とコミュニケーション	選択	2	3	前期	コミュニケーションにおける感情の役割を感情心理学的に概説講義
e 比較心理 学	神経・生理心理学	選択	2	1	後期	神経心理学・生理心理学に関する概説講義
f 発達心理 学	発達心理学Ⅰ	必修	2	1	前期	乳幼児から青年前期の発達に関する概説講義
	発達心理学Ⅱ	必修	2	1	後期	青年後期から高齢期の発達に関する概説講義
	教育・学校心理学	必修	2	1	後期	教育心理学・学校心理学に関する概説講義
g 臨床心理 学	臨床心理学概論	選択	2	1	後期	臨床心理学の概説講義
	心理学的支援法	必修	2	1	後期	カウンセリング、心理療法など支援法の概説講義
	感情・人格心理学	選択	2	2	前期	感情心理学・人格心理学に関する概説講義
	健康・医療心理学	必修	2	2	前期	健康心理学・医療心理学に関する概説講義
	障害者・障害児心理学	選択	2	2	前期	障害者や障害児の心の特徴と支援に関する概説講義
	福祉心理学	必修	2	3	前期	福祉心理学に関する概説講義
h 社会心理 学	社会・集団・家族心理学	選択	2	1	後期	社会・集団・家族に関する心理学の概説講義
	行動経済心理学	選択	2	2	後期	
	コミュニティ心理学	必修	2	3	前期	コミュニティ心理学に関する概説講義
	産業・組織心理学	選択	2	3	前期	産業心理学および組織における心理学に関する概説講義
修得すべき単位数小計			16 単位	以上 d～hのうち3領域以上にわたり単位取得すること。 加えて、各領域4単位以上単位取得すること（eをのぞく）。		

* a～h全体で修得すべき単位数総計 **36 単位** 以上

認定心理士（心理調査）取得に必要な追加科目（心理学科）

領域	科目名	必修・ 選択の別	単位	開講 年次	開講期	内容	備考
2 単位以上 （基本主題含み 心理調査概論）	心理調査計画法	選択	2	3	前期	心理調査計画法に関する概説講義	
2 単位以上 （心理学統計）	心理学統計法	必修	2	2	前期	心理統計法に関する概説講義	
	心理データ分析	選択	2	3	後期	心理調査の計画・実施・分析・報告書作成	
6 単位以上 （発展・展開研究）	専門演習Ⅰ	必修	4	3	通年	心理学に関するゼミナール	心理系教員
	専門演習Ⅱ	必修	4	4	通年	心理学に関するゼミナール	
	卒業研究	選択	4	4	—	各自の心理学的研究テーマに基づき卒業論文を作成する	
修得すべき単位数小計			14 単位				

18. 社会福祉主事任用資格

「社会福祉主事任用資格」は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定される「福祉に関する事務所」（通常「福祉事務所」と略称されている）において、社会福祉関係諸法令を施行（福祉サービスを提供）していくに際して、生活困窮者、老人、児童、障害者などの生活上の課題を抱えた方々の相談に応じたり、助言や指導を行う「現業を行う所員」（現業員）および現業員の「指導監督を行う所員」（査察指導員）として任用される際に必要な資格としてスタートした。その後、ソーシャルワークの活動の領域が拡大する一方で、社会福祉の分野において長い間国家資格制度が存在しなかったため、行政機関のほか特別養護老人ホームや知的障害者更生施設などの施設において生活相談員として採用されるための要件として社会福祉主事であることが求められるなど、長年にわたり社会福祉の分野で働く人々の基礎的な資格として認められてきた。

下記のとおり、基本的には社会福祉行政の第一線の現業機関において活躍するための「任用資格」、つまり公務員が福祉事務所の現業員等に任用される場合に必要となる資格が、「社会福祉主事任用資格」である。

社会福祉法

（資格等）

第 19 条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢 20 年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものの中から任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学、旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二～五（略）

社会福祉学科、共生社会学科、子ども教育学科では、卒業と同時にこの資格が得られる。心理学科では下表より 3 科目を選択して履修する必要がある。

指定科目と本学開講科目比較対照表

[社会福祉学科・共生社会学科]

指定科目	左記に対応する開設授業科目
老人福祉論	高齢者福祉論
心理学	心理学
児童家庭福祉論	児童・家庭福祉論

[子ども教育学科]

指定科目	左記に対応する開設授業科目
社会福祉概論	社会福祉概論
児童福祉論	子ども家庭福祉論
心理学	心理学

[心理学科]

指定科目	左記に対応する開設授業科目
心理学	心理学概論
倫理学	倫理学
経済学	経済学
医学一般	人体の構造と機能及び疾病

19. 児童指導員任用資格

「児童指導員」は、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児施設などで生活する子どもたちを支援、育成、指導する職種である。児童福祉施設で生活する子どもたちの生活を支援し、自立支援計画を立案したり学校や児童相談所など関係機関や児童の家庭との連絡、児童を取り巻く地域社会との連絡調整をはかることを主な職務としている。

「児童指導員任用資格」とは、児童福祉施設のほとんどの置かれている児童指導員の任用に伴って求められる資格である。児童指導員の職場は、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センターなどである。

児童指導員の資格（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 抜粋）

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

本学では、卒業と同時にこの資格が得られる。

田園調布学園大学 履修規程

(目的及び定義)

第1条 この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）に基づき、本学の教育課程並びに学生の履修及び単位認定における諸手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学の教育課程は、総合教育科目、専門基礎科目、専門発展科目に区分し、各学科及び専攻における教育研究上の目的を達成するため、科目区分ごとに必要な授業科目を配置する。

2 前項に定めるもののほか、人間福祉学部共生社会学科において、学則第25条別表第二によらず、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目として必要な授業科目を配置する。

(授業科目の履修区分)

第3条 前条に定める授業科目は、その履修方法により、次のとおり区分する。

- (1) 必修科目 卒業までに必ず履修し、その単位を修得しなければならない科目
 - (2) 選択必修科目 指定する複数の授業科目の中から選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目
 - (3) 選択科目 各科目区分の中から自由に授業科目を選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目
- 2 前項第3号に定める授業科目の内、授業の方法及び内容並びにその性質により履修者数の定員を設け、あらかじめ人数を調整して履修者を決定する授業科目（以下、「人数調整選択科目」という。）を置くことがある。

(各授業科目の授業期間)

第4条 各授業科目は、学則第22条及び第23条に基づき、当該科目の授業の方法及び単位数に応じて授業を行う期間を定め、次のように区分する。

- (1) 通年科目 1年間にわたって授業を行う科目
 - (2) 半期科目 前期又は後期の半年間で授業を行う科目
 - (3) 集中科目 授業の方法及び内容により、一定の期間に集中して授業を行う科目
- 2 前項にかかわらず、通常の授業の方法によらず、多様なメディアの利用又は科目担当者による教育指導の方法により、学年の適切な時期に授業を行うことがある。

(別に定める時間の授業)

第4条の2 学則第23条第1項の別に定める時間の授業は、別表に掲げるものとする。

(履修登録)

第5条 学生は、その学年で履修しようとする授業科目について、原則として毎学年始めの所定の期間に本学の全学ネットワークシステム『でんでんぱん』を用い、登録及びその確認を行うものとする。

2 前項にかかわらず、前条第1項第3号及び第2項による科目について、学期中の適切な時期に登録期間を設け、別途定める方法によって履修登録を行う授業科目がある。

3 履修登録は、必修科目等、大学が履修を指定する授業科目を除き、すべて自己の責任において行うものとし、正当な理由なく他人に代行させることはできない。

4 履修登録の手続において、本人の責に帰すべき不備や誤りがあった場合、当該授業科目の登録は無効とする。

5 所定の期間内に履修登録をしていない科目については、履修並びに定期試験の受験を認めず単位を認定しない。

6 前2項に定めるもののほか、次の各号による科目及び第11条に規定する履修登録の上限単位数を超えて登録しようとする科目の履修は認めない。

- (1) 自己の学年が履修を希望する科目の配当学年に達していない科目
- (2) 同一時限に開設される複数の授業科目
- (3) 同年度に開設される同一科目
- (4) 単位修得済みの科目

7 納付金の納入が滞っている学生は、その状況により履修登録を認めない場合がある。

8 第1項のシステムの運営、管理に関することは、「田園調布学園大学 学内ネットワークシステム管理運営規程」において定める。

(登録科目の変更)

第6条 学生は、次条に定める必修科目の再履修等、やむを得ない理由により既登録科目を変更しようとするときは、各学期始めの指定された期間内に限り、所定の手続をもって届け出ることができる。

(必修科目の再履修)

第7条 学生は、自己の学年に配当された必修科目の単位認定を受けることができなかったときは、原則として翌年次に当該科目を再履修しなければならない。

(人数調整選択科目の登録手続)

第8条 学生は、第3条第2項に定める人数調整選択科目の履修を希望するときは、当該科目の登録に際し、別途定める方法によりあらかじめその申込みを行うものとする。

2 人数調整選択科目の履修許可は、抽選又は先着順その他の方法によって決定する。

(資格希望申請手続)

第9条 各学科専攻において取得可能な資格のうち、当該資格の取得に係る授業科目の登録に際し、別途定める方法によりあらかじめその申請を行わなければならないものがある。

(選択科目の閉講)

第10条 第3条第1項第3号に定める選択科目について、授業科目の履修登録を行った学生が5名未満の場合、授業運営の都合により当該科目を閉講とすることがある。

(履修登録の上限単位数)

第11条 単位取得に必要な学修時間を確保するため、「履修キャップ制」と称し、学科専攻ごとに学生が一年間に履修登録できる総単位数に次のとおり上限を設ける。

社会福祉学科	社会福祉専攻	48 単位
社会福祉学科	介護福祉専攻	48 単位
共生社会学科		48 単位
子ども教育学科		46 単位
心理学科		48 単位

2 前項にかかわらず、次の各号による単位は履修上限単位数に含めない。

- (1) 実習科目の単位
- (2) 学則第27条から第29条に定める単位
- (3) 卒業要件に算入されない単位
- (4) 第5条第2項に該当する科目の単位
- (5) 前4号に定めるもののほか、学生の事情を勘案し、履修の必要を認めた科目の単位

3 第16条に規定するGPAが3.2以上の学生は、第1項に定める上限単位数を緩和する。

4 前3項にかかわらず、本規定は編入学生には適用しない。

(履修登録の異議申し立て)

第12条 履修登録に対する異議申し立ては、その事情を具体的に示し、書面をもって本人が行うものとする。

(試験)

第13条 授業科目を履修登録した者に対して、学修到達度を測るため、学則第24条第1項に基づき試験その他大学が定める適切な方法により評価を行う。

2 試験に関する事は、田園調布学園大学試験規程において定める。

(成績評価)

第14条 学則第24条第2項による成績評価の点数区分及び単位認定に係る合否の判定は、次のとおりとする。

成績評価	点数区分	合否判定
S	100～90点	合格（単位認定）
A	89～80点	合格（単位認定）
B	79～70点	合格（単位認定）
C	69～60点	合格（単位認定）
D	59点以下	不合格（単位不認定）

2 前項に定める「D」の評価に、定期試験未受験及びレポート未提出並びに授業出席不良等を含む。

(単位認定科目)

第15条 前条第1項にかかわらず、授業の性質等により、段階評価及び点数区分によらず、合否の判定を行う科目がある。

2 前項による科目は、「単位認定科目」と称し、合格の場合の成績評価の表示は「認」として単位を認定し、不合格の場合の表示は「否」として単位の認定は行わないものとする。

(GPA)

第 16 条 本学は、学生の学修状況に関する総合的な評価を示すため、履修科目の成績評価を点数化する GPA（グレード・ポイント・アベレージ）を採用する。

2 各評価のポイント及び GPA の算出方法は次のとおりとする。

① 各評価のポイント

成績評価	ポイント
S	4 点
A	3 点
B	2 点
C	1 点
D	0 点

② GPA の算出方法

履修科目の成績評価に対するポイントに当該科目の単位数を乗じてグレード・ポイントを算出し、その数値の合計を総履修単位数で除してグレード・ポイント・アベレージを算出する（小数点第 3 位以下四捨五入）。

3 GPA は、前期及び後期の各学期末に算出し、次条による成績通知の際に表示する。

4 GPA の算出に当たり、前条に規定する単位認定科目及び「卒業研究」並びに第 2 条第 2 項による卒業要件単位数に含まれない科目の単位は除外する。

5 GPA は、「専門演習」及び「ゼミナール」の配属並びに奨学金、優秀学生等の選抜その他学長が必要と認める場合において、その数値を参考とする。

6 当年度の GPA が 1.2 未満で、かつ、年次ごとの総修得単位数が 30 単位未満、当年度履修科目の授業出席率が平均 40% 未満の場合、当該学生に対し段階的に注意、指導を行い、なお学修状況の改善が見られない時は、退学等の勧告を行うことがある。

(成績通知の方法及び時期)

第 17 条 学生に対する成績評価の通知は、学期末ごとに第 5 条第 1 項のシステムにおいて行い、その時期は授業科目の区分により、次のとおりとする。

前期で終了する半期科目の成績 8 月下旬

後期で終了する半期科目及び通年科目の成績 2 月下旬

2 前項にかかわらず、授業の方法及び内容並びにその性質により、授業科目の一部について、別途学期の途中又は次の学期末に成績評価の通知を行うことがある。

3 納付金の納入が滞っている学生は、その状況により成績通知及び各種証明書の発行を行わない場合がある。

(成績評価に関する照会)

第 18 条 学生は、通知を受けた成績評価に対する疑義があるときは、各学期末の所定の期間内にその照会を行うことができる。ただし、照会の対象は、当該学期に通知を受けた授業科目に限るものとする。

(学外学修等による単位認定手続)

第 19 条 学生は、学則第 27 条から第 29 条に定める学外学修等による単位の認定を希望するときは、前期履修登録期間中その他大学が指定する期間において、本人自ら学修内容を証する書類を添付し、所定の様式をもって願出しなければならない。

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、各学科専攻における各種資格等の取得に係る科目の履修に関することは、別に定める。

2 この規程の施行に関して必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 2 条及び第 11 条は、施行日以前に在籍する学生及び平成 31 年度及び平成 32 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第11条第1項は、施行日以前に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定については、施行日以前に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の2に規定する別表については、令和2年度以前に入学する学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定については、施行日以前に在籍する学生及び令和7年度、令和8年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

田園調布学園大学 授業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）及び田園調布学園大学履修規程（以下、「履修規程」という。）に基づき、本学の授業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業期間)

第2条 学則第21条による授業期間は、毎年度の学年暦で定めるところによる。

2 履修規程第4条に定める各授業科目の授業は、前項による学年暦の授業期間において、当該授業科目の授業計画に基づいて行うものとする。ただし、同条第1項第3号及び第2項による授業科目について、学則第7条に定める休業日において授業を行う場合がある。

(授業時間)

第3条 本学の通常の授業時間は、次のとおりとする。

時限	授業時間
第1時限	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50
第6時限	18:00～19:30

2 前項によるもののほか、履修規程第4条第1項第3号及び第2項による授業科目について、変則的に授業時間を編成して行う場合がある。

(休講及び補講)

第4条 科目担当者のやむを得ない理由又は第6条に定めるところにより、授業が休講となった場合、原則として補講を実施する。

2 補講は、原則として学年暦に定める補講日のほか学期中の通常授業日に行う。

(振替授業)

第5条 授業は、科目担当者及び学科長が相当と認めた場合、当該授業科目の学外での研修又は各学科専攻が主催する特別授業に振り替えることがある。

2 前項による授業の振替は、補講の授業に準用する。

(緊急事態発生時における授業の取り扱い)

第6条 災害その他緊急事態の発生にともない、交通機関の運行に支障が生じている場合の授業の取り扱いは、次の各号に定めるところとする。

(1) 午前6時の時点で、NHK ニュースにより、小田急電鉄(新宿－本厚木)、東急電鉄(渋谷－中央林間)及び横浜市営地下鉄(横浜－あざみ野)のうち、2社以上の電車が、ストライキ、災害、異常気象等で全面的に運転を停止している場合、当日の授業の取り扱いは以下のとおりとする。ただし、バス等による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとする。

① 午前9時までに復旧した場合

当日第1、第2時限の授業を臨時休講とし、第3時限より開講する。

② 午前9時を過ぎても運休している場合

当日の授業に関する情報は、大学ホームページ、全学ネットワークシステム『でんでんぱん』等を通じて学生に伝達する。

(2) 学生の居住地又はその周辺地域の交通機関の運休、遅延のために、やむを得ず授業に遅刻、欠席した場合は、駅で発行される遅延証明書をもって、すみやかにその旨を科目担当者に届け出るものとする。

2 前項第1号による授業の取り扱いは、交通機関の運行状況にかかわらず、学長が、気象予報その他の状況により学生の通学が困難と認めた場合に準用し、その際の授業に関する情報は、②の方法によって学生に伝達する。

(出欠席確認)

第7条 各授業科目について、科目担当者の定める方法により、毎回の授業において履修学生の出欠席確認を行う。

(欠席超過による措置)

第8条 各授業科目について、正当な理由がなく出席回数が当該授業科目の全授業回数の3分の2に満たない場合は、田園調

布学園大学試験規程第7条第1項第3号及び学則第24条第1項に定めるところにより、期末試験の受験を認めず、原則として当該授業科目の単位を与えない。

(出席率の算出方法)

第9条 前条による各授業科目における出席率の算出は、授業に出席した回数に第11条に定める公認欠席の回数を加え、その数を当該科目の全授業回数に除して得られた数字を採用するものとする。

(授業出欠席に関する照会)

第10条 学生は、第7条による出欠席確認の状況に対する疑義があるときは、授業の実施日から4週間以内に限り、当該授業科目の担当者にその照会を行うことができる。

(公認欠席)

第11条 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、所定の手続をもって公認欠席（以下、「公欠」という。）を願い出ることができる。ただし、人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻及び子ども教育学部子ども教育学科に在籍する学生には、公欠を適用しない。

- (1) 忌引
- (2) 実習
- (3) 進路活動
- (4) 課外活動
- (5) 感染症（出席停止による公欠）
- (6) その他大学が特に必要と認めた場合

2 公欠が承認された場合、授業の欠席回数に算入しない。

3 公欠が認められる場合の日数及び手続は、別表のとおりとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関して必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第11条第3項関係 公欠の日数及び手続）

公欠の種類	公欠が認められる日数	手 続	届出時必要書類等・[提出先]												
(1) 忌 引	忌引の扱いは3親等以内とし、忌引日数は下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="331 280 651 452"> <tr> <td>亡くなった人</td> <td>忌引日数</td> </tr> <tr> <td>父 母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>兄弟・姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>祖 父 母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ・おば</td> <td>1日</td> </tr> </table>	亡くなった人	忌引日数	父 母	7日	配 偶 者	7日	兄弟・姉妹	3日	祖 父 母	3日	おじ・おば	1日	「忌引届」及び「欠席届」に必要事項を記入し、死亡月日より10日以内に教学支援課へ提出する。科目ごとの「欠席届」は承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	会葬礼状等（コピーも可とする） [教学支援課]
亡くなった人	忌引日数														
父 母	7日														
配 偶 者	7日														
兄弟・姉妹	3日														
祖 父 母	3日														
おじ・おば	1日														
(2) 実 習	実習期間及び実習施設との事前（事後）打ち合わせ日 <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーク実習（介護福祉専攻を除く） ・精神保健福祉援助実習 ・教育実習（子ども教育学科を除く） ・スクールソーシャルワーク実習 ・医療ソーシャルワーク実習 ・心理実習 ・社会教育実習 	実習に関する公欠は、原則として手続不要。ただし、事前打ち合わせ日等の場合に必要に応じて「公欠願」及び「欠席届」を提出する。科目ごとの「欠席届」は教学支援課の承認印を得た後に各自が各科目担当教員へ提出する。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [教学支援課]												
(3) 進路活動	進路活動（就職活動、就職試験及び内定式、入学試験等）による公欠が認められる日数は、3・4年生を対象に年間を通じて原則として3日間とする。 ただし内定後の研修等による公欠は、原則として認めない。	「公欠願」及び「欠席届」に必要事項を記入し学生生活・進路支援課に提出する。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	就職の場合は採用試験の案内書、入学試験の場合は受験票の写し [学生生活・進路支援課]												
(4) 課外活動	公式試合の出場、公式研究会への参加など、大学が承認したものに限り認める。原則として科目ごとに3日間とする。	あらかじめ顧問の承認印を得た「公欠願」に必要事項を記入し、「欠席届」とともに学生生活・進路支援課に提出する（各部・各サークルの責任者が取りまとめて学生生活・進路支援課に提出すること）。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	試合、大会等の主催者が配付した開催内容を示す印刷物等（コピーも可とする） [学生生活・進路支援課]												
(5) 感染症	学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合のみ、公欠とする。なお、日数は学校保健安全法施行規則第19条に定める「出席停止の期間の基準」に定める期間とする。	学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した（その疑いも含む）場合は、教学支援課へ電話連絡し、指示を受けること（ただし、インフルエンザに罹患した場合は、教学支援課への連絡は不要とし、「でんでんばん」の感染症フォームでその旨を連絡するとともにアドバイザーへ報告すること）。なお、自己判断による登校は禁ずる。	病気に罹患したことを証明する医師による診断書等（インフルエンザの場合は、薬局で受け取った薬袋、抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ等）の説明書、薬手帳のコピー等で可） [教学支援課]												
(6) その他大学が特に必要と認めた場合	本人の申し出により、大学が特に必要と認めたものについては当該日（期間）を公欠として取り扱うことがある。	欠席事由を教学支援課に申し出、適宜指示を受けること。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [関連部署]												

注：表中の手続は、あらかじめ予定が判明しているものについては事前に行う必要がある。又、欠席後に手続を行う場合は、忌引による公欠を除き、当該日以後1週間以内に完了するものとする。なお、公欠が承認された後は、科目担当者へ1週間以内に届け出ること。これを越えた場合、公欠は認められない。

田園調布学園大学 試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、田園調布学園大学学則第24条第1項に基づき実施する試験に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 試験の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 期末試験 前期・後期の各期末の試験期間中に実施する試験をいう。
- (2) 追試験 期末試験を第9条各号に規定する理由で受験できなかった者に、当該科目について実施する試験をいう。
- (3) 再試験 4年生の前期・後期の各期末成績で不合格となった科目に対して実施する試験をいう。

(再試験実施科目及び評価)

第2条の2 前条第3号に規定する再試験は、同号で定める科目について、科目担当者が再試験の必要を認めた場合において実施する。

2 前項の再試験を受験し合格した者の評価は「C」とする。

(試験方法)

第3条 試験は、筆記、口述又は実技によるものとする。ただし、レポートをもってこれに替えることができる。

(試験時間)

第4条 試験時間は、原則として90分間とする。

(試験監督)

第5条 試験監督は、当該科目の担当教員が行う。ただし、必要に応じて補助者を加えることがある。

2 試験監督者は、試験場において試験を厳正かつ円滑に実施する権限とこれに伴う義務を有する。

(試験の実施)

第6条 教務委員会は、試験の実施を統括する権限と義務を有する。

(受験資格の取得)

第7条 受験資格は、次の各号を満たすことにより取得する。

- (1) 履修科目登録の手續完了
- (2) 学費等納入の手續完了
- (3) 2/3以上の出席完了
- (4) その他所定の手續完了及び科目担当者が受験を認めた場合

2 前項各号の規定にかかわらず、試験時において休学又は停学中の者は、受験資格を有しない。

(受験資格の喪失)

第8条 次の各号の一に該当する者は、当該科目の受験資格を失う。

- (1) 学生証を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて、遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者
- (4) 試験において不正行為を行った者

2 前項第1号に該当する者に対しては、当日のみ有効とする仮学生証による受験を認めることがある。

3 前項に定める仮学生証の交付を受けようとする者は、当該試験受験前に、総務・経理課窓口に出なければならぬ。

(追・再試験受験手続)

第9条 第2条第2号による追試験の受験者は、所定の期日までに追試験受験願及び次の各号に定める期末試験欠席理由を証明する書類を提出し、受験許可を得なければならない。

- (1) 忌引き（3親等以内の親族）
- (2) 実習（ソーシャルワーク実習、介護実習、精神保健福祉援助実習、教育実習、特別支援教育実習、保育所実習、施設実習、心理実習、スクールソーシャルワーク実習、医療ソーシャルワーク実習、社会教育実習）
- (3) 進路活動（就職試験及び内定式、編入学試験）
- (4) 公共交通機関の事故等
- (5) 本人の病気又はケガ
- (6) その他大学がやむを得ない理由と認めた事項

2 第2条第3号による再試験の受験者は、所定の期日までに受験手数料を添えて再試験・再評価申込書を提出し、受験許可を得なければならない。

(受験者の義務)

第10条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと
- (2) 試験開始後20分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得ること
- (3) 学生証を机上に提示すること
- (4) 試験開始後30分以内は、退場しないこと
- (5) 試験場においては、認められたもの以外机上に置かず、机の中に入れてはいけないこと

(無効答案)

第11条 次の各号に該当する答案は、無効とする。

- (1) 第7条に定める受験資格を有していない者の答案
- (2) 第8条に定める受験資格を失った者の答案
- (3) 学籍番号及び氏名が記入されていない答案
- (4) 科目の担当教員、曜日又は時限を間違えて受験した者の答案
- (5) 定められた時間内に提出されなかった答案
- (6) 解答の有無に関らず試験場外に持ち出された答案

(不正行為)

第12条 試験における不正行為とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 代人が受験したとき（依頼した者・受験した者の両者）
- (2) 答案を交換したとき（交換した者・交換を受けた者の両者）
- (3) カンニングのために所持品（電子機器を含む）その他の物品へ事前に書き込みをして、それを使用したとき（未遂を含む）
- (4) 他人の答案を写したとき（見せた者・見た者の両者）
- (5) 言語・動作・電子機器等で連絡したとき（連絡した者・連絡を受けた者の両者）
- (6) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品を使用したとき
- (7) 他人の学生証で受験したとき（貸した者・借りた者の両者）
- (8) 偽名答案を提出したとき
- (9) 使用が許可された参考書等の試験場における貸借をしたとき（貸した者・借りた者の両者）
- (10) その他試験監督者が不正と認めるとき

(不正行為の確認)

第13条 試験監督者は、不正行為を発見した場合、その受験者の受験を直ちに中止させ、学生証・答案・証拠品等を取り上げ、当該受験者に同行して教学支援課に通報するものとする。

2 教務委員会は、試験監督者立ち会いのもとに、直ちに当該受験者の不正行為の事実確認を行う。

3 不正行為が確認された場合、教務委員会は、その受験者に不正行為事実の確認書を提出させ、速やかに学部長に報告するものとする。

(不正行為者の処分)

第14条 不正行為を行った者（以下「不正行為者」という）は、学則第47条第2項による訓告処分とし、併せて当該不正行為の内容及び本人の態度を勘案し次の各号のいずれかによる処分を行う。

- (1) 不正行為を行った科目を不合格（「D」評価）とする。
- (2) 当該試験期間におけるすべての試験について無効（0点）とする。

2 前項に定めるもののほか、学長が必要と認めるときは、不正行為者に対し次の各号又はいずれかによる付加処分を行う。

- (1) 大学が指定する奨学金受給資格の喪失
- (2) 前項による処分内容の学内掲示
- (3) 保証人への当該処分に関する文書通知

(試験終了後における処分)

第14条の2 不正行為が試験の受験後に発覚した場合においても、前条に定める処分を行うものとする。

2 前項及び前条に定めるもののほか、不正行為者の処分に関する事は、田園調布学園大学 学生の懲戒に関する規程の定める

ところによる。

(委任)

第 15 条 この規程の施行に関して必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、教授会における審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 本規程の施行に伴い、田園調布学園大学 試験における不正行為者処分規程を廃止する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

田園調布学園大学「卒業研究（卒業論文）」倫理指針

平成 27 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

1. 指針の目的

卒業研究（卒業論文）における知的誠実さを涵養し、卒業研究（卒業論文）の倫理的なあり方を示すために、本指針をおく。

2. 指針の内容

(1) 引用について

論文作成にあたっては、自説と他説とを峻別することが重要である。これを怠ると、最も重大な倫理違反の一つである盗作もしくは剽窃^{ひょうせつ}となることを強く自覚しなければならない。そこで、先行研究の引用は厳格に行い、原著者名・文献・出版社・出版年・引用箇所を明示すること。

(2) 事例研究について

事例および諸実践等の既存データを論文に利用する場合は、対象者（当事者）を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例を加工した場合は、原則として、前もって事例調査結果の使用について、対象者に承諾を得なければならない。

(3) 調査研究について

必要がある場合には、調査対象者・地域・団体等の匿名性が守られなければならない。また、調査票（質問紙）の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

調査研究の過程は、詳細に示されなければならない。もし他者が作成・使用した調査票（質問紙）の全部または一部を利用する場合には、その旨を論文中に明示しなければならない。また、調査結果を改竄^{かいざん}してはならない。

(4) 実験研究について

実験対象者へのインフォームド・コンセントをあらかじめ行い、実験実施にあたっては実験対象者の心理的・身体的安全を最優先し、実験途中で実験対象者の求めに応じ中断を許容するなどの配慮もなされなければならない。

また、実験で操作される条件等の内容を実験対象者にあらかじめ開示できない場合は、実験実施後なるべく早期にデブリーフィングを実施しなければならない。

(5) 差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語について

論文作成また口頭等で発表する場合には、社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではない。

2025 年度 授業担当教員一覧

職名	氏名	研究分野
学 長	采山光儀	近代日本教育史、社会教育史
副 学 長	安村清美	舞踊教育学、保育学
副 学 長	村井祐一	福祉情報、地域福祉
人間福祉学部長	川名正昭	福祉工学
子ども教育学部長	内藤知美	保育学、児童文化
人間科学部長	伊東秀幸	精神保健福祉
学科長(社会福祉)	隅河内 司	障害者福祉、ソーシャルワーク、地域福祉
学科長(共生社会)	新井雅明	障害児教育、特別支援教育、授業のユニバーサルデザイン
学科長(子ども教育)	斉木美紀子	ピアノ、音楽教育
学科長(心理)	黒田美保	発達心理学、臨床心理学、障害児者心理学
教 授	山本博之	医療保健領域におけるソーシャルワーク
教 授	和 秀 俊	地域福祉、社会福祉学
教 授	松本葉子	医療ソーシャルワーク
教 授	竹田幸司	生活支援技術
教 授	浦尾和江	介護福祉学、介護技術
教 授	山崎 さゆり	生活環境学、住生活学、家政学
教 授	藤原 亮 一	現代社会論、社会科学方法論、福祉教育
教 授	引馬知子	社会福祉政策、国際社会福祉、就労支援
教 授	藤森 智 子	東アジア地域研究、政治学
教 授	國見 真理子	法学、経済学、会計学を巡る学際的研究
教 授	安崎 文 子	障害児者に関する心理学、認知神経科学
教 授	竹澤 伸 一	教育学、教科教育学および初等中等教育学、環境政策および環境配慮型社会
教 授	染谷 裕 子	日本語学、日本語史
教 授	犬塚 典 子	教育学、公共政策
教 授	茗井 香保里	運動教育、健康教育、身体表現
教 授	番匠 一 雅	福祉現場の情報化
教 授	長谷川 洋 昭	児童福祉、司法福祉
教 授	清水 道 代	保育学
教 授	小泉 和 博	教育課程、社会科教育法
教 授	栗田 嘉 也	学校経営における危機管理、小学校英語教育、幼・保・小連携
教 授	渡邊 由 己	コミュニティへの心理学的アプローチ
教 授	長岡 智寿子	生涯学習論、社会教育学、成人教育論
教 授	笠井 さつき	臨床心理学、精神分析的心理療法
准 教 授	鈴木 剛	精神保健福祉、自殺予防
准 教 授	永田 隆 二	社会福祉学
准 教 授	北本 明日香	社会学
准 教 授	増田 いづみ	老年学、介護福祉学
准 教 授	島田 今白子	高齢者の心身の健康、介護予防活動
准 教 授	小平 隆 雄	社会福祉原論、地域福祉、ソーシャルワーク
准 教 授	新 名 正 弥	社会保障、社会政策（社会サービス分野）

職名	氏名	研究分野
准教授	江島尚俊	宗教学、大学史研究
准教授	武山梅乗	文化社会学、現代沖縄文学、コミュニティ論
准教授	吉國陽一	教育学、教育哲学、学習と発達の心理学
准教授	岩本圭子	保健学、保育学
准教授	横尾暁子	発達心理学、健康心理学
准教授	仙田考	子ども環境学
准教授	五島史子	心理学、認知心理学、実験心理学
准教授	櫻井優太	実験心理学、生理心理学、感情心理学
准教授	大塚秀実	臨床心理学
准教授	高城絵里子	臨床心理学
講師	遠藤建人	ソーシャルワーク、子ども家庭福祉、スクールソーシャルワーク
講師	岩本親憲	教育哲学、スクールカウンセリング
講師	加藤健生	社会福祉学、特別支援教育
講師	三政洋一	芸術学、塑造
講師	谷口多都子	理科教育
助教	高谷明子	介護福祉学・高齢者福祉・心理学
助教	大岡崇	社会的養護
兼任講師	青山誠	保育実践研究（言葉）
兼任講師	東敦子	発達心理学、特別支援教育
兼任講師	阿部廣二	心理学、教育学、認知科学
兼任講師	天貝静	助産学、公共政策
兼任講師	新井彩加	臨床心理面接、臨床心理アセスメント、描画療法
兼任講師	安齊順子	心理学
兼任講師	安藤公美	日本近代文学
兼任講師	飯田千夏	声楽
兼任講師	伊澤冬子	臨床心理学、社会心理学、パーソナリティ心理学、ポジティブ心理学
兼任講師	石川由美	介護福祉学、高齢者福祉
兼任講師	井上亜由美	リハビリテーション工学、医療教育福祉
兼任講師	入江薫子	声楽
兼任講師	岩越健	制御工学、ロボット工学、野外教育
兼任講師	宇野啓子	聴覚障害者福祉
兼任講師	浦城直子	手話、アジアにおけるろう女性の状況
兼任講師	江澤富士子	英語、コミュニケーション
兼任講師	榎本則幸	社会福祉学
兼任講師	榎本理沙	臨床心理学
兼任講師	海老澤浩史	ソーシャルワーク（生活困窮者支援）
兼任講師	撰麻子	児童・青少年の心の問題に対する支援、精神保健福祉に関する実務、医療福祉に関する実務
兼任講師	大田美郁	音楽教育（日本音楽）
兼任講師	大村美樹子	臨床心理学、キャリア開発
兼任講師	岡田啓子	発達心理学、教育心理学

職名	氏名	研究分野
兼任講師	奥田訓子	健康心理学
兼任講師	小澤昌之	教育社会学、キャリア教育、高等教育
兼任講師	小畑晶子	昆虫生態学
兼任講師	小山望	心理学、臨床心理学、インクルーシブ教育
兼任講師	柿澤文子	書道実技（漢字・仮名・漢字仮名交じりの書）、ペン字
兼任講師	加戸瞭介	心理学、人間情報学
兼任講師	加藤文子	人文社会系、社会科学
兼任講師	金井直子	権利擁護、福祉経営、高齢者福祉
兼任講師	川上克樹	認知行動療法、高次脳機能障害、発達障害
兼任講師	川田裕樹	スポーツ科学関連、体育および身体教育学関連、栄養学および健康科学関連
兼任講師	河原真利	造形表現
兼任講師	神田久義	日本古典文学
兼任講師	木村仙理	知的障害者、強度行動障害
兼任講師	小泉仁	社会福祉士・介護福祉士国家試験対策、ケアマネジメント（介護支援専門員試験対策）
兼任講師	小林麻衣子	障害者福祉
兼任講師	近藤清美	臨床心理学、臨床発達心理学
兼任講師	齋藤香織	介護福祉、人材育成
兼任講師	酒井垂弥	音楽（ピアノ）
兼任講師	嵯峨野美香	早期英語教育
兼任講師	相良雄一郎	教育心理学
兼任講師	櫻井善啓	精神医学
兼任講師	佐藤亨	社会科教育課程、国際教育、教師教育（現職教育）
兼任講師	嶋田明子	日本近代文学
兼任講師	神朝弘	社会福祉
兼任講師	末崎潤一	空間・環境と知覚について
兼任講師	末武美紗	地域研究（台湾）、東アジア近代史
兼任講師	杉下文子	教育学、西洋思想史、国際教育、外国語教育
兼任講師	鈴木孝典	社会福祉学
兼任講師	瀬川千津子	保育・幼児教育実践学
兼任講師	関根麻美	高齢者福祉、ソーシャルワーク
兼任講師	関山隆一	人間学・保育学
兼任講師	外川重信	スポーツコーチ学（野外運動学）
兼任講師	高橋絵美子	神経発達症、自閉スペクトラム症
兼任講師	高橋直之	児童福祉、社会的養護
兼任講師	高橋弘之	霊長類学
兼任講師	滝沢真弓	音楽（ピアノ）
兼任講師	滝島真優	障害者福祉
兼任講師	田中明子	音楽（ピアノ）
兼任講師	谷田快	子ども支援におけるコミュニティの役割
兼任講師	田村裕彦	地理学、地理教育、文化財学

職名	氏名	研究分野
兼任講師	崔 汙 我	韓国語、韓国社会文化、経営学
兼任講師	中 鉢 路 子	臨床心理学
兼任講師	土 田 弥 生	臨床認知発達学、学校臨床心理学、学校カウンセリング
兼任講師	鶴 田 尚 子	老人福祉
兼任講師	直 井 玲 子	保育学、教育学、芸術学（演劇）
兼任講師	中 嶋 尚 樹	言語学
兼任講師	長 友 祐 三	社会学
兼任講師	長 野 慎 一	ジェンダー・セクシャリティ、社会学
兼任講師	西 村 かおる	栄養教育
兼任講師	西 村 とし や 敏 也	史学（史学一般・日本史）、文化人類学（民俗学）、哲学（宗教学）、地域研究
兼任講師	博 田 ひろ 樹	スポーツコーチング
兼任講師	馬 場 やす のり 康 徳	高齢者福祉、居住福祉、地域創生
兼任講師	原 田 ゆかり	器楽、ピアノ
兼任講師	古 橋 ゆう 季	コーチング論、トレーニング学
兼任講師	松 井 のぶ 子	障がい者スポーツにおける外傷発生について
兼任講師	丸 山 たけし 雄	中国史
兼任講師	水 澤 とよ 子	青少年教育、教育社会学
兼任講師	三 井 い き 早 苗	キャリア
兼任講師	皆 吉 あつ のぶ 延	国語教育学
兼任講師	宮 崎 あさ き 子	児童文化・文学
兼任講師	茂 木 たか とし 利	福祉文化
兼任講師	森 裕 ひろ き 幸	臨床心理学、特別支援教育、発達心理学、障害児（者）心理学
兼任講師	吉 田 なつ き 月	社会心理学
兼任講師	Liu Richong	スポーツコーチング
兼任講師	和田 やす こ 靖 子	乳幼児期における音楽遊び

